

令和4年度

—公共測量— 作業規程の準則の改正

第3編 地形測量及び写真測量

新旧対照表

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																				
第3編 地形測量及び写真測量	第3編 地形測量及び写真測量																																																																																					
第1章 通則	第1章 通則																																																																																					
第1節 要旨	第1節 要旨																																																																																					
<p>(要旨)</p> <p>第104条 <u>この編</u>は、地形測量及び写真測量の作業方法を定めるものとする。</p> <p>2 「地形測量及び写真測量」とは、数値地形図データ等を作成又は修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。</p> <p>3 「数値地形図データ」とは、地形、地物等の位置、形状を表す座標データ及びその内容を表す属性データ等を、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第104条 <u>本編</u>は、地形測量及び写真測量の作業方法を定めるものとする。</p> <p>2 「地形測量及び写真測量」とは、数値地形図データ等を作成又は修正する作業をいい、地図編集を含むものとする。</p> <p>3 「数値地形図データ」とは、地形、地物等の位置、形状を表す座標データ及びその内容を表す属性データ等を、計算処理が可能な形態で表現したものをいう。</p>	表現の適正化																																																																																				
第2節 製品仕様書の記載事項	第2節 製品仕様書の記載事項																																																																																					
<p>(製品仕様書)</p> <p>第105条 製品仕様書は、当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p>	<p>(製品仕様書)</p> <p>第105条 製品仕様書は、当該地形測量及び写真測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ品質、データ製品配布、メタデータ等について体系的に記載するものとする。</p>																																																																																					
<p>(数値地形図データの精度)</p> <p>第106条 数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="172 835 1270 1115"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置の標準偏差</th> <th>標高点の標準偏差</th> <th>等高線の標準偏差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>250</td><td>0.12m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr> <tr><td>500</td><td>0.25m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr> <tr><td>1000</td><td>0.70m以内</td><td>0.33m以内</td><td>0.5m以内</td></tr> <tr><td>2500</td><td>1.75m以内</td><td>0.66m以内</td><td>1.0m以内</td></tr> <tr><td>5000</td><td>3.50m以内</td><td>1.66m以内</td><td>2.5m以内</td></tr> <tr><td>10000</td><td>7.00m以内</td><td>3.33m以内</td><td>5.0m以内</td></tr> </tbody> </table> <p>2 「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。</p> <p>3 地図情報レベル及び<u>地形図縮尺</u>の関係は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="362 1262 1077 1541"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>相当縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>250</td><td>1/250</td></tr> <tr><td>500</td><td>1/500</td></tr> <tr><td>1000</td><td>1/1,000</td></tr> <tr><td>2500</td><td>1/2,500</td></tr> <tr><td>5000</td><td>1/5,000</td></tr> <tr><td>10000</td><td>1/10,000</td></tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差	250	0.12m以内	0.25m以内	0.5m以内	500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内	1000	0.70m以内	0.33m以内	0.5m以内	2500	1.75m以内	0.66m以内	1.0m以内	5000	3.50m以内	1.66m以内	2.5m以内	10000	7.00m以内	3.33m以内	5.0m以内	地図情報レベル	相当縮尺	250	1/250	500	1/500	1000	1/1,000	2500	1/2,500	5000	1/5,000	10000	1/10,000	<p>(数値地形図データの精度)</p> <p>第106条 数値地形図データの位置精度及び地図情報レベルは、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1516 835 2614 1102"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置の標準偏差</th> <th>標高点の標準偏差</th> <th>等高線の標準偏差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>250</td><td>0.12m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr> <tr><td>500</td><td>0.25m以内</td><td>0.25m以内</td><td>0.5m以内</td></tr> <tr><td>1000</td><td>0.70m以内</td><td>0.33m以内</td><td>0.5m以内</td></tr> <tr><td>2500</td><td>1.75m以内</td><td>0.66m以内</td><td>1.0m以内</td></tr> <tr><td>5000</td><td>3.50m以内</td><td>1.66m以内</td><td>2.5m以内</td></tr> <tr><td>10000</td><td>7.00m以内</td><td>3.33m以内</td><td>5.0m以内</td></tr> </tbody> </table> <p>2 「地図情報レベル」とは、数値地形図データの地図表現精度を表し、数値地形図における図郭内のデータの平均的な総合精度を示す指標をいう。</p> <p>3 地図情報レベルと<u>地形図縮尺</u>の関係は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1706 1255 2421 1528"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>相当縮尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>250</td><td>1/250</td></tr> <tr><td>500</td><td>1/500</td></tr> <tr><td>1000</td><td>1/1,000</td></tr> <tr><td>2500</td><td>1/2,500</td></tr> <tr><td>5000</td><td>1/5,000</td></tr> <tr><td>10000</td><td>1/10,000</td></tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差	250	0.12m以内	0.25m以内	0.5m以内	500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内	1000	0.70m以内	0.33m以内	0.5m以内	2500	1.75m以内	0.66m以内	1.0m以内	5000	3.50m以内	1.66m以内	2.5m以内	10000	7.00m以内	3.33m以内	5.0m以内	地図情報レベル	相当縮尺	250	1/250	500	1/500	1000	1/1,000	2500	1/2,500	5000	1/5,000	10000	1/10,000	表現の適正化 表現の適正化
地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差																																																																																			
250	0.12m以内	0.25m以内	0.5m以内																																																																																			
500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内																																																																																			
1000	0.70m以内	0.33m以内	0.5m以内																																																																																			
2500	1.75m以内	0.66m以内	1.0m以内																																																																																			
5000	3.50m以内	1.66m以内	2.5m以内																																																																																			
10000	7.00m以内	3.33m以内	5.0m以内																																																																																			
地図情報レベル	相当縮尺																																																																																					
250	1/250																																																																																					
500	1/500																																																																																					
1000	1/1,000																																																																																					
2500	1/2,500																																																																																					
5000	1/5,000																																																																																					
10000	1/10,000																																																																																					
地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差																																																																																			
250	0.12m以内	0.25m以内	0.5m以内																																																																																			
500	0.25m以内	0.25m以内	0.5m以内																																																																																			
1000	0.70m以内	0.33m以内	0.5m以内																																																																																			
2500	1.75m以内	0.66m以内	1.0m以内																																																																																			
5000	3.50m以内	1.66m以内	2.5m以内																																																																																			
10000	7.00m以内	3.33m以内	5.0m以内																																																																																			
地図情報レベル	相当縮尺																																																																																					
250	1/250																																																																																					
500	1/500																																																																																					
1000	1/1,000																																																																																					
2500	1/2,500																																																																																					
5000	1/5,000																																																																																					
10000	1/10,000																																																																																					
第3節 測量方法	第3節 測量方法																																																																																					
<p>(要旨)</p> <p>第107条 製品仕様書で定めた数値地形図データ等を作成するための測量方法は、第2章から<u>第9章</u>までの規定に示す方法に基づき実施するものとする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第107条 製品仕様書で定めた数値地形図データ等を作成するための測量方法は、第2章から<u>第12章</u>までの規定に示す方法に基づき実施するものとする。</p>	変更																																																																																				
第4節 図式	第4節 図式																																																																																					
<p>(図式)</p> <p>第108条 数値地形図データの図式は、目的及び地図情報レベルに応じて適切に定めるものとする。</p> <p>2 地図情報レベル250の場合は、付録7の地図情報レベル500を準用することを標準とする。</p> <p>3 地図情報レベル500から5000までの場合は、付録7を標準とする。</p>	<p>(図式)</p> <p>第108条 数値地形図データの図式は、目的及び地図情報レベルに応じて適切に定めるものとする。</p> <p>2 地図情報レベル250の場合は、付録7の地図情報レベル500を準用することを標準とする。</p> <p>3 地図情報レベル500から5000までの場合は、付録7を標準とする。</p>																																																																																					

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																														
<p>4 地図情報レベル10000は基本測量における1万分1地形図図式を標準とする。</p> <p>5 地図情報レベルごとの地図項目の取得分類基準、数値地形図データのファイル仕様、数値地形図データファイル説明書、分類コード等は、付録7を使用することができる。</p> <p>6 多言語による表記を行う場合は、付録8を標準とする。</p>	<p>4 地図情報レベル10000は基本測量における1万分1地形図図式を標準とする。</p> <p>5 地図情報レベルごとの地図項目の取得分類基準、数値地形図データのファイル仕様、数値地形図データファイル説明書、分類コード等は、付録7を使用することができる。</p> <p>6 多言語による表記を行う場合は、付録8を標準とする。</p>																																															
第2章 現地測量	第2章 現地測量																																															
第1節 要旨	第1節 要旨																																															
<p>(要旨)</p> <p>第109条 「現地測量」とは、現地においてTS等又はGNSS測量機を用いて、又は併用して、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第109条 「現地測量」とは、現地においてTS等又はGNSS測量機を用いて、又は併用して、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する作業をいう。</p>																																															
<p>(準拠する基準点)</p> <p>第110条 現地測量は、4級基準点、簡易水準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するものとする。</p>	<p>(準拠する基準点)</p> <p>第110条 現地測量は、4級基準点、簡易水準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施するものとする。</p>																																															
<p>(数値地形図データの地図情報レベル)</p> <p>第111条 現地測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、原則として1000以下とし250、500及び1000を標準とする。</p>	<p>(数値地形図データの地図情報レベル)</p> <p>第111条 現地測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、原則として1000以下とし250、500及び1000を標準とする。</p>																																															
<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第112条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 基準点の設置 三 細部測量 四 数値編集 五 補備測量 六 数値地形図データファイルの作成 七 品質評価 八 成果等の整理 	<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第112条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 基準点の設置 三 細部測量 四 数値編集 五 補備測量 六 数値地形図データファイルの作成 七 品質評価 八 成果等の整理 																																															
<p>(機器及びシステム)</p> <p>第113条 TS等又はGNSS測量機を用いて実施する現地測量に使用する機器及びシステムは、次表のもの又はこれと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="130 1287 1308 1875"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>性 能</th> <th>読 取 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">別表1による</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> </tr> <tr> <td>3級セオドライト</td> </tr> <tr> <td>測距儀</td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> </tr> <tr> <td>デジタイザ</td> <td>分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.3mm 以内</td> <td>計測基図の図郭内の読取りが可能なこと</td> </tr> <tr> <td>スキャナ</td> <td>分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.25%以内(任意の2点間)</td> <td>計測基図の図郭内の読取りが可能なこと</td> </tr> <tr> <td>自動製図機 (プリンタ等)</td> <td>描画精度 0.1mm 以内 位置精度 0.2mm 以内</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>図形編集装置</td> <td colspan="2">電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	機 器	性 能	読 取 範 囲	3級トータルステーション	別表1による	—	2級GNSS測量機	3級セオドライト	測距儀	3級レベル	2級標尺	デジタイザ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.3mm 以内	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと	スキャナ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.25%以内(任意の2点間)	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと	自動製図機 (プリンタ等)	描画精度 0.1mm 以内 位置精度 0.2mm 以内	—	図形編集装置	電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。		<p>(機器及びシステム)</p> <p>第113条 TS等又はGNSS測量機を用いて実施する現地測量に使用する機器及びシステムは、次表のもの又はこれと同等以上のものを標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1472 1287 2650 1875"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>性 能</th> <th>読 取 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">別表1による</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>2級GNSS測量機</td> </tr> <tr> <td>3級セオドライト</td> </tr> <tr> <td>測距儀</td> </tr> <tr> <td>3級レベル</td> </tr> <tr> <td>2級標尺</td> </tr> <tr> <td>デジタイザ</td> <td>分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.3mm 以内</td> <td>計測基図の図郭内の読取りが可能なこと</td> </tr> <tr> <td>スキャナ</td> <td>分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.25%以内(任意の2点間)</td> <td>計測基図の図郭内の読取りが可能なこと</td> </tr> <tr> <td>自動製図機 (プリンタ等)</td> <td>描画精度 0.1mm 以内 位置精度 0.2mm 以内</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>図形編集装置</td> <td colspan="2">電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	機 器	性 能	読 取 範 囲	3級トータルステーション	別表1による	—	2級GNSS測量機	3級セオドライト	測距儀	3級レベル	2級標尺	デジタイザ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.3mm 以内	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと	スキャナ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.25%以内(任意の2点間)	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと	自動製図機 (プリンタ等)	描画精度 0.1mm 以内 位置精度 0.2mm 以内	—	図形編集装置	電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。		
機 器	性 能	読 取 範 囲																																														
3級トータルステーション	別表1による	—																																														
2級GNSS測量機																																																
3級セオドライト																																																
測距儀																																																
3級レベル																																																
2級標尺																																																
デジタイザ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.3mm 以内	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと																																														
スキャナ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.25%以内(任意の2点間)	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと																																														
自動製図機 (プリンタ等)	描画精度 0.1mm 以内 位置精度 0.2mm 以内	—																																														
図形編集装置	電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。																																															
機 器	性 能	読 取 範 囲																																														
3級トータルステーション	別表1による	—																																														
2級GNSS測量機																																																
3級セオドライト																																																
測距儀																																																
3級レベル																																																
2級標尺																																																
デジタイザ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.3mm 以内	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと																																														
スキャナ	分解能 0.1mm 以内 読取精度 0.25%以内(任意の2点間)	計測基図の図郭内の読取りが可能なこと																																														
自動製図機 (プリンタ等)	描画精度 0.1mm 以内 位置精度 0.2mm 以内	—																																														
図形編集装置	電子計算機及びスクリーンモニター、必要に応じてデジタイザで構成されるもの。																																															
第2節 作業計画	第2節 作業計画																																															

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																								
<p>(要旨) 第114条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</p>	<p>(要旨) 第114条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</p>																																									
<p>第3節 基準点の設置</p> <p>(要旨) 第115条 「基準点の設置」とは、現地測量に必要な基準点を設置する作業をいう。 2 基準点の配点密度は、既設点を含め、次表を標準とする。ただし、長狭な地域については、<u>延長及び幅</u>を考慮し、配点密度を定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="243 451 1196 737"> <tr> <td colspan="4">10,000 m²当たりの配点密度</td> </tr> <tr> <td>地域 地図情報レベル</td> <td>市街地</td> <td>市街地近郊</td> <td>山地</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>7点</td> <td>6点</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>6点</td> <td>5点</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>5点</td> <td>4点</td> <td>4点</td> </tr> </table> <p>3 基準点の設置については、第2編の規定を準用する。</p>	10,000 m ² 当たりの配点密度				地域 地図情報レベル	市街地	市街地近郊	山地	250	7点	6点	7点	500	6点	5点	6点	1000	5点	4点	4点	<p>第3節 基準点の設置</p> <p>(要旨) 第115条 「基準点の設置」とは、現地測量に必要な基準点を設置する作業をいう。 2 基準点の配点密度は、既設点を含め、次表を標準とする。ただし、長狭な地域については、<u>延長と幅</u>を考慮し、配点密度を定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1584 451 2537 737"> <tr> <td colspan="4">10,000 m²当たりの配点密度</td> </tr> <tr> <td>地域 地図情報レベル</td> <td>市街地</td> <td>市街地近郊</td> <td>山地</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>7点</td> <td>6点</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>6点</td> <td>5点</td> <td>6点</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>5点</td> <td>4点</td> <td>4点</td> </tr> </table> <p>3 基準点の設置については、第2編の規定を準用する。</p>	10,000 m ² 当たりの配点密度				地域 地図情報レベル	市街地	市街地近郊	山地	250	7点	6点	7点	500	6点	5点	6点	1000	5点	4点	4点	表現の適正化
10,000 m ² 当たりの配点密度																																										
地域 地図情報レベル	市街地	市街地近郊	山地																																							
250	7点	6点	7点																																							
500	6点	5点	6点																																							
1000	5点	4点	4点																																							
10,000 m ² 当たりの配点密度																																										
地域 地図情報レベル	市街地	市街地近郊	山地																																							
250	7点	6点	7点																																							
500	6点	5点	6点																																							
1000	5点	4点	4点																																							
<p>第4節 細部測量</p>	<p>第4節 細部測量</p>																																									
<p>第1款 要旨</p>		追加																																								
<p>(要旨) 第116条 <u>この章</u>において「細部測量」とは、基準点又は次条第1項のTS点にTS等又はGNSS測量機を整置し、地形、地物等を測定し、数値地形図データを取得する作業をいう。 2 細部測量における地上座標値は、ミリメートル位とする。 3 細部測量は、次のいずれかの方法を用いるものとする。 一 オンライン方式 携帯型パーソナルコンピュータ等の図形処理機能を用いて、図形表示しながら計測及び編集を現地で直接行う方式（電子平板方式を含む） 二 オフライン方式 現地でデータ取得だけを行い、その後取り込んだデータコレクタ内のデータを図形編集装置に入力し、図形処理を行う方式</p>	<p>(要旨) 第116条 <u>本章</u>において「細部測量」とは、基準点又は次条第1項のTS点にTS等又はGNSS測量機を整置し、地形、地物等を測定し、数値地形図データを取得する作業をいう。 2 細部測量における地上座標値は、ミリメートル位とする。 3 細部測量は、次のいずれかの方法を用いるものとする。 一 オンライン方式 携帯型パーソナルコンピュータ等の図形処理機能を用いて、図形表示しながら計測及び編集を現地で直接行う方式（電子平板方式を含む） 二 オフライン方式 現地でデータ取得だけを行い、その後取り込んだデータコレクタ内のデータを図形編集装置に入力し、図形処理を行う方式</p>	表現の適正化																																								
<p>第2款 TS点の設置</p>	<p>第1款 TS点の設置</p>																																									
<p>(TS点の設置) 第117条 地形、地物等の状況により、基準点にTS等又はGNSS測量機を整置して細部測量を行うことが困難な場合は、TS点を設置することができる。 2 TS点の精度は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="293 1495 1148 1692"> <tr> <td>精度 地図情報レベル</td> <td>水平位置 (標準偏差)</td> <td>標高 (標準偏差)</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td><u>0.1m以内</u></td> <td><u>0.1m以内</u></td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td><u>0.1m以内</u></td> <td><u>0.1m以内</u></td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td><u>0.2m以内</u></td> <td><u>0.2m以内</u></td> </tr> </table> <p>3 標高の測定は、必要に応じて水準測量により行うことができる。</p>	精度 地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)	500	<u>0.1m以内</u>	<u>0.1m以内</u>	1000	<u>0.1m以内</u>	<u>0.1m以内</u>	2500	<u>0.2m以内</u>	<u>0.2m以内</u>	<p>(TS点の設置) 第117条 地形、地物等の状況により、基準点にTS等又はGNSS測量機を整置して細部測量を行うことが困難な場合は、TS点を設置することができる。 2 TS点の精度は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1632 1495 2487 1692"> <tr> <td>精度 地図情報レベル</td> <td>水平位置 (標準偏差)</td> <td>標高 (標準偏差)</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td><u>100mm以内</u></td> <td><u>100mm以内</u></td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td><u>100mm以内</u></td> <td><u>100mm以内</u></td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td><u>200mm以内</u></td> <td><u>200mm以内</u></td> </tr> </table> <p>3 標高の測定は、必要に応じて水準測量により行うことができる。</p>	精度 地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)	500	<u>100mm以内</u>	<u>100mm以内</u>	1000	<u>100mm以内</u>	<u>100mm以内</u>	2500	<u>200mm以内</u>	<u>200mm以内</u>	表現の適正化																
精度 地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)																																								
500	<u>0.1m以内</u>	<u>0.1m以内</u>																																								
1000	<u>0.1m以内</u>	<u>0.1m以内</u>																																								
2500	<u>0.2m以内</u>	<u>0.2m以内</u>																																								
精度 地図情報レベル	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)																																								
500	<u>100mm以内</u>	<u>100mm以内</u>																																								
1000	<u>100mm以内</u>	<u>100mm以内</u>																																								
2500	<u>200mm以内</u>	<u>200mm以内</u>																																								
<p>(TS等を用いるTS点の設置) 第118条 TS等を用いるTS点の設置は、基準点にTS等を整置し、観測は第37条第2項第一号の4級基準点測量の規定を準用して放射法又は同等の精度を確保できる方法（以下「放射法等」という。）により行うものとする。</p>	<p>(TS等を用いるTS点の設置) 第118条 TS等を用いるTS点の設置は、基準点にTS等を整置し、観測は第37条第2項第一号の4級基準点測量の規定を準用して放射法又は同等の精度を確保できる方法（以下「放射法等」という。）により行うものとする。</p>																																									
<p>(キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置)</p>	<p>(キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置)</p>																																									

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																				
<p>第119条 キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置は、基準点にGNSS測量機を整置し、放射法により行うものとする。</p> <p>2 観測は、2セット行うものとする。セット内の観測回数及びデータ取得間隔等は、次項を標準とする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後に再初期化をして、2セット目の観測を行い、2セット目を点検値とする。</p> <p>3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="121 373 1317 846"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5衛星以上</td> <td rowspan="2">FIX解を得てから10エポック以上</td> <td rowspan="2">1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU: 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>ΔU</td> <td>30mm</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="4">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	ΔU	30mm	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。				<p>第119条 キネマティック法又はRTK法によるTS点の設置は、基準点にGNSS測量機を整置し、放射法により行うものとする。</p> <p>2 観測は、2セット行うものとする。セット内の観測回数及びデータ取得間隔等は、次項を標準とする。1セット目の観測値を採用値とし、観測終了後に再初期化をして、2セット目の観測を行い、2セット目を点検値とする。</p> <p>3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1463 373 2659 846"> <thead> <tr> <th>使用衛星数</th> <th>観測回数</th> <th>データ取得間隔</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">5衛星以上</td> <td rowspan="2">FIX解を得てから10エポック以上</td> <td rowspan="2">1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm</td> <td rowspan="2">ΔN: 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE: 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU: 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>ΔU</td> <td>30mm</td> </tr> <tr> <td>摘要</td> <td colspan="4">GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>	使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考	5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	ΔU	30mm	摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。				
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考																																		
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																																	
			ΔU	30mm																																		
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																																					
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔	許容範囲	備考																																		
5衛星以上	FIX解を得てから10エポック以上	1秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	ΔN ΔE	20mm	ΔN : 水平面の南北成分のセット間較差 ΔE : 水平面の東西成分のセット間較差 ΔU : 水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																																	
			ΔU	30mm																																		
摘要	GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。																																					
<p>(ネットワーク型RTK法によるTS点の設置)</p> <p>第120条 ネットワーク型RTK法によるTS点の設置は、間接観測法又は単点観測法により行うものとする。</p> <p>2 観測は、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>4 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。 <u>ただし</u>、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 整合の確認は、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。</p> <p>ロ 既知点数は、3点以上を標準とする。</p> <p>ハ 既知点での観測は、第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>ニ <u>既知点成果値及び観測値を比較し</u>、許容範囲内で整合しているかを確認する。</p> <p>二 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。</p> <p>イ 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 平面直角座標で行うことを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>ロ 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 標高を用いることを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>三 座標補正の点検は、水平距離<u>及び標高差</u>（標高を補正した場合）について、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。</p> <p>ロ イの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、イの座標補正を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。</p> <p>ハ <u>イ及びロ</u>の較差により点検を行う。較差の許容範囲は次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="368 1864 1071 1982"> <thead> <tr> <th>点検距離</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m以上</td> <td>点検距離の1/10,000</td> </tr> <tr> <td>500m未満</td> <td>50mm</td> </tr> </tbody> </table>	点検距離	許容範囲	500m以上	点検距離の1/10,000	500m未満	50mm	<p>(ネットワーク型RTK法によるTS点の設置)</p> <p>第120条 ネットワーク型RTK法によるTS点の設置は、間接観測法又は単点観測法により行うものとする。</p> <p>2 観測は、前条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>4 単点観測法による場合は、作業地域周辺の既知点において単点観測法により、整合を確認するものとする。 <u>なお</u>、整合の確認及び方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 整合の確認は、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 整合を確認する既知点は、作業地域の周辺を囲むように配置する。</p> <p>ロ 既知点数は、3点以上を標準とする。</p> <p>ハ 既知点での観測は、第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>ニ <u>既知点成果値と観測値で比較し</u>、許容範囲内で整合しているかを確認する。</p> <p>二 整合していない場合は、次の方法により整合処理を行うものとする。</p> <p>イ 水平の整合処理は、座標補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 平面直角座標で行うことを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>ロ 高さの整合処理は、標高補正として次により行うものとする。</p> <p>(1) 標高を用いることを標準とする。</p> <p>(2) 補正手法は適切な方法を採用する。</p> <p>三 座標補正の点検は、水平距離<u>と標高差</u>（標高を補正した場合）について、次のとおり行うものとする。</p> <p>イ 単点観測法により座標補正に使用した既知点以外の既知点で観測を行い、座標補正を行った測点の単点観測法による観測値との距離を求める。</p> <p>ロ イの単点観測法により観測を行う既知点の成果値と、イの座標補正を行った測点の補正後の座標値から距離を求める。</p> <p>ハ <u>イとロ</u>の較差により点検を行う。較差の許容範囲は次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1709 1864 2412 1982"> <thead> <tr> <th>点検距離</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m以上</td> <td>点検距離の1/10,000</td> </tr> <tr> <td>500m未満</td> <td>50mm</td> </tr> </tbody> </table>	点検距離	許容範囲	500m以上	点検距離の1/10,000	500m未満	50mm	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>																								
点検距離	許容範囲																																					
500m以上	点検距離の1/10,000																																					
500m未満	50mm																																					
点検距離	許容範囲																																					
500m以上	点検距離の1/10,000																																					
500m未満	50mm																																					

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																								
<p>5 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>	<p>5 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>																																																									
<p>第3款 地形、地物等の測定</p>	<p>第2款 地形、地物等の測定</p>																																																									
<p>(要旨) 第121条 地形、地物等の測定は、基準点又はT S 点にT S 等又はG N S S 測量機を整置し、地形、地物等の水平位置及び必要に応じて標高を求めるものとする。 2 地形、地物等の測定精度は、地図情報レベルに0.3ミリメートルを乗じた値とし、標高の測定精度は主曲線間隔の4分の1以内とする。</p>	<p>(要旨) 第121条 地形、地物等の測定は、基準点又はT S 点にT S 等又はG N S S 測量機を整置し、地形、地物等の水平位置及び必要に応じて標高を求めるものとする。 2 地形、地物等の測定精度は、地図情報レベルに0.3ミリメートルを乗じた値とし、標高の測定精度は主曲線間隔の4分の1以内とする。</p>																																																									
<p>(T S 等を用いる地形、地物等の測定) 第122条 T S 等を用いる地形、地物等の測定は、基準点又はT S 点にT S 等を整置し、放射法等により行うものとする。 2 標高の測定については、必要に応じて水準測量により行うことができる。 3 基準点又はT S 点から地形、地物等の測定は次のとおりとする。 一 地形は、地性線及び標高値を測定し、図形編集装置によって等高線描画を行うものとする。 二 標高点の密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とし、標高点の数値は0.01メートル位で表示するものとする。 三 細部測量では、地形、地物等の測定を行うほか、編集及び編集した図形の点検に必要な資料（以下この編において「測定位置確認資料」という。）を作成するものとする。 四 測定位置確認資料は、編集時に必要となる地名、建物等の名称のほか、取得したデータの結線のための情報等とし、次のいずれかの方法により作成するものとする。 イ 現地において図形編集装置に地名、建物の名称、結線情報等を入力する方法 ロ 写真等で現況等を記録する方法 4 取得した数値地形図データについて編集後に重要事項を確認するとともに必要部分を現地において測定するものとする。 5 測定した座標値等には、その属性を表すために原則として、次項に示す分類コードを付すものとする。 6 分類コードは付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とし、適宜略コード等を使用することができる。ただし、略コード等を用いた場合は、数値編集において数値地形図データ取得分類基準に変更しなければならない。 7 地形、地物等の測定終了後に、データ解析システムにデータを転送し、計算機の画面上で編集及び点検を行うものとする。 8 地形、地物等の測定は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="121 1396 1320 1749"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>機器</th> <th>水平角観測対回数</th> <th>距離測定回数</th> <th>測定距離の許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500 以下</td> <td>2級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1000 以上</td> <td>2級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="4">ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	機器	水平角観測対回数	距離測定回数	測定距離の許容範囲	500 以下	2級トータルステーション	0.5	1	150m	3級トータルステーション	0.5	1	100m	1000 以上	2級トータルステーション	0.5	1	200m	3級トータルステーション	0.5	1	150m	備考	ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。				<p>(T S 等を用いる地形、地物等の測定) 第122条 T S 等を用いる地形、地物等の測定は、基準点又はT S 点にT S 等を整置し、放射法等により行うものとする。 2 標高の測定については、必要に応じて水準測量により行うことができる。 3 基準点又はT S 点から地形、地物等の測定は次のとおりとする。 一 地形は、地性線及び標高値を測定し、図形編集装置によって等高線描画を行うものとする。 二 標高点の密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とし、標高点の数値はセンチメートル位で表示するものとする。 三 細部測量では、地形、地物等の測定を行うほか、編集及び編集した図形の点検に必要な資料（以下本編において「測定位置確認資料」という。）を作成するものとする。 四 測定位置確認資料は、編集時に必要となる地名、建物等の名称のほか、取得したデータの結線のための情報等とし、次のいずれかの方法により作成するものとする。 イ 現地において図形編集装置に地名、建物の名称、結線情報等を入力する方法 ロ 写真等で現況等を記録する方法 4 取得した数値地形図データについて編集後に重要事項を確認するとともに必要部分を現地において測定するものとする。 5 測定した座標値等には、その属性を表すために原則として、次項に示す分類コードを付すものとする。 6 分類コードは付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とし、適宜略コード等を使用することができる。ただし、略コード等を用いた場合は、数値編集において数値地形図データ取得分類基準に変更しなければならない。 7 地形、地物等の測定終了後に、データ解析システムにデータを転送し、計算機の画面上で編集及び点検を行うものとする。 8 地形、地物等の測定は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1463 1396 2662 1749"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>機器</th> <th>水平角観測対回数</th> <th>距離測定回数</th> <th>測定距離の許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500 以下</td> <td>2級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>100m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1000 以上</td> <td>2級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>200m</td> </tr> <tr> <td>3級トータルステーション</td> <td>0.5</td> <td>1</td> <td>150m</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="4">ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	機器	水平角観測対回数	距離測定回数	測定距離の許容範囲	500 以下	2級トータルステーション	0.5	1	150m	3級トータルステーション	0.5	1	100m	1000 以上	2級トータルステーション	0.5	1	200m	3級トータルステーション	0.5	1	150m	備考	ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。				<p>表現の適正化</p>
地図情報レベル	機器	水平角観測対回数	距離測定回数	測定距離の許容範囲																																																						
500 以下	2級トータルステーション	0.5	1	150m																																																						
	3級トータルステーション	0.5	1	100m																																																						
1000 以上	2級トータルステーション	0.5	1	200m																																																						
	3級トータルステーション	0.5	1	150m																																																						
備考	ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。																																																									
地図情報レベル	機器	水平角観測対回数	距離測定回数	測定距離の許容範囲																																																						
500 以下	2級トータルステーション	0.5	1	150m																																																						
	3級トータルステーション	0.5	1	100m																																																						
1000 以上	2級トータルステーション	0.5	1	200m																																																						
	3級トータルステーション	0.5	1	150m																																																						
備考	ノンプリズム測距機能を有し、ノンプリズムによる公称測定精度が2級短距離型測距儀の性能を有する場合は、反射鏡を使用しないで測定することができる。																																																									
<p>(キネマティック法又はR T K法による地形、地物等の測定) 第123条 キネマティック法又はR T K法による地形、地物等の測定は、基準点又はT S 点にG N S S 測量機を整置し、放射法により行うものとする。 2 地形、地物等の測定は、前条第2項から第7項までの規定を準用する。 3 観測は、1セット行うものとし、観測の使用衛星数、セット内の観測回数等は、次表を標準とする。</p>	<p>(キネマティック法又はR T K法による地形、地物等の測定) 第123条 キネマティック法又はR T K法による地形、地物等の測定は、基準点又はT S 点にG N S S 測量機を整置し、放射法により行うものとする。 2 地形、地物等の測定は、前条第2項から第7項までの規定を準用する。 3 観測は、1セット行うものとし、観測の使用衛星数及びセット内の観測回数等は、次表を標準とする。</p>	<p>表現の適正化</p>																																																								

改正案				現行（令和2年3月31日改正）				コメント																
使用衛星数	観測回数	データ取得間隔		使用衛星数	観測回数	データ取得間隔																		
5衛星以上	F I X解を得てから10エポック以上	1秒（ただし、キネマティック法は5秒以下）		5衛星以上	F I X解を得てから10エポック以上	1秒（ただし、キネマティック法は5秒以下）																		
摘要	G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上 <u>を</u> 用いること。			摘要	G L O N A S S衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS・準天頂衛星及びG L O N A S S衛星を、それぞれ2衛星以上用いること。																			
<p>4 初期化を行う観測点では、次の方法で観測値の点検を行い、次の観測点に移動するものとする。</p> <p>一 点検のために1セットの観測を行うこと。ただし、観測は観測位置が明確な標杭等で行うものとする。</p> <p>二 1セットの観測終了後に再初期化を行い、2セット目の観測を行うものとする。</p> <p>三 再初期化した2セット目の観測値を採用値として観測を継続するものとする。</p> <p>四 2セットの観測による点検に代えて、既知点で1セットの観測により点検することができる。</p> <p>5 許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セット間較差</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm ΔN：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE：水平面の東西成分のセット間較差 ΔU：水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>ΔU</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 観測の途中で再初期化する場合は、第4項の観測を行うものとする。</p> <p>7 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>				項目	許容範囲	備考	セット間較差	ΔN ΔE	20mm ΔN ：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE ：水平面の東西成分のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	ΔU	30mm	<p>4 初期化を行う観測点では、次の方法で観測値の点検を行い、次の観測点に移動するものとする。</p> <p>一 点検のために1セットの観測を行うこと。ただし、観測は観測位置が明確な標杭等で行うものとする。</p> <p>二 1セットの観測終了後に再初期化を行い、2セット目の観測を行うものとする。</p> <p>三 再初期化した2セット目の観測値を採用値として観測を継続するものとする。</p> <p>四 2セットの観測による点検に代えて、既知点で1セットの観測により点検することができる。</p> <p>5 許容範囲等は、次表を標準とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>許容範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">セット間較差</td> <td>ΔN ΔE</td> <td>20mm ΔN：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE：水平面の東西成分のセット間較差 ΔU：水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td> </tr> <tr> <td>ΔU</td> <td>30mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 観測の途中で再初期化する場合は、第4項の観測を行うものとする。</p> <p>7 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>				項目	許容範囲	備考	セット間較差	ΔN ΔE	20mm ΔN ：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE ：水平面の東西成分のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	ΔU	30mm	
項目	許容範囲	備考																						
セット間較差	ΔN ΔE	20mm ΔN ：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE ：水平面の東西成分のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																						
	ΔU	30mm																						
項目	許容範囲	備考																						
セット間較差	ΔN ΔE	20mm ΔN ：水平面の南北成分のセット間較差 ΔE ：水平面の東西成分のセット間較差 ΔU ：水平面からの高さ成分のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																						
	ΔU	30mm																						
<p>（ネットワーク型R T K法による地形、地物等の測定）</p> <p>第124条 ネットワーク型R T K法による地形、地物等の測定は、間接観測法又は単点観測法により行うものとする。</p> <p>2 地形、地物等の測定は、第122条第2項から第7項までの規定を準用する。</p> <p>3 観測は、1セット行うものとし、観測、<u>許容範囲等</u>は、前条第3項から第6項までの規定を準用する。</p> <p>4 単点観測法による場合は、第120条第4項の規定を準用する。</p> <p>5 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>				<p>（ネットワーク型R T K法による地形、地物等の測定）</p> <p>第124条 ネットワーク型R T K法による地形、地物等の測定は、間接観測法又は単点観測法により行うものとする。</p> <p>2 地形、地物等の測定は、第122条第2項から第7項までの規定を準用する。</p> <p>3 観測は、1セット行うものとし、観測<u>及び許容範囲等</u>は、前条第3項から第6項までの規定を準用する。</p> <p>4 単点観測法による場合は、第120条第4項の規定を準用する。</p> <p>5 標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</p>				表現の適正化																
第5節 数値編集				第5節 数値編集																				
<p>（要旨）</p> <p>第125条 <u>この章</u>において「数値編集」とは、細部測量の結果に基づき、図形編集装置を用いて地形、地物等の数値地形図データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</p>				<p>（要旨）</p> <p>第125条 <u>本章</u>において「数値編集」とは、細部測量の結果に基づき、図形編集装置を用いて地形、地物等の数値地形図データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</p>																				
<p>（数値編集の点検）</p> <p>第126条 数値編集の点検は、<u>次の各号により</u>行うものとする。</p> <p><u>一 編集済データの目視による点検は、スクリーンモニターを用いて行う。</u></p> <p><u>二 編集済データの出力図による点検は、自動製図機等で作成した出力図により行う。</u></p> <p><u>三 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行う。</u></p> <p><u>2</u> 数値編集の点検結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>				<p>（数値編集の点検）</p> <p>第126条 数値編集の点検は、<u>編集済データ及び編集済データの出力図を用いて行うものとし、編集済データはスクリーンモニターを用い、編集済データの出力図は自動製図機等による出力図を用いて行うものとする。</u></p> <p><u>2 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 数値編集の点検結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>				表現の適正化 以下、項番号を繰上げ 表現の適正化																
第6節 補備測量				第6節 補備測量																				
<p>（要旨）</p> <p>第127条 「補備測量」とは、取得漏れや経年変化等をT S等により、現地で直接測量する作業をいう。</p> <p>2 現地において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。</p>				<p>（要旨）</p> <p>第127条 「補備測量」とは、取得漏れや経年変化等をT S等により、現地で直接測量する作業をいう。</p> <p>2 現地において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。</p>																				

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>一 編集作業で生じた疑問事項及び重要な表現事項</p> <p>二 編集困難な事項</p> <p>三 現地調査以降に生じた変化に関する事項</p> <p>四 境界及び注記</p> <p>五 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落</p> <p>3 現地において実施する補備測量は、基準点、T S点及び編集済データに表現されている確実かつ明確な点に基づいて行うものとする。</p> <p>4 補備測量の結果は、図形編集装置等の図形編集機能を用いて編集及び修正するものとする。</p> <p>5 補備測量の結果の点検結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	<p>一 編集作業で生じた疑問事項及び重要な表現事項</p> <p>二 編集困難な事項</p> <p>三 現地調査以降に生じた変化に関する事項</p> <p>四 境界及び注記</p> <p>五 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落</p> <p>3 現地において実施する補備測量は、基準点、T S点及び編集済データに表現されている確実かつ明確な点に基づいて行うものとする。</p> <p>4 補備測量の結果は、図形編集装置等の図形編集機能を用いて編集及び修正するものとする。</p> <p>5 補備測量の結果の点検結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	表現の適正化
<p>第7節 数値地形図データファイルの作成</p>	<p>第7節 数値地形図データファイルの作成</p>	
<p>(要旨)</p> <p>第128条 <u>この章</u>において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第128条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>第8節 品質評価</p>	<p>第8節 品質評価</p>	
<p>(品質評価)</p> <p>第129条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>(品質評価)</p> <p>第129条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
<p>第9節 成果等の整理</p>	<p>第9節 成果等の整理</p>	
<p>(メタデータの作成)</p> <p>第130条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>(メタデータの作成)</p> <p>第130条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>(成果等)</p> <p>第131条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 数値地形図データファイル</p> <p>二 精度管理表</p> <p>三 品質評価表</p> <p>四 メタデータ</p> <p>五 その他の資料</p>	<p>(成果等)</p> <p>第131条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 数値地形図データファイル</p> <p>二 精度管理表</p> <p>三 品質評価表</p> <p>四 メタデータ</p> <p>五 その他の資料</p>	
<p>(削除)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第3章 地上レーザ測量</u></p>	章の削除、以降章番号及び条番号繰上げ
	<p><u>第1節 要旨</u></p>	
	<p>(要旨)</p> <p>第132条 <u>「地上レーザ測量」とは、地上レーザスキャナを用いて地形、地物等を観測し、数値地形図データを作成する作業をいう。</u></p>	
	<p>(数値地形図データの地図情報レベル)</p> <p>第133条 <u>地上レーザ測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、250及び500を標準とする。</u></p>	
	<p>(地図情報レベルと観測条件)</p> <p>第134条 <u>観測条件は、地図情報レベルに応じて次の各号により、設定するものとする。</u></p> <p>一 <u>地形の観測条件は、放射方向のレーザ光を照射した地点（以下この章において「観測点」という。）の間隔によって決定するものとする。</u></p> <p>二 <u>地物の観測条件は、放射方向の観測点間隔及びスポット長径によって決定するものとする。</u></p> <p>三 <u>地上レーザスキャナの観測条件は、次表を標準とし、地物は放射方向の観測点間隔又は放射方向のスポット長径のいずれかが満たされているものとする。</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）				コメント												
	<u>地図情報レベル</u>	<u>地形</u>	<u>地物</u>														
		<u>放射方向の観測点 間隔</u>	<u>放射方向の観測点 間隔</u>	<u>放射方向のスポット 長径(FWHM)</u>													
		250	330mm	25mm		50mm											
	500	330mm	50mm	100mm													
	<p><u>(工程別作業区分及び順序)</u> 第135条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>作業計画</u> 二 <u>標定点の設置</u> 三 <u>地上レーザ観測</u> 四 <u>現地調査</u> 五 <u>数値図化</u> 六 <u>数値編集</u> 七 <u>補測編集</u> 八 <u>数値地形図データファイルの作成</u> 九 <u>品質評価</u> 十 <u>成果等の整理</u> 																
	第2節 作業計画																
	<u>(要旨)</u>																
	第136条 <u>作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</u>																
	第3節 標定点の設置																
	<u>(要旨)</u>																
	第137条 <u>本章において「標定点の設置」とは、座標変換により地上レーザスキャナに水平位置、標高及び方向を与えるための基準となる点（以下この章において「標定点」という。）を設置する作業をいう。</u>																
	<p><u>(標定点の配置)</u> 第138条 <u>標定点は、地上レーザスキャナの設置位置とともに次の各号を考慮し、適切に配置するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>作業地域の大きさ</u> 二 <u>地上レーザスキャナの性能</u> 三 <u>レーザ光の地形上でのスポット長径</u> 四 <u>レーザ光の地物からの反射強度</u> 五 <u>平面直角座標系への変換の方法</u> <p>2 <u>標定点は、地上レーザ観測の有効範囲の外に設置することを原則とする。</u> 3 <u>標定点の数は、地上レーザ観測ごとに次の各号のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>相似変換による方法に用いる場合は4点以上</u> 二 <u>後方交会による方法に用いる場合は3点以上</u> <p>4 <u>異なる地点から複数回、地上レーザ観測する場合には、標定点の数は冗長性が保てる範囲で減らすことができる。</u> 5 <u>基準点は、標定点を兼ねることができる。</u></p>																
	<u>(標定点の精度)</u>																
	<p>第139条 <u>標定点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1599 1782 2522 1940"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 1782 2000 1862"><u>地図情報レベル</u></th> <th data-bbox="2000 1782 2252 1862"><u>精 度</u></th> <th data-bbox="2252 1782 2522 1862"><u>水平位置 (標準偏差)</u></th> <th data-bbox="2522 1782 2733 1862"><u>標高 (標準偏差)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 1862 2000 1900">250</td> <td data-bbox="2000 1862 2252 1900"></td> <td data-bbox="2252 1862 2522 1900">0.1m以内</td> <td data-bbox="2522 1862 2733 1900">0.1m以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1900 2000 1940">500</td> <td data-bbox="2000 1900 2252 1940"></td> <td data-bbox="2252 1900 2522 1940">0.1m以内</td> <td data-bbox="2522 1900 2733 1940">0.1m以内</td> </tr> </tbody> </table>				<u>地図情報レベル</u>	<u>精 度</u>	<u>水平位置 (標準偏差)</u>	<u>標高 (標準偏差)</u>	250		0.1m以内	0.1m以内	500		0.1m以内	0.1m以内	
<u>地図情報レベル</u>	<u>精 度</u>	<u>水平位置 (標準偏差)</u>	<u>標高 (標準偏差)</u>														
250		0.1m以内	0.1m以内														
500		0.1m以内	0.1m以内														

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p><u>（方法）</u> 第140条 標定点の設置は、第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。</p>	
	<p><u>（成果等）</u> 第141条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一 標定点成果表 二 地上レーザスキャナ・標定点配置図 三 標定点測量簿及び同明細簿 四 精度管理表 五 その他の資料</p>	
	<p>第4節 地上レーザ観測</p>	
	<p><u>（要旨）</u> 第142条 本章において「地上レーザ観測」とは、地上レーザスキャナを用いて地形、地物等を観測し、平面直角座標系に変換してオリジナルデータを作成する作業をいう。</p>	
	<p><u>（地上レーザスキャナ）</u> 第143条 地上レーザスキャナは、次の性能を有するものとする。 一 地上レーザスキャナの距離観測方法は、TOF（タイム・オブ・フライト）方式又は位相差方式とすること。 二 スポット径が分かること。 三 観測点の水平及び垂直方向の角度の観測間隔が分かること。 四 地形、地物等とレーザ光がなす角を入射角とし、標準的な地形、地物等が入射角1.5度以上で観測できること。 五 反射強度が取得できること。</p>	
	<p><u>（方法）</u> 第144条 地上レーザ観測は、地形、地物等に対する方向、距離及び反射強度を観測するものとする。 2 観測の方向は、地形の低い方から高い方への向きを原則とする。 3 観測は、方向、距離及び受光した反射強度を記録するものとする。 4 観測対象物は、標識、地形、地物等に分類し、これらの大きさ、形状及び地上レーザスキャナからの距離に応じて観測を行うものとする。なお、標識とは、三次元観測データを取得するため、標定点の上に設置する一時標識をいう。 5 観測方法は、次の各号を原則とする。 一 平面直角座標系で観測する場合は、器械点と後視点による方法を用いるものとする。 二 局地座標系で観測する場合は、相似変換による方法又は後方交会による方法を用いるものとする。 6 器械点と後視点による方法及び後方交会による方法を用いる場合は、コンペンセータを備えた地上レーザスキャナを用いなければならない。 7 反射強度が同等の地物が隣接する場合は、それらの境が濃淡として捉えられるような措置をとることができるものとする。 8 一部の観測対象物のみを高密度で観測することができるものとする。 9 同一箇所から複数回観測する場合は、それぞれ地上レーザスキャナの器械高を変えることを原則とする。</p>	
	<p><u>（標識の設置）</u> 第145条 標定点の上には、標識を設置することを原則とする。ただし、標識と同等の観測精度が得られる地物を用いる場合は、この限りでない。 2 標識の形状及び大きさは、その中心が所定の精度で観測できるものでなければならない。 3 標識の形状及び反射特性は、地上レーザスキャナのメーカーが推奨するものを使用することを原則とする。 4 標識の大きさは、地上レーザスキャナからの距離に応じて選択するものとする。 5 標識は、地上レーザスキャナに対して正対して設置しなければならない。</p>	
	<p><u>（標識の観測）</u> 第146条 標識に照射された三次元観測データを用い、標識の中心を観測する。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p><u>（観測点の選定）</u> 第147条 <u>数値図化に必要となる観測点を選定できるものとする。</u> 2 <u>観測点は、間隔に応じて間引きできるものとする。</u> 3 <u>観測点は、スポット長径に応じて除去することを原則とする。</u> 4 <u>観測点の選定は、第134条に規定する放射方向の観測点間隔及び放射方向のスポット長径に準じて行うものとする。</u> 5 <u>内挿による観測点の微細化は、行ってはならない。</u></p>	
	<p><u>（平面直角座標系への変換）</u> 第148条 <u>局地座標系で観測した三次元観測データは、標定点等を使用して平面直角座標系へ変換し、オリジナルデータとするものとする。</u> 2 <u>平面直角座標系への変換における標定点の残差は、50ミリメートル以内とする。</u> 3 <u>平面直角座標系への変換の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>	
	<p>第5節 現地調査</p>	
	<p><u>（要 旨）</u> 第149条 <u>本章において「現地調査」とは、地上レーザ観測で観測が困難な各種表現事項、名称、観測不良箇所等を、現地において調査確認する作業をいう。</u> 2 <u>観測不良箇所は、主に次の各号に定める範囲を調査する。</u> 一 <u>他の地物による陰蔽範囲</u> 二 <u>レーザ光の無反射範囲</u> 三 <u>反射強度が同じ隣接地物</u></p>	
	<p><u>（現地調査の実施）</u> 第150条 <u>現地調査は、次の各号による方法により実施するものとする。</u> 一 <u>写真や写生による方法</u> 二 <u>地上レーザ観測の濃淡図に整理する方法</u> 2 <u>写真や写生による方法では、各種表現事項等を写真や写生で記載するものとする。</u> 3 <u>地上レーザ観測の濃淡図に整理する方法では、各種表現事項等を地上レーザ観測の濃淡図に記載するものとする。</u> 4 <u>各種表現事項等は、必要に応じて明瞭な地物からオフセット値を測定することを原則とする。</u></p>	
	<p><u>（整 理）</u> 第151条 <u>現地調査の結果は、数値図化及び数値編集作業を考慮して、位置が確認できるように整理するものとする。</u></p>	
	<p><u>（成果等）</u> 第152条 <u>成果等は、次の各号のとおりとする。</u> 一 <u>現地調査結果の整理資料</u> 二 <u>その他の資料</u></p>	
	<p>第6節 数値図化</p>	
	<p><u>（要 旨）</u> 第153条 <u>本章において「数値図化」とは、現地調査の結果を基に地上レーザ観測で得られたオリジナルデータから、地形、地物等の座標値を取得し、数値図化データを記録する作業をいう。</u></p>	
	<p><u>（数値図化システム）</u> 第154条 <u>数値図化に使用するシステムの構成及びシステムの性能は、次の各号を有するものとする。</u> 一 <u>電子計算機、スクリーンモニター、マウス等を有すること。</u> 二 <u>スクリーンモニターが複数の画面に分割できること。</u> 三 <u>任意の視点からの三次元表示ができること。</u> 四 <u>X、Y、Zの座標値と所定のコードが入力及び記録できる機能を有すること。</u></p>	
	<p><u>（取得する座標値の位）</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p>第155条 <u>数値図化における地上座標値は、0.01メートル位とする。</u></p> <p>(細部数値図化) 第156条 <u>細部数値図化は、線状対象物、建物、植生の順序で行い、等高線は地形図化で行うものとする。</u> 2 <u>分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</u> 3 <u>数値図化は、オリジナルデータの上方からの正射影を基図とし、断面図や陰影図を参考に行うものとする。</u> 4 <u>濃淡不足、陰蔽等の障害により判読困難な部分又は図化不能部分がある場合は、その部分の範囲を明示し、必要に応じて補測編集を行う場合の注意事項を記載するものとする。</u></p>	
	<p>(地形図化) 第157条 <u>地形図化は、オリジナルデータより行うものとする。</u> 2 <u>分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</u> 3 <u>変形地は、可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得するものとする。</u> 4 <u>等高線は、主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分については補助曲線等を取得するものとする。</u> 5 <u>陰蔽等の観測不良により図化不能部分がある場合は、その部分の範囲を明示し、必要に応じて補測編集を行う場合の注意事項を記載するものとする。</u> 6 <u>オリジナルデータは、等高線間隔で段彩表現することを原則とする。</u></p>	
	<p>(標高点の選定) 第158条 <u>標高点は、地形判読の便を考慮して次のとおり選定するものとする。</u> 一 <u>道路の主要な分岐点</u> 二 <u>河川の合流点及び広い河川敷</u> 三 <u>主な傾斜の変換点</u> 四 <u>その付近の一般面を代表する地点</u> 五 <u>凹地の読定可能な最深部</u> 六 <u>その他地形を明確にするために必要な地点</u> 2 <u>標高点は、等密度に分布するよう配置に努め、その密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする</u></p>	
	<p>(標高点の観測) 第159条 <u>標高の観測は、オリジナルデータからの読み取りを原則とする。</u> 2 <u>オリジナルデータの間隔が広く、適切な位置に観測点がない場合には、周辺の観測点から内挿するものとする。</u></p>	
	<p>(数値図化データの点検) 第160条 <u>数値図化データの点検は、第153条から前条までの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、オリジナルデータ等を用いて行うものとする。</u> 2 <u>数値図化データの点検は、必要に応じて地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用い、次の項目について行うものとする。</u> 一 <u>取得の漏れ及び過剰並びに平面位置及び標高の誤りの有無</u> 二 <u>接合の良否</u> 三 <u>標高点の位置及び密度並びに観測値の良否</u> 四 <u>地形表現データの整合</u> 3 <u>数値図化データの点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>	
	<p>第7節 数値編集</p>	
	<p>(要旨) 第161条 <u>本章において「数値編集」とは、現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて地形、地物等の数値地形図データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</u></p>	
	<p>(数値編集の点検) 第162条 <u>数値編集の点検は、編集済データ及び編集済データの出力図を用いて行うものとし、数値編集済データは、スクリーンモニターを用い、編集済データの出力図は自動製図機等による出力図を用いて行うものとする。</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p><u>2 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</u></p> <p><u>3 数値編集の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>	
	<p>第8節 補測編集</p>	
	<p><u>(要旨)</u></p> <p><u>第163条 本章において「補測編集」とは、数値図化で生じた判読困難な部分又は図化不能な部分を現地測量にて補備し、数値編集済データを編集する作業をいう。</u></p> <p><u>2 補測編集は、必要に応じて行うものとする。</u></p>	
	<p><u>(方法)</u></p> <p><u>第164条 補測編集は、第204条第2項に準拠するものとする。</u></p>	
	<p><u>(整理)</u></p> <p><u>第165条 補測編集の調査結果は、数値図化出力図に整理することを原則とする。</u></p>	
	<p>第9節 数値地形図データファイルの作成</p>	
	<p><u>(要旨)</u></p> <p><u>第166条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、オリジナルデータ等とともに電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</u></p>	
	<p>第10節 品質評価</p>	
	<p><u>(品質評価)</u></p> <p><u>第167条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</u></p>	
	<p>第11節 成果等の整理</p>	
	<p><u>(メタデータの作成)</u></p> <p><u>第168条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</u></p>	
	<p><u>(成果等)</u></p> <p><u>第169条 成果等は、次の各号のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 数値地形図データファイル</u> <u>二 三次元観測データ</u> <u>三 オリジナルデータ</u> <u>四 観測図</u> <u>五 精度管理表</u> <u>六 品質評価表</u> <u>七 メタデータ</u> <u>八 その他の資料</u> 	
(削除)	<p>第4章 車載写真レーザ測量</p>	<p>章の削除、以降章番号及び条番号繰上げ</p>
	<p>第1節 要旨</p>	
	<p><u>(要旨)</u></p> <p><u>第170条 「車載写真レーザ測量」とは、車両に自車位置姿勢データ取得装置及び数値図化用データ取得装置を搭載した計測・解析システム（以下「車載写真レーザ測量システム」という。）を用いて道路及びその周辺の地形、地物等を測定し、取得したデータから数値図化機及び図形編集装置により数値地形図データを作成する作業をいう。</u></p> <p><u>2 道路の周辺に適用する場合は、車載写真レーザ測量システムの性能を踏まえ、所定の精度が得られる範囲とする。</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																		
	<p><u>（数値地形図データの地図情報レベル）</u> 第171条 <u>車載写真レーザ測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、500及び1000を標準とする。</u></p>																			
	<p><u>（工程別作業区分及び順序）</u> 第172条 <u>工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>作業計画</u> 二 <u>調整点の設置</u> 三 <u>移動取得及びデータ処理</u> 四 <u>数値図化</u> 五 <u>現地補測</u> 六 <u>数値編集</u> 七 <u>数値地形図データファイルの作成</u> 八 <u>品質評価</u> 九 <u>成果等の整理</u> 																			
	<p>第2節 作業計画</p>																			
	<p><u>（要 旨）</u> 第173条 <u>作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</u></p>																			
	<p>第3節 調整点の設置</p>																			
	<p><u>（要 旨）</u> 第174条 <u>本章において「調整点の設置」とは、既知点のほかに解析結果の点検や調整処理に必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下「調整点」という。）を設置する作業をいう。</u></p>																			
	<p><u>（調整点の設置）</u> 第175条 <u>調整点は、走行区間の路線長や景況に応じて2点以上を、次の各号の順で設置することを原則とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>G N S S衛星からの電波の受信が困難な箇所</u> 二 <u>カーブや右左折等の進路変動箇所</u> 三 <u>取得区間の始終点</u> <p>2 <u>調整点は、数値図化用データ上で明瞭に確認できる地物とする。ただし、それらが存在しない場合には標識、反射テープ等を使用して設置するものとする。</u></p>																			
	<p><u>（調整点の精度）</u> 第176条 <u>調整点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1679 1402 2448 1560"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>精度</th> <th>水平位置 (標準偏差)</th> <th>標高 (標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td></td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td></td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>各取得区間における解析結果の調整処理に用いる調整点間の距離の許容範囲は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1679 1633 2448 1753"> <thead> <tr> <th>調整点間の距離</th> <th>許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500m以上</td> <td>点間距離の1/10,000</td> </tr> <tr> <td>500m未満</td> <td>50mm</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)	500		0.1m以内	0.1m以内	1000		0.1m以内	0.1m以内	調整点間の距離	許容範囲	500m以上	点間距離の1/10,000	500m未満	50mm	
地図情報レベル	精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)																	
500		0.1m以内	0.1m以内																	
1000		0.1m以内	0.1m以内																	
調整点間の距離	許容範囲																			
500m以上	点間距離の1/10,000																			
500m未満	50mm																			
	<p><u>（方 法）</u> 第177条 <u>調整点の設置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測、又は第2章第4節第1款のT S点の設置に準じて行うものとする。ただし、前条に規定する精度を確保し得る範囲内において、既知点間の距離、調整点間の距離、路線長等は、この限りでない。</u></p>																			

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント										
	第4節 移動取得及びデータ処理											
	第1款 移動取得											
	<p>(要 旨)</p> <p>第178条 「移動取得」とは、<u>車載写真レーザ測量システムを用いて、自車位置姿勢データ及び数値図化用データを生成するためのデータを取得する作業をいう。</u></p> <p>(車載写真レーザ測量システム)</p> <p>第179条 <u>車載写真レーザ測量システムは、自車位置姿勢データ取得装置、数値図化用データ取得装置及び解析ソフトウェアで構成するものとする。</u></p> <p>一 <u>自車位置姿勢データ取得装置は、GNSS測量機、IMU（慣性計測装置）及び走行距離計等で構成するもので、それらが適切に同期され、解析処理に必要な自車位置姿勢データを取得できるものとする。</u></p> <p>二 <u>数値図化用データ取得装置は、レーザ測距装置又は、レーザ測距装置と計測用カメラを併用し、数値図化用データを生成するためのデータを取得できるものとする。</u></p> <p>三 <u>レーザ測距装置のみによる数値図化用データ取得装置には、参照用写真を撮影するための参照用カメラが備えられているものとする。</u></p> <p>四 <u>車載写真レーザ測量システムを構成する機器は、車両に堅固に固定できるものとする。</u></p> <p>2 <u>自車位置姿勢データ取得装置は、水平位置0.15メートル以内、標高0.2メートル以内の精度を有するものとする。</u></p> <p>3 <u>GNSS測量機は、別表1「測量機級別性能分類表」に規定する性能を有し、かつ1秒以下の間隔でデータが取得できるものとする。</u></p> <p>4 <u>IMUは、センサ部のローリング、ピッチング、ヘディングの3軸の傾き及び加速度が計測可能で、データ取得間隔を含む性能は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 940 2380 1138"> <thead> <tr> <th>センサ部</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローリング</td> <td>0.05度</td> </tr> <tr> <td>ピッチング</td> <td>0.05度</td> </tr> <tr> <td>ヘディング</td> <td>0.15度</td> </tr> <tr> <td>データ取得間隔</td> <td>0.01秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 <u>数値図化用データ取得装置は、次の性能を有するものを標準とする。</u></p> <p>一 <u>計測用カメラの数値図化範囲内における正射影の地上画素寸法は、5センチメートル以内であること。</u></p> <p>二 <u>レーザ測距装置の数値図化範囲内における正射影の最少点群密度は、次のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>レーザ点群のみによる数値図化に用いる場合は、400点/平方メートル以上であること。</u></p> <p>ロ <u>複合表示による立体的構造を持つ地物の数値図化及び距離を得るために用いる場合は、50点/平方メートル以上であること。</u></p> <p>ハ <u>複合表示による平面的構造を持つ地物の数値図化に用いる場合は、25点/平方メートル以上であること。</u></p> <p>三 <u>レーザ測距装置は、スキャン機能を有すること。</u></p> <p>6 <u>参照用カメラは、次の性能を有するものとする。</u></p> <p>一 <u>レーザ測距装置の照射範囲が網羅できること。</u></p> <p>二 <u>数値図化対象の地物が十分に判読できる解像度を有すること。</u></p> <p>7 <u>解析ソフトウェアは、次の性能を有するものとする。</u></p> <p>一 <u>自車位置姿勢データに基づいて、数値図化用データが作成できること。</u></p> <p>二 <u>調整点から自車位置姿勢の軌跡座標を算出し、調整処理できること。</u></p>	センサ部	性能	ローリング	0.05度	ピッチング	0.05度	ヘディング	0.15度	データ取得間隔	0.01秒	
センサ部	性能											
ローリング	0.05度											
ピッチング	0.05度											
ヘディング	0.15度											
データ取得間隔	0.01秒											
	<p>(キャリブレーション)</p> <p>第180条 <u>車載写真レーザ測量システムは、キャリブレーションを実施したものを使用するものとする。</u></p> <p>2 <u>固定式システムとは、車載写真レーザ測量システムを構成する機器の空間的配置を、作業者が変更できないものをいう。GNSS測量機、IMU、レーザ測距装置等の機器を一つの筐体に固定し、筐体ごと車両に着脱できるシステムを含む。</u></p>											

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p>3 <u>キャリブレーションの有効期間は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>固定式システムについては、1年を標準とする。</u></p> <p>二 <u>着脱式システムについては、6ヶ月を標準とする。</u></p>	
	<p><u>(移動取得計画)</u></p> <p>第181条 <u>移動取得を行うに当たっては、走行区間及び取得区間を決定し、移動取得計画図を作成するものとする。</u></p> <p>2 <u>走行区間は、自車位置姿勢データ取得装置の初期化から終了処理までの区間とし、取得区間への進入及び退出においては、GNSS衛星からの電波の安定した受信と車両の安定した走行ができるものとする。</u></p> <p>3 <u>取得区間は、数値図化用データ取得装置によりデータを取得する区間とし、次の各号に留意して決定するものとする。</u></p> <p>一 <u>GNSS衛星からの電波の安定した受信が可能な取得区間が連続する場合には、一つの取得区間とすることができる。</u></p> <p>二 <u>GNSS衛星からの電波の安定した受信が長時間にわたって期待できない箇所では、自車位置姿勢データ取得装置のセルフキャリブレーションが行える待避場所を確保するものとする。</u></p> <p>三 <u>車両の走行が可能で、かつ数値図化が適切に行える幅員でなければならない。</u></p> <p>4 <u>移動取得計画の策定に当たっては、次の各号に留意するものとする。</u></p> <p>一 <u>取得区間の道路幅員を調査するとともに、立体交差部、側道部、取付け道路部、道路工事、積雪等、移動取得の障害となるものの有無について確認する。</u></p> <p>二 <u>GNSS衛星の配置を事前に確認し、適切な移動取得ができるようにする。</u></p> <p>三 <u>車両の走行速度は、数値図化用データ取得装置が所定の地上画素寸法又はレーザ点群密度を得ることができ、かつ欠測の生じない速度とする。</u></p> <p>四 <u>同一区間での取得を複数回行う必要がある場合には、それらの数値図化用データの合成が適切に行えるようにする。</u></p> <p>5 <u>固定局は、取得区間との基線距離を原則10キロメートル以内とし、やむを得ない場合でも30キロメートルを超えないものとする。なお、固定局には、電子基準点を用いることができる。</u></p>	
	<p><u>(移動取得)</u></p> <p>第182条 <u>移動取得は、移動取得計画に基づき、次の各号のデータを適切に取得するものとする。</u></p> <p>一 <u>自車位置姿勢データ取得装置を用いて、次のとおりGNSS観測データ、IMUによる加速度及び角速度データ等を取得する。</u></p> <p>イ <u>固定局のGNSS観測データ取得間隔は、1秒以下とする。</u></p> <p>ロ <u>GNSS測量機のGNSS観測データ取得間隔は、1秒以下とする。</u></p> <p>二 <u>数値図化用データ取得装置を用いて、計測用カメラによる写真、レーザ測距装置による距離データ等を取得する。</u></p> <p>2 <u>移動取得を開始するに当たっては、次の各号により使用する機器の初期化を行うものとする。</u></p> <p>一 <u>初期化は、車載写真レーザ測量システムの機器構成を考慮して行うものとする。</u></p> <p>二 <u>GNSS測量機の初期化は、GNSS衛星の最低高度角15度を標準とする。</u></p> <p>三 <u>使用するGNSS衛星の数は、第37条第2項第二号の規定を準用する。</u></p> <p>3 <u>移動取得時は車両の安定走行に努めるものとし、交通状態、気象状態、衛星状態、光量及び太陽高度等を勘案し、随時、取得区間を見直すものとする。</u></p> <p>4 <u>移動取得を終了するに当たっては、第2項に準じて使用する機器の終了処理を行うものとする。</u></p>	
	<p><u>(既知点との整合)</u></p> <p>第183条 <u>固定局を現地の既知点に設置しない場合、移動取得前に作業地域の既知点とGNSS観測で得られる座標値の整合を確認し、必要に応じて既知点との整合を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>既知点との整合の確認及び方法は、第120条第4項に準じて行うものとする。</u></p> <p>3 <u>標高を求める場合は、ジオイド・モデルより求めたジオイド高を用いて、楕円体高を補正して求めるものとする。</u></p>	
	<p><u>(取得結果の点検及び再移動取得)</u></p> <p>第184条 <u>移動取得の終了後は、速やかにデータの取得状況及び取得したデータの良否を点検するものとする。</u></p>	


改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント									
	<p><u>2 点検の結果、取得状況又は取得したデータが良好でなかった区間において速やかに再移動取得を行うものとする。ただし、取得状況の改善が見込めない場合や再移動取得を行うことが非効率である場合は、調整点による調整処理を行うものとする。</u></p>										
	<p>第2款 データ処理</p>										
	<p><u>(要旨)</u></p>										
	<p><u>第185条 「データ処理」とは、車両に搭載された数値図化用データ取得装置の計測位置と姿勢を解析して、数値図化用データの作成及び調整点との調整処理等を行うことをいう。</u></p>										
	<p><u>(解析処理)</u></p>										
	<p><u>第186条 解析処理は、移動取得の終了後に行うものとする。</u> <u>2 解析処理は、GNSS測量機、IMU、走行距離計等から得られたデータを用い、キネマティック解析又は最適軌跡解析により自車位置姿勢データを求めることをいう。</u> <u>3 解析処理の結果とキャリブレーションデータを用いて、数値図化用データ取得装置の位置と姿勢を算出するものとする。</u> <u>4 解析処理の結果の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>										
	<p><u>(数値図化用データの作成)</u></p>										
	<p><u>第187条 解析処理の終了後は、次の各号のとおり数値図化用データを作成するものとする。</u> <u>一 計測用カメラで撮影された写真には、外部標定要素を与えるものとする。</u> <u>二 レーザ測距装置により取得された距離データには三次元座標を、反射強度データには位置座標を与えるものとする。</u> <u>三 計測用カメラの写真による正射画像を生成する場合は、レーザ測距装置による標高データで写真を正射変換するものとする。</u> <u>四 色付き点群を生成する場合は、レーザ測距装置によるレーザ点群に、計測用カメラによる写真の色情報を内挿して作成するものとする。</u> <u>五 数値図化用データは、内挿処理による地上画素寸法や点群密度の細密化を行ってはならない。</u></p>										
	<p><u>(数値図化用データの点検)</u></p>										
	<p><u>第188条 数値図化用データの作成後は、速やかに点検を行い、精度管理表を作成し、再移動取得又は調整点による調整処理を行う必要があるか否かを判定するものとする。</u> <u>2 点検は次の各号について行うことを標準とする。</u> <u>一 データの収録状況の良否</u> <u>二 GNSS衛星からの電波の受信状況</u> <u>3 調整点との調整処理が必要な区間は、次の各号による。</u> <u>一 GNSS衛星からの電波を長距離にわたり受信できなかった区間</u> <u>二 渋滞等によりGNSS衛星からの電波を長時間不均等に受信した区間</u> <u>三 位置が所定の精度を満たしていない区間</u> <u>4 数値図化用データと調整点との較差を点検し、次表の精度が得られていない区間については、再移動取得又は調整点による調整処理を行うものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1596 1549 2531 1707"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置 (許容範囲)</th> <th>標高 (許容範囲)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.15m以内</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.30m以内</td> <td>0.3m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置 (許容範囲)	標高 (許容範囲)	500	0.15m以内	0.2m以内	1000	0.30m以内	0.3m以内	
地図情報レベル	水平位置 (許容範囲)	標高 (許容範囲)									
500	0.15m以内	0.2m以内									
1000	0.30m以内	0.3m以内									
	<p><u>(数値図化用データの調整処理)</u></p>										
	<p><u>第189条 数値図化用データの調整処理は、次の各号のいずれかによるものとする。</u> <u>一 調整点からGNSSアンテナの軌跡座標を算出し、解析を再度行う方法による処理</u> <u>二 調整点から車載写真レーザ測量システムの軌跡を算出し、解析処理結果に補正值を加え、数値図化用データを再作成する方法による処理</u> <u>三 調整点から数値図化用データの補正值を求めて、数値図化用データを補正する方法による処理</u></p>										

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p><u>2 数値図化用データの調整処理は、速やかに行うものとする。</u></p> <p>（調整処理結果の点検） 第190条 <u>数値図化用データの調整処理後、速やかに調整処理結果の点検を行い、精度管理表を作成し、調整点の補充の要否を判定するものとする。</u> <u>2 調整点からGNSSアンテナの軌跡座標を算出して解析を再度行う方法による調整処理結果の点検項目は、次の各号のいずれかによるものとする。</u> 一 <u>最適軌跡解析の解の標準偏差、平均値、最大値</u> 二 <u>調整処理前後の最適軌跡解析の解の標準偏差の較差</u> 三 <u>調整処理後の数値図化用データと調整点との較差</u> <u>3 調整点から車載写真レーザ測量システムの軌跡を算出して数値図化用データを再作成する方法及び数値図化用データの補正値を求めて数値図化用データを補正する方法による調整処理結果の点検項目は、調整処理に使用した調整点以外の調整点と数値図化用データの較差とする。</u> <u>4 調整処理結果の点検の許容範囲は、第188条第4項に準ずるものとする。</u> <u>5 調整処理結果の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>	
	<p>（数値図化用データの再作成又は補正） 第191条 <u>調整処理を行った場合には、調整処理結果に基づき、数値図化用データを再作成するか又は補正するものとする。</u></p>	
	<p>（合成） 第192条 <u>同一取得区間で複数の移動取得を実施した場合は、必要に応じて、作成された数値図化用データを合成するものとする。</u> <u>2 合成の方法は、次の各号のとおり行うものとする。</u> 一 <u>合成は、合成するそれぞれの数値図化用データから共通に認識できる特徴点又は特徴線を4つ以上抽出し、三次元の座標変換により行うことを原則とする。</u> 二 <u>合成するそれぞれの数値図化用データを座標変換する場合には、特徴点の取得精度に応じた重量を用いるものとする。</u> 三 <u>全体の数値図化用データに部分的な数値図化用データを合成する場合には、部分的な数値図化用データを全体の数値図化用データに座標変換するものとする。</u> 四 <u>第189条第1項第二号により調整点から車載写真レーザ測量システムの軌跡を算出し、それぞれの数値図化用データが再作成された場合には、座標変換を行わずに合成ができるものとする。</u> <u>3 合成のための座標変換に使用した特徴点の残差は、座標軸の各成分の最大値が最大地上画素寸法の範囲内とする。</u></p>	
	<p>（合成結果の点検） 第193条 <u>合成結果の点検は、合成作業の終了後速やかに行い、精度管理表を作成するものとする。</u></p>	
	<p>（数値図化用データの整理） 第194条 <u>数値図化用データの整理は、次の各号により行うものとする。</u> 一 <u>第187条各号により作成された数値図化用データは、水平位置並びに標高及び色又は反射強度を付加した三次元点群データとして整理するものとする。</u> 二 <u>写真は、写真ファイル名で連結された外部標定要素を付加して整理するものとする。</u></p>	
	<p>第5節 数値図化</p>	
	<p>（要旨） 第195条 <u>本章において「数値図化」とは、車載写真レーザ測量用数値図化機を用いて、地図情報を数値形式で取得し、数値図化データを記録する作業をいう。</u></p>	
	<p>（車載写真レーザ測量用数値図化機） 第196条 <u>車載写真レーザ測量用数値図化機は、次の各号のいずれかの方法により数値図化が行える機能を有するものとする。</u> 一 <u>コンピュータ内に三次元空間を設け、スクリーンモニター上の複数の画面に異なる投影でレーザ点群と外部標定要素付き写真を重畳した色付き点群を使用し、地図情報を数値化する複合表示による方法</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント										
	<p><u>二 正射変換した写真や正射表示したレーザ点群又はレーザ反射強度点群を用いて地図情報を数値化する正射表示による方法</u></p> <p><u>三 立体的構造物の形状が顕著になるようにレーザ点群を三次元表示し、地図情報を数値化する方法</u></p> <p><u>2 車載写真レーザ測量用数値図化機は、数値図化用データの使用可能範囲を表示する機能を有するものとする。</u></p>											
	<p><u>(取得する座標値の位)</u></p> <p><u>第197条 数値図化における地上座標値は、0.01メートル位とする。</u></p>											
	<p><u>(数値図化範囲)</u></p> <p><u>第198条 数値図化範囲は道路縁内を原則とし、車載写真レーザ測量システムの性能が数値地形図データの精度の許容範囲を超えない範囲で道路縁外も数値図化できるものとする。</u></p> <p><u>2 道路縁外を数値図化する場合は、数値図化用データ取得装置から遮蔽される部分を適切な測量方法で補測するものとする。</u></p>											
	<p><u>(細部数値図化)</u></p> <p><u>第199条 細部数値図化は、次の各号による。</u></p> <p><u>一 線状対象物、記号の順序で行うものとし、描画漏れのないように留意しなければならない。</u></p> <p><u>二 描画は、次条に規定する範囲で行う。</u></p> <p><u>三 データの位置、形状等は、スクリーンモニターに表示して確認する。</u></p> <p><u>2 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</u></p> <p><u>3 陰影やハレーション等の障害により、判読困難な部分又は数値図化不能な部分がある場合は、その部分の範囲を表示し、第6節現地補測において必要な注意事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>4 接合は、第327条に準拠して行うことを原則とする。</u></p> <p><u>5 写真の正射表示による方法により細部数値図化を行う場合は、次の各号に留意するものとする。</u></p> <p><u>一 段差のある箇所は、車両に近い箇所を数値図化の基準とする。</u></p> <p><u>二 写真間の接合部で座標を取得する場合には、中間点とする。</u></p> <p><u>三 ガードレールや電柱等の立体的構造を持つ地物は、道路との接点で数値図化を行う。</u></p> <p><u>6 レーザ点群から得られる反射強度の正射表示による方法により細部数値図化を行う場合は、次の各号に留意するものとする。</u></p> <p><u>一 数値図化にあたっては参照用写真を参照する。</u></p> <p><u>二 周辺との反射強度に差がない地物は、参照用写真に加え、現地補測や設計図書等に基づいて数値図化する。</u></p> <p><u>三 電柱等の立体的構造を持つ地物は、レーザ点群による陰影を基に三次元計算によって形状から中心位置の数値図化を行う。</u></p> <p><u>7 複合表示による方法により細部数値図化する場合は、次の各号に留意するものとする。</u></p> <p><u>一 数値図化範囲全体を三次元空間として扱うことを原則とする。</u></p> <p><u>二 直線状の地物の中間で座標を取得しないようにする。</u></p> <p><u>三 段差のある箇所は、車両に近い箇所を数値図化の基準とする。</u></p> <p><u>四 ガードレール等、立体的構造を持つ線状対象物は、レーザ点群による陰影やレーザ点群による断面を用いて数値図化を行う。</u></p> <p><u>五 電柱等の立体的構造を持つ地物は、レーザ点群による陰影を基に三次元計算によって形状の数値図化を行う。</u></p>											
	<p><u>(数値図化用データの使用範囲)</u></p> <p><u>第200条 数値図化用データの使用範囲は、次の各号によるものとする。</u></p> <p><u>一 写真の地上画素寸法は、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1852 1696 2273 1818"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>地上画素寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>5cm 以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>10cm 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>二 レーザ点群を数値図化の基準とする場合、レーザの点群密度は、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1852 1892 2273 1967"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>点群密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>400 点/m² 以上</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	地上画素寸法	500	5cm 以内	1000	10cm 以内	地図情報レベル	点群密度	500	400 点/m ² 以上	
地図情報レベル	地上画素寸法											
500	5cm 以内											
1000	10cm 以内											
地図情報レベル	点群密度											
500	400 点/m ² 以上											

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント														
	<table border="1" data-bbox="1852 149 2273 184"> <tr> <td>1000</td> <td>100点/m²以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="1427 228 2718 296">三 <u>複合表示による方法で立体的構造を持つ地物の数値図化及び距離を得るためのレーザの点群密度は、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1852 302 2273 420"> <tr> <td>地図情報レベル</td> <td>点群密度</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>50点/m²以上</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>13点/m²以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="1427 464 2718 489">四 <u>複合表示による方法で平面的構造を持つ地物の数値図化に用いるレーザ点群密度は、次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1852 495 2273 613"> <tr> <td>地図情報レベル</td> <td>点群密度</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>25点/m²以上</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>13点/m²以上</td> </tr> </table>	1000	100点/m ² 以上	地図情報レベル	点群密度	500	50点/m ² 以上	1000	13点/m ² 以上	地図情報レベル	点群密度	500	25点/m ² 以上	1000	13点/m ² 以上	
1000	100点/m ² 以上															
地図情報レベル	点群密度															
500	50点/m ² 以上															
1000	13点/m ² 以上															
地図情報レベル	点群密度															
500	25点/m ² 以上															
1000	13点/m ² 以上															
	<p data-bbox="1412 659 1605 684"><u>（標高点の選定）</u></p> <p data-bbox="1412 695 2466 720"><u>第201条 標高点の選定は、レーザ測距装置により取得したデータより行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1412 730 2629 756">2 <u>標高点の計測位置は、地形判読の便を考慮し、交差点等の形状が明瞭な箇所を選定するものとする。</u></p> <p data-bbox="1412 766 2466 791">3 <u>標高点の計測間隔は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた距離を標準とする。</u></p>															
	<p data-bbox="1412 810 1709 835"><u>（数値図化データの点検）</u></p> <p data-bbox="1412 846 2718 913"><u>第202条 数値図化データの点検は、前条までの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、参照用写真等を用いて行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1412 924 2718 991">2 <u>数値図化データの点検は、次の項目について行う。また、必要に応じて地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用いるものとする。</u></p> <p data-bbox="1427 1001 2169 1026">一 <u>取得の漏れ及び過剰並びに平面位置及び標高の誤りの有無</u></p> <p data-bbox="1427 1037 1620 1062">二 <u>接合の良否</u></p> <p data-bbox="1427 1073 1932 1098">三 <u>標高点の位置、密度及び測定値の良否</u></p> <p data-bbox="1427 1108 1739 1134">四 <u>地形表現データの整合</u></p> <p data-bbox="1412 1144 2288 1169">3 <u>数値図化データの点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>															
	<p data-bbox="1412 1226 1620 1251">第6節 現地補測</p>															
	<p data-bbox="1412 1266 1531 1291"><u>（要 旨）</u></p> <p data-bbox="1412 1302 2718 1407"><u>第203条 本章において「現地補測」とは、数値図化データの出力図を用いて数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項及び名称等について、地図情報レベルを考慮して現地において確認及び補測し、数値編集に必要な現地補測データを作成する作業をいう。</u></p>															
	<p data-bbox="1412 1417 1531 1442"><u>（方 法）</u></p> <p data-bbox="1412 1453 2332 1478"><u>第204条 現地補測において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1427 1488 2065 1514">一 <u>数値図化用データから数値図化できなかった箇所</u></p> <p data-bbox="1427 1524 2169 1549">二 <u>数値図化作業において生じた疑問事項及び重要な表現事項</u></p> <p data-bbox="1427 1560 1650 1585">三 <u>境界及び注記</u></p> <p data-bbox="1427 1596 1932 1621">四 <u>各種表現対象物の表現の誤り及び脱落</u></p> <p data-bbox="1412 1631 2718 1707">2 <u>現地補測は、判読又は数値図化が困難な地物等及び移動取得後に変化が生じた地域について、基準点等又は数値図化データ上で現地との対応が確実な点に基づき、第2章第4節の細部測量により行うものとする。</u></p>															
	<p data-bbox="1412 1719 1605 1745"><u>（出力図の作成）</u></p> <p data-bbox="1412 1755 2629 1780"><u>第205条 現地補測に使用する出力図の縮尺は、原則として、地図情報レベルに相当する縮尺とする。</u></p>															
	<p data-bbox="1412 1797 1679 1822"><u>（現地補測結果の点検）</u></p> <p data-bbox="1412 1833 2718 1900"><u>第206条 現地補測の結果の点検は、現地補測データ及び前条の規定により作成した出力図を用い、第204条第1項に規定する事項について行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1412 1911 2258 1936">2 <u>現地補測の点検は、第2章第4節の細部測量により行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1412 1946 2214 1971">3 <u>現地補測の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>															

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	第7節 数値編集	
	(要旨) 第207条 本章において「数値編集」とは、現地補測等の結果に基づき、 <u>図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</u>	
	(数値編集) 第208条 <u>図形編集装置に入力したデータについて、追加、削除、修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。</u> 2 <u>等高線データは、スクリーンモニター又は地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用いて点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。</u> 3 <u>数値編集は数値図化に用いた数値図化手法を考慮して行うものとする。</u> 4 <u>各地物の形状の特徴を表現するように編集を行うものとする。</u>	
	(数値編集結果の点検) 第209条 <u>数値編集の結果の点検は、編集済データにより作成した出力図を用いて行うものとする。</u> 2 <u>編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</u> 3 <u>数値編集の結果の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u>	
	第8節 数値地形図データファイルの作成	
	(要旨) 第210条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、 <u>製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、三次元点群データとともに電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</u>	
	第9節 品質評価	
	(品質評価) 第211条 <u>数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</u>	
	第10節 成果等の整理	
	(メタデータの作成) 第212条 <u>数値地形図データファイルのメタデータ作成は、第45条の規定を準用する。</u>	
	(成果等) 第213条 <u>成果等は、次の各号のとおりとする。</u> 一 <u>数値地形図データファイル</u> 二 <u>三次元点群データ</u> 三 <u>精度管理表</u> 四 <u>品質評価表</u> 五 <u>メタデータ</u> 六 <u>その他の資料</u> 2 <u>外部標定要素付き写真を測量成果とする場合には、個人情報の保護及びプライバシーに配慮する。</u>	
第3章 UAV写真測量	第5章 UAV写真測量	
第1節 要旨	第1節 要旨	
(要旨) 第132条 「UAV写真測量」とは、無人航空機（以下「UAV」という。）により地形、地物等を撮影し、その数値写真を用いて数値地形図データを作成する作業をいう。	(要旨) 第214条 「UAV写真測量」とは、無人航空機（以下「UAV」という。）により地形、地物等を撮影し、その数値写真を用いて数値地形図データを作成する作業をいう。	
(数値地形図データの地図情報レベル) 第133条 UAV写真測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、250及び500を標準とする。	(数値地形図データの地図情報レベル) 第215条 UAV写真測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、250及び500を標準とする。	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																		
<p>2 地図情報レベル1000よりも大きい数値地形図データを作成する場合は、次条第一号から第四号までの工程は地図情報レベル500の規定に基づいて行い、同条第五号から第十一号までの工程は作成する数値地形図データの地図情報レベルに応じた規定に基づいて行うものとする。</p>	<p>2 地図情報レベル1000よりも大きい数値地形図データを作成する場合は、次条第一号から第四号までの工程は地図情報レベル500の規定に基づいて行い、同条第五号から第十一号までの工程は作成する数値地形図データの地図情報レベルに応じた規定に基づいて行うものとする。</p>																			
<p>（工程別作業区分及び順序） 第134条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 標定点の設置 三 撮影 四 空中三角測量 五 現地調査 六 数値図化 七 数値編集 八 補測編集 九 数値地形図データファイルの作成 十 品質評価 十一 成果等の整理 	<p>（工程別作業区分及び順序） 第216条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 標定点の設置 三 撮影 四 空中三角測量 五 現地調査 六 数値図化 七 数値編集 八 補測編集 九 数値地形図データファイルの作成 十 品質評価 十一 成果等の整理 																			
<p>第2節 作業計画</p>	<p>第2節 作業計画</p>																			
<p>（要旨） 第135条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</p>	<p>（要旨） 第217条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</p>																			
<p>第3節 標定点の設置</p>	<p>第3節 標定点の設置</p>																			
<p>（要旨） 第136条 この章において「標定点の設置」とは、空中三角測量に必要となる水平位置及び標高の基準となる点（以下この章において「標定点」という。）を設置する作業をいう。 2 標定点には対空標識を設置する。</p>	<p>（要旨） 第218条 本章において「標定点の設置」とは、空中三角測量に必要となる水平位置及び標高の基準となる点（以下この章において「標定点」という。）を設置する作業をいう。 2 標定点には対空標識を設置する。</p>	<p>表現の適正化</p>																		
<p>（標定点の精度） 第137条 標定点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="261 1209 1181 1367"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル \ 精度</th> <th>水平位置 (標準偏差)</th> <th>標高 (標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル \ 精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)	250	0.1m以内	0.1m以内	500	0.1m以内	0.1m以内	<p>（標定点の精度） 第219条 標定点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1605 1209 2525 1367"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル \ 精度</th> <th>水平位置 (標準偏差)</th> <th>標高 (標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル \ 精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)	250	0.1m以内	0.1m以内	500	0.1m以内	0.1m以内	
地図情報レベル \ 精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)																		
250	0.1m以内	0.1m以内																		
500	0.1m以内	0.1m以内																		
地図情報レベル \ 精度	水平位置 (標準偏差)	標高 (標準偏差)																		
250	0.1m以内	0.1m以内																		
500	0.1m以内	0.1m以内																		
<p>（対空標識の規格、設置等） 第138条 対空標識は、数値写真上で確認できるように、地上画素寸法等を考慮し、形状、寸法、色等を選定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 対空標識の様子は、次を標準とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  ★型 </div> <div style="text-align: center;">  X型 </div> <div style="text-align: center;">  +型 </div> <div style="text-align: center;">  円型 </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 二 対空標識の辺長又は円形の直径は、撮影する数値写真に15画素以上で写る大きさを標準とする。 三 対空標識の色は白黒を標準とし、状況により黄黒又は明瞭に判別できる適切な色の組合せとする。 四 円型の対空標識を設置した標定点は、自動測定することを原則とする。 <p>2 対空標識の設置に当たっては、次の各号に定める事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 対空標識は、あらかじめ土地の所有者又は管理者の許可を得て設置する。 二 UAVから明瞭に撮影できるよう上空視界を確保する。 	<p>（対空標識の規格及び設置等） 第220条 対空標識は、数値写真上で確認できるように、地上画素寸法等を考慮し、形状、寸法、色等を選定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 対空標識の様子は、次を標準とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  ★型 </div> <div style="text-align: center;">  X型 </div> <div style="text-align: center;">  +型 </div> <div style="text-align: center;">  円型 </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 二 対空標識の辺長又は円形の直径は、撮影する数値写真に15画素以上で写る大きさを標準とする。 三 対空標識の色は白黒を標準とし、状況により黄黒とする。 四 円型の対空標識を設置した標定点は、自動測定することを原則とする。 <p>2 対空標識の設置に当たっては、次の各号に定める事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 対空標識は、あらかじめ土地の所有者又は管理者の許可を得て設置する。 二 UAVから明瞭に撮影できるよう上空視界を確保する。 	<p>表現の適正化</p> <p>追加</p>																		

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>三 設置する地点の状態が良好な地点を選ぶものとする。</p> <p>四 数値写真上で周辺地物との色調差が明瞭な構造物が測定できる場合は、その構造物を標定点及び対空標識に代えることができる。</p> <p>3 設置した対空標識は、撮影作業完了後、速やかに回収し現状を回復するものとする。</p>	<p>三 設置する地点の状態が良好な地点を選ぶものとする。</p> <p>四 数値写真上で周辺地物との色調差が明瞭な構造物が測定できる場合は、その構造物を標定点及び対空標識に代えることができる。</p> <p>3 設置した対空標識は、撮影作業完了後、速やかに回収し現状を回復するものとする。</p>	
<p>（標定点の配置）</p> <p>第139条 標定点は、作業地域の形状、撮影コースの設定、作業地域及びその周辺の土地被覆を考慮し、適切に配置するものとする。</p> <p>2 撮影が単コースの場合には、標定点は次の各号の条件を満たすように配置することを標準とする。</p> <p>一 標定点の配置は、コースの両端のステレオモデルに上下各1点及び両端のステレオモデル以外では、コース内に均等に配置することを標準とする。</p> <p>二 水平位置（NH）及び標高（NV）の標定点数は、次の式を標準とする。 $NH = NV = (n / 2) + 2$ <u>ただし</u>、nはステレオモデル数とし、（ ）の中の<u>小数点未満の端数は切り上げるものとする。</u></p> <p>3 撮影が複数コースの場合には、標定点は次の各号の条件を満たすように配置することを標準とする。<u>また</u>、撮影区域の形状は矩形を標準とする。</p> <p><u>一 水平位置の標定点と標高の標定点は相互に標定点を兼ねることができるものとする。</u></p> <p><u>二</u> 水平位置の標定点の配置は、ブロックの四隅に必ず配置するとともに、両端のコースについては6ステレオモデルに1点、その他のコースについては3コースごとの両端のステレオモデルに1点、ブロック内の位置精度を考慮して30ステレオモデルに1点を均等の割合で配置することを標準とする。</p> <p><u>三</u> 水平位置の標定点数（NH）は、次の式を標準とする。 $NH = 4 + 2 \{ (n - 6) / 6 \} + 2 \{ (c - 3) / 3 \} + \{ (n - 6) (c - 3) / 30 \}$ <u>ただし</u>、nは1コース当たりの平均ステレオモデル数、cはコース数、{ }の中の<u>小数点未満の端数は切り上げ</u>、負になる場合は0とする。</p> <p><u>四</u> 標高の標定点の配置は、2コースごとの両端ステレオモデルに1点ずつ配置するほか、12ステレオモデルに1点の割合で各コースに均等に配置することを標準とする。</p> <p><u>五</u> 標高の標定点数は、次の式を標準とする。 $NV = (n / 12) c + 2 (c / 2)$ <u>ただし</u>、nは1コース当たりの平均ステレオモデル数、cはコース数、（ ）の中の<u>小数点未満の端数は切り上げ</u>、計算されたNVが<u>第三号</u>で計算されたNHより小さい場合は、NVはNHと同数とする。</p> <p>4 標定点の配置計画は、撮影計画図の上に作成するものとする。</p>	<p>（標定点の配置）</p> <p>第221条 標定点は、作業地域の形状、撮影コースの設定、作業地域及びその周辺の土地被覆を考慮し、適切に配置するものとする。</p> <p>2 撮影が単コースの場合には、標定点は次の各号の条件を満たすように配置することを標準とする。</p> <p>一 標定点の配置は、コースの両端のステレオモデルに上下各1点及び両端のステレオモデル以外では、コース内に均等に配置することを標準とする。</p> <p>二 水平位置（NH）及び標高（NV）の標定点数は、次の式を標準とする。 $NH = NV = (n / 2) + 2$ <u>なお</u>、nはステレオモデル数とし、（ ）の中の<u>計算終了時の小数部は切り上げるものとする。</u></p> <p>3 撮影が複数コースの場合には、標定点は次の各号の条件を満たすように配置することを標準とする。<u>なお</u>、撮影区域の形状は矩形を標準とする。<u>また、水平位置の標定点と標高の標定点は兼ねることができる。</u></p> <p><u>一</u> 水平位置の標定点の配置は、ブロックの四隅に必ず配置するとともに、両端のコースについては6ステレオモデルに1点、その他のコースについては3コースごとの両端のステレオモデルに1点、ブロック内の位置精度を考慮して30ステレオモデルに1点を均等の割合で配置することを標準とする。</p> <p><u>二</u> 水平位置の標定点数（NH）は、次の式を標準とする。 $NH = 4 + 2 \{ (n - 6) / 6 \} + 2 \{ (c - 3) / 3 \} + \{ (n - 6) (c - 3) / 30 \}$ <u>なお</u>、nは1コース当たりの平均ステレオモデル数、cはコース数、{ }の中の<u>計算終了時の小数部は切り上げ</u>、負になる場合は0とする。</p> <p><u>三</u> 標高の標定点の配置は、2コースごとの両端ステレオモデルに1点ずつ配置するほか、12ステレオモデルに1点の割合で各コースに均等に配置することを標準とする。</p> <p><u>四</u> 標高の標定点数は、次の式を標準とする。 $NV = (n / 12) c + 2 (c / 2)$ <u>なお</u>、nは1コース当たりの平均ステレオモデル数、cはコース数、（ ）の中の<u>計算終了時の小数部は切り上げ</u>、計算されたNVが<u>二号</u>で計算されたNHより小さい場合は、NVはNHと同数とする。</p> <p>4 標定点の配置計画は、撮影計画図の上に作成するものとする。</p>	<p>表現の適正化 削除 追加以降、号番号繰下げ 表現の適正化 表現の適正化</p>
<p>（方法）</p> <p>第140条 標定点の設置は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 水平位置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測<u>又は</u>第2章第4節第2款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。</p> <p>二 標高は、第2編第3章で規定する簡易水準測量に準じた観測<u>又は</u>第2章第4節第2款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。</p>	<p>（方法）</p> <p>第222条 標定点の設置は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 水平位置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測、<u>又は</u>第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。</p> <p>二 標高は、第2編第3章で規定する簡易水準測量に準じた観測、<u>又は</u>第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。</p>	
<p>（成果等）</p> <p>第141条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 標定点成果表</p> <p>二 標定点配置図</p> <p>三 標定点測量簿及び同明細簿</p> <p>四 精度管理表</p> <p>五 その他の資料</p>	<p>（成果等）</p> <p>第223条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 標定点成果表</p> <p>二 標定点配置図</p> <p>三 標定点測量簿及び同明細簿</p> <p>四 精度管理表</p> <p>五 その他の資料</p>	
<p>第4節 撮影</p> <p>（要旨）</p> <p>第142条 <u>この章</u>において「撮影」とは、UAVを用いて測量用数値写真を撮影する作業をいう。</p>	<p>第4節 撮影</p> <p>（要旨）</p> <p>第224条 <u>本章</u>において「撮影」とは、UAVを用いて測量用数値写真を撮影する作業をいう。</p>	
<p>（使用するUAVの性能等）</p>	<p>（使用するUAVの性能等）</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント												
<p>第143条 撮影に使用するUAVは、次の各号の性能及び機能を有するものを標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自律飛行機能及び異常時の自動帰還機能を装備していること。 二 航行能力は、利用が想定される撮影区域の地表風に耐えることができること。 三 撮影時の機体の振動や揺れを補正し、デジタルカメラの向きを安定させることができること。 	<p>第225条 撮影に使用するUAVは、次の各号の性能及び機能を有するものを標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自律飛行機能及び異常時の自動帰還機能を装備していること。 二 航行能力は、利用が想定される撮影区域の地表風に耐えることができること。 三 撮影時の機体の振動や揺れを補正し、デジタルカメラの向きを安定させることができること。 													
<p>（使用するデジタルカメラの性能等）</p> <p>第144条 撮影に使用するデジタルカメラの本体は、次の各号の性能及び機能を有することを標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 焦点距離、露光時間、絞り、ISO感度が手動で設定できること。 二 レンズの焦点距離を調整したり、レンズのブレ等を補正したりする自動処理機能を解除できること。 三 焦点距離や露光時間等の情報が確認できること。 四 十分な記録容量を確保できること。 五 撮像素子サイズ及び記録画素数の情報が確認できること。 <p>2 撮影に使用するデジタルカメラのレンズは、単焦点のものを標準とする。</p> <p>3 撮影した画像は、非圧縮形式で記録することを標準とする。</p>	<p>（使用するデジタルカメラの性能等）</p> <p>第226条 撮影に使用するデジタルカメラの本体は、次の各号の性能及び機能を有することを標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 焦点距離、露光時間、絞り、ISO感度が手動で設定できること。 二 レンズの焦点の距離を調整したり、レンズのブレ等を補正したりする自動処理機能を解除できること。 三 焦点距離や露光時間等の情報が確認できること。 四 十分な記録容量を確保できること。 五 撮像素子サイズ及び記録画素数の情報が確認できること。 <p>2 撮影に使用するデジタルカメラのレンズは、単焦点のものを標準とする。</p> <p>3 撮影した画像は、非圧縮形式で記録することを標準とする。</p>	表現の適正化												
<p>（独立したカメラキャリブレーション）</p> <p>第145条 撮影に使用するデジタルカメラは、独立したカメラキャリブレーションを行ったものでなければならない。</p> <p>2 独立したカメラキャリブレーションは、三次元のターゲットを用いて行うことを標準とする。</p> <p>3 独立したカメラキャリブレーションを行ったデジタルカメラで撮影した画像の画像座標の残差は、0.1画素以内とする。</p> <p>4 独立したカメラキャリブレーションにより求める値は、焦点距離、画像中心からの主点位置のずれ、放射方向の歪み量及び接線方向の歪み量を標準とする。</p> <p>5 撮影に使用するデジタルカメラは、独立したカメラキャリブレーションを行った状態を維持するものとする。</p> <p>6 独立したカメラキャリブレーションで作成する誤差モデルは、これを使用するソフトに適合していなければならない。</p> <p>7 作成する誤差モデルは、バンドル調整プログラムに適したものでなければならない。</p> <p>8 独立したカメラキャリブレーションは、撮影前に実施することを標準とするが、撮影後に実施することもできるものとする。</p> <p>9 二次元ターゲットを用いて独立したカメラキャリブレーションを行う場合は、三次元ターゲットと同様に異なる方向からターゲットを撮影し、焦点距離を正しく補正しなければならない。</p>	<p>（独立したカメラキャリブレーション）</p> <p>第227条 撮影に使用するデジタルカメラは、独立したカメラキャリブレーションを行ったものでなければならない。</p> <p>2 独立したカメラキャリブレーションは、三次元のターゲットを用いて行うことを標準とする。</p> <p>3 独立したカメラキャリブレーションを行ったデジタルカメラで撮影した画像の画像座標の残差は、0.1画素以内とする。</p> <p>4 独立したカメラキャリブレーションにより求める値は、焦点距離、画像中心からの主点位置のズレ、放射方向の歪み量及び接線方向の歪み量を標準とする。</p> <p>5 撮影に使用するデジタルカメラは、独立したカメラキャリブレーションを行った状態を維持するものとする。</p> <p>6 独立したカメラキャリブレーションで作成する誤差モデルは、これを使用するソフトに適合していなければならない。</p> <p>7 作成する誤差モデルは、バンドル調整プログラムに適したものでなければならない。</p> <p>8 独立したカメラキャリブレーションは、撮影前に実施することを標準とするが、撮影後に実施することもできるものとする。</p> <p>9 二次元ターゲットを用いて独立したカメラキャリブレーションを行う場合は、三次元ターゲットと同様に異なる方向からターゲットを撮影し、焦点距離を正しく補正しなければならない。</p>	表現の適正化												
<p>（撮影計画）</p> <p>第146条 撮影計画は、撮影区域ごとに、作成する数値地形図データの地図情報レベル、地上画素寸法、対地高度、使用機器、地形形状、土地被覆、気象条件等を考慮して立案し、撮影計画図としてまとめるものとする。</p> <p>2 撮影する数値写真の地上画素寸法は、作成する数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="445 1444 994 1570"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>地上画素寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>0.02m以内</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.03m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 対地高度は、{(地上画素寸法) ÷ (使用するデジタルカメラの1画素のサイズ) × (焦点距離)} 以下とし、地形や土地被覆、使用するデジタルカメラ等を考慮して決定するものとする。</p> <p>4 撮影基準面は、撮影区域に対して一つを定めるが、高低差の大きい地域にあっては、数コース単位に設定することができる。</p> <p>5 デジタルカメラの焦点距離は、レンズの特性や地形等の状況によって決定するものとし、決定した焦点距離は、撮影終了まで固定するものとする。</p> <p>6 UAVの飛行速度は、数値写真が記録できる時間以上に撮影間隔がとれる速度とする。</p> <p>7 同一コースは、直線かつ等高度の撮影となるように計画する。</p> <p>8 同一コース内の隣接数値写真との重複度は60パーセント、隣接コースの数値写真との重複度は30パーセントを標準とする。</p>	地図情報レベル	地上画素寸法	250	0.02m以内	500	0.03m以内	<p>（撮影計画）</p> <p>第228条 撮影計画は、撮影区域ごとに、作成する数値地形図データの地図情報レベル、地上画素寸法、対地高度、使用機器、地形形状、土地被覆、気象条件等を考慮して立案し、撮影計画図としてまとめるものとする。</p> <p>2 撮影する数値写真の地上画素寸法は、作成する数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1786 1444 2335 1570"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>地上画素寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>0.02m以内</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.03m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 対地高度は、{(地上画素寸法) ÷ (使用するデジタルカメラの1画素のサイズ) × (焦点距離)} 以下とし、地形や土地被覆、使用するデジタルカメラ等を考慮して決定するものとする。</p> <p>4 撮影基準面は、撮影区域に対して一つを定めるが、高低差の大きい地域にあっては、数コース単位に設定することができる。</p> <p>5 デジタルカメラの焦点距離は、レンズの特性や地形等の状況によって決定するものとし、決定した焦点距離は、撮影終了まで固定するものとする。</p> <p>6 UAVの飛行速度は、数値写真が記録できる時間以上に撮影間隔がとれる速度とする。</p> <p>7 同一コースは、直線かつ等高度の撮影となるように計画する。</p> <p>8 同一コース内の隣接数値写真との重複度は60パーセント、隣接コースの数値写真との重複度は30パーセントを標準とする。</p>	地図情報レベル	地上画素寸法	250	0.02m以内	500	0.03m以内	
地図情報レベル	地上画素寸法													
250	0.02m以内													
500	0.03m以内													
地図情報レベル	地上画素寸法													
250	0.02m以内													
500	0.03m以内													

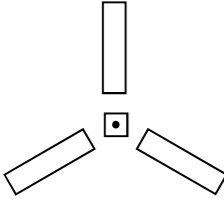

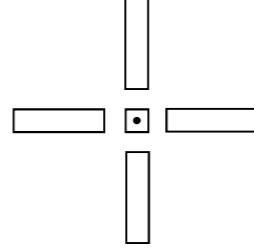
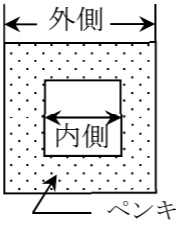
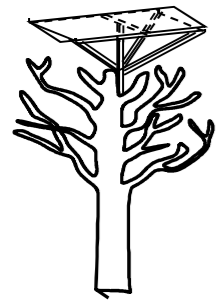
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>9 コースの位置及び隣接数値写真との重複部は、次の各号に配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実体空白部を生じないようにする。 二 隠蔽部ができる限り少なくなるようにする。 三 パスポイント及びタイポイントを選点することができない土地被覆がないようにする。 <p>10 撮影区域を完全にカバーするため、撮影コースの始め及び終わりの撮影区域の外側に1ステレオモデル以上設定する。</p> <p>11 撮影計画は、撮影時の明るさや風速、風向、地形、地物等の経年変化等により、現場での見直しが生じることを考慮しておく。</p>	<p>9 コースの位置及び隣接数値写真との重複度は、次の各号に配慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実体空白部を生じないようにする。 二 隠蔽部ができる限り少なくなるようにする。 三 パスポイント及びタイポイントが選点しがたい土地被覆がない。 <p>10 撮影区域を完全にカバーするため、撮影コースの始めと終わりの撮影区域外に1ステレオモデル以上設定する。</p> <p>11 撮影計画は、撮影時の明るさや風速、風向、地形、地物等の経年変化等により、現場での見直しが生じることを考慮しておく。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
<p>（機器の点検及び撮影計画の確認）</p> <p>第147条 UAVを飛行させるに当たっては、撮影計画の実際への適合性を確認する飛行を行い、機器の点検及び撮影計画の確認を行うものとする。</p> <p>2 <u>UAVの飛行前には、次の各号の事項について確認する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 二 <u>周辺環境等</u> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>天気、風速等の気象条件</u> ロ <u>建物、樹木、鳥獣等、安全飛行に影響を及ぼす地物の有無</u> ハ <u>高圧電線、鉄塔等、電波干渉の可能性がある施設の有無</u> ニ <u>鉄板等、機体コンパスエラーを生じさせる可能性がある地物の有無</u> ホ <u>離発着場及び飛行経路と第三者等との距離が30メートル以上確保されていること</u> 二 <u>UAV及び計測機器等</u> <ul style="list-style-type: none"> イ <u>飛行高度及び飛行距離の範囲制限</u> ロ <u>機体キャリブレーションの必要の有無</u> ハ <u>機体外観、ネジ等の緩み、プロペラの割れ及び歪み、モーターの異音の有無</u> ニ <u>機器のバッテリーの充電状態</u> ホ <u>送信機の状態</u> ヘ <u>計測機器の装着状態及び設定</u> ト <u>周辺の電波状況による通信障害の有無</u> <p>3 撮影計画の確認は、次の各号について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 露光時間、感度等の撮影条件 二 撮影区域の地形、地物等の状況等を踏まえた撮影コース、対地高度の見直し 	<p>（機器の点検と撮影計画の確認）</p> <p>第229条 UAVを飛行させるに当たっては、撮影計画の実際への適合性を確認する飛行を行い、機器の点検と撮影計画の確認を行うものとする。</p> <p>2 <u>機器の点検は、次の各号について行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>UAVの外観</u> 二 <u>UAVのネジの締付状態</u> 三 <u>バッテリーの状態</u> 四 <u>送信機の状態</u> 五 <u>デジタルカメラの装着状態</u> 六 <u>デジタルカメラの設定</u> <p>3 撮影計画の確認は、次の各号について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 露光時間、感度等の撮影条件 二 撮影区域の地形、地物等の状況等を踏まえた撮影コース、対地高度の見直し 	<p>表現の適正化</p> <p>変更</p>
<p>（撮影飛行）</p> <p>第148条 撮影飛行は、次の各号により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画対地高度及び計画撮影コースを保持するものとする。計画対地高度に対する実際の飛行の対地高度のずれは、10パーセント以内とする。 二 離着陸以外は、自律飛行で行うことを標準とする。 三 機体に異常が見られた場合は、<u>直ちに</u>撮影飛行を中止する。 四 他のUAV等の接近が確認された場合には、<u>直ちに</u>撮影飛行を中止する。 	<p>（撮影飛行）</p> <p>第230条 撮影飛行は、次の各号により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画対地高度及び計画撮影コースを保持するものとする。計画対地高度に対する実際の飛行の対地高度のずれは、10パーセント以内とする。 二 離着陸以外は、自律飛行で行うことを標準とする。 三 機体に異常が見られた場合は、<u>ただちに</u>撮影飛行を中止する。 四 他のUAV等の接近が確認された場合には、<u>ただちに</u>撮影飛行を中止する。 	<p>表現の適正化</p>
<p>（撮影結果の点検）</p> <p>第149条 撮影結果の点検は、撮影の直後に現地において行うものとする。</p> <p>2 撮影結果の点検は、次の各号について行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 撮影区域 二 数値写真の画質 三 隣接数値写真間の重複度 四 隣接数値写真間の地上画素寸法較差 五 隠蔽部の有無 六 全ての標定点が適切に撮影できているか <p>3 撮影結果の点検は、全ての数値写真を対象に行うものとする。</p> <p>4 数値写真の画質は、ボケ、ブレ、ノイズ等について点検するものとする。</p>	<p>（撮影結果の点検）</p> <p>第231条 撮影結果の点検は、撮影の直後に現地において行うものとする。</p> <p>2 撮影結果の点検は、次の各号について行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 撮影区域 二 数値写真の画質 三 隣接数値写真間の重複度 四 隣接数値写真間の地上画素寸法較差 五 隠蔽部の有無 六 全ての標定点が適切に撮影できているか <p>3 撮影結果の点検は、全ての数値写真を対象に行うものとする。</p> <p>4 数値写真の画質は、ボケ、ブレ、ノイズ等について点検するものとする。</p>	

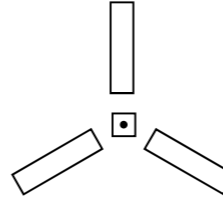

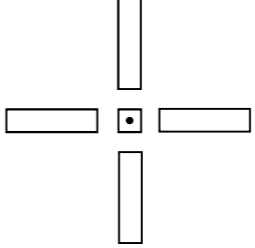
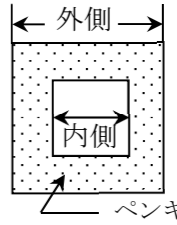
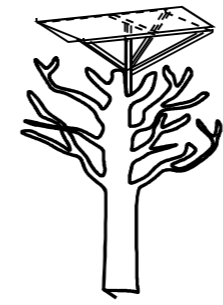
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																		
5 数値写真間の重複度は、数値写真を撮影された関係で並べて点検するものとする。 6 隠蔽部の有無は、 <u>ステレオ視</u> に支障がないかを点検するものとする。	5 数値写真間の重複度は、数値写真を撮影された関係で並べて点検するものとする。 6 隠蔽部の有無は、 <u>立体図化</u> に障害がないかを点検するものとする。	表現の適正化																		
（再撮影） 第150条 撮影結果の点検により、再撮影の必要がある場合は、それらの箇所について速やかに行うものとする。	（再撮影） 第232条 撮影結果の点検により、再撮影の必要がある場合は、それらの箇所について速やかに行うものとする。																			
（成果等） 第151条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一 撮影計画図 二 独立したカメラキャリブレーションで得られる成果一式 三 数値写真 四 撮影記録 五 撮影標定図 六 精度管理表 七 その他の資料	（成果等） 第233条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一 撮影計画図 二 独立したカメラキャリブレーションで得られる成果一式 三 数値写真 四 撮影記録 五 撮影標定図 六 精度管理表 七 その他の資料																			
第5節 空中三角測量	第5節 空中三角測量																			
（要旨） 第152条 「空中三角測量」とは、撮影した数値写真、標定点、パスポイント及びタイポイントの写真座標、カメラキャリブレーションデータ等を用いて、数値写真の外部標定要素及びパスポイント、タイポイントの水平位置及び標高を決定する作業をいう。	（要旨） 第234条 「空中三角測量」とは、撮影した数値写真、標定点、パスポイント及びタイポイントの写真座標、カメラキャリブレーションデータ等を用いて、数値写真の外部標定要素及びパスポイント、タイポイントの水平位置及び標高を決定する作業をいう。																			
（パスポイント及びタイポイントの選定） 第153条 パスポイントは、同一コースで連続する数値写真間を連結する点、タイポイントは隣接コースの数値写真間を連結する点に分けて選定するものとする。 2 パスポイント及びタイポイントの選定は、数値写真間の連結が理論的に最も堅ろうとなる配置で、数値写真上で明瞭に認められる位置に配置することを標準とする。 3 パスポイントの配置は、次の各号によるものとする。 一 主点付近及び主点基線に直角な両方向の <u>3か所</u> 以上に配置することを標準とする。 二 主点基線に直角な方向は、上下端付近の等距離に配置することを標準とする。 4 タイポイントの配置は、次の各号によるものとする。 一 1モデル <u>ごと</u> に等間隔かつ直線状にならないようジグザグに配置することを標準とする。 二 パスポイントで兼ねて配置することができる。	（パスポイント及びタイポイントの選定） 第235条 パスポイントは、同一コースで連続する数値写真間を連結する点、タイポイントは隣接コースの数値写真間を連結する点に分けて選定するものとする。 2 パスポイント及びタイポイントの選定は、数値写真間の連結が理論的に最も堅ろうとなる配置で、数値写真上で明瞭に認められる位置に配置することを標準とする。 3 パスポイントの配置は、次の各号によるものとする。 一 主点付近及び主点基線に直角な両方向の <u>3箇所</u> 以上に配置することを標準とする。 二 主点基線に直角な方向は、上下端付近の等距離に配置することを標準とする。 4 タイポイントの配置は、次の各号によるものとする。 一 1モデル <u>毎</u> に等間隔かつ直線状にならないようジグザグに配置することを標準とする。 二 パスポイントで兼ねて配置することができる。	表現の適正化 表現の適正化																		
（写真座標の測定） 第154条 写真座標の測定は、標定点、パスポイント及びタイポイントを <u>ステレオ視</u> で測定することを標準とする。 2 パスポイント及びタイポイントは、その点が写っている全ての数値写真で測定することを標準とする。	（写真座標の測定） 第236条 写真座標の測定は、標定点、パスポイント及びタイポイントを <u>立体視</u> で測定することを標準とする。 2 パスポイント及びタイポイントは、その点が写っている全ての数値写真で測定することを標準とする。	表現の適正化																		
（調整計算） 第155条 調整計算は、カメラキャリブレーションデータ、標定点、パスポイント及びタイポイントの写真座標を用い、バンドル法により、各数値写真の外部標定要素並びにパスポイント及びタイポイントの水平位置及び標高を求めるものとする。 2 調整計算は、作業地域全域を一つのブロックとして行うことを標準とする。 3 調整計算ソフトの異常値検索機能等により、標定点の異常、標定点並びにパスポイント及びタイポイントの計測の誤り等に起因する全ての大誤差を点検するものとする。 4 調整計算では、セルフキャリブレーションは行わないことを標準とする。 5 標定点の水平位置及び標高の残差は、どちらも <u>RMS誤差</u> 及び最大値ともに次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="252 1816 1190 1948"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th><u>RMS誤差</u></th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>0.06m以内</td> <td>0.12m以内</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.12m以内</td> <td>0.24m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	<u>RMS誤差</u>	最大値	250	0.06m以内	0.12m以内	500	0.12m以内	0.24m以内	（調整計算） 第237条 調整計算は、カメラキャリブレーションデータ、標定点、パスポイント及びタイポイントの写真座標を用い、バンドル法により、各数値写真の外部標定要素並びにパスポイント及びタイポイントの水平位置及び標高を求めるものとする。 2 調整計算は、作業地域全域を一つのブロックとして行うことを標準とする。 3 調整計算ソフトの異常値検索機能等により、標定点の異常、標定点並びにパスポイント及びタイポイントの計測の誤り等に起因する全ての大誤差を点検するものとする。 4 調整計算では、セルフキャリブレーションは行わないことを標準とする。 5 標定点の水平位置及び標高の残差は、どちらも <u>標準偏差</u> 及び最大値ともに次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="1590 1816 2528 1948"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th><u>標準偏差</u></th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250</td> <td>0.06m以内</td> <td>0.12m以内</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.12m以内</td> <td>0.24m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	<u>標準偏差</u>	最大値	250	0.06m以内	0.12m以内	500	0.12m以内	0.24m以内	表現の適正化
地図情報レベル	<u>RMS誤差</u>	最大値																		
250	0.06m以内	0.12m以内																		
500	0.12m以内	0.24m以内																		
地図情報レベル	<u>標準偏差</u>	最大値																		
250	0.06m以内	0.12m以内																		
500	0.12m以内	0.24m以内																		

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>6 パスポイント及びタイポイントの交会残差は、RMS誤差が1.5画素以内、最大値が3.0画素以内とする。</p> <p>7 大気屈折及び地球曲率の影響の補正は、行わないものとする。</p> <p>8 セルフキャリブレーション付きの調整計算を行った場合には、セルフキャリブレーションデータを更新し、数値図化時のステレオモデル構築に再現できるようにしなければならない。</p> <p>9 調整計算の点検結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。</p>	<p>6 パスポイント及びタイポイントの交会残差は、標準偏差が1.5画素以内、最大値が3.0画素以内とする。</p> <p>7 大気屈折及び地球曲率の影響の補正は、行わないものとする。</p> <p>8 セルフキャリブレーション付きの調整計算を行った場合には、セルフキャリブレーションデータを更新し、数値図化時のステレオモデル構築に再現できるようにしなければならない。</p> <p>9 調整計算の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</p>	表現の適正化
<p>(成果等) 第156条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外部標定要素成果表 二 パスポイント、タイポイント成果表 三 空中三角測量作業計画、実施一覧図 四 写真座標測定簿 五 調整計算簿 六 精度管理表 七 その他の資料 	<p>(成果等) 第238条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外部標定要素成果表 二 パスポイント、タイポイント成果表 三 空中三角測量作業計画、実施一覧図 四 写真座標測定簿 五 調整計算簿 六 精度管理表 七 その他の資料 	
<p>第6節 現地調査</p>	<p>第6節 現地調査</p>	
<p>(要旨) 第157条 この章において「現地調査」とは、数値写真で判読が困難な各種表現事項、名称、他の地物に隠蔽された箇所等を、現地において調査確認する作業をいう。</p> <p>2 現地調査を行うに当たっては、現地調査の着手前に数値写真や各種既存資料を元に、予察を行うものとする。</p>	<p>(要旨) 第239条 本章において「現地調査」とは、数値写真で判読が困難な各種表現事項、名称、他の地物に隠蔽された箇所等を、現地において調査確認する作業をいう。</p> <p>2 現地調査を行うに当たっては、現地調査の着手前に数値写真や各種既存資料を元に、予察を行うものとする。</p>	
<p>(現地調査の実施) 第158条 現地調査は、予察の結果に基づいて数値写真及び各種資料を活用し、次の各号について実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予察結果の確認 二 数値写真上で判読困難又は判読不能な事項 三 注記に必要な事項 四 その他特に必要とする事項 五 標定点 <p>2 前項の内容を調査する場合、次の事項について留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 コントラストが低い地物間の界 二 接触する建物の区画 三 数値写真上で不明瞭な植生及び植生界 四 判読困難な凹地、がけ、岩等の表現上誤りやすい地形 <p>3 記号や注記は、ステレオモデルの向きに合わせて整理するものとする。</p> <p>4 現地調査を分割して行う場合には、接合の受け渡し方法をあらかじめ決めておくものとする。</p>	<p>(現地調査の実施) 第240条 現地調査は、予察の結果に基づいて数値写真及び各種資料を活用し、次の各号について実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予察結果の確認 二 数値写真上で判読困難又は判読不能な事項 三 注記に必要な事項 四 その他特に必要とする事項 五 標定点 <p>2 前項の内容を調査する場合、次の事項について留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 コントラストが低い地物間の界 二 接触する建物の区画 三 数値写真上で不明瞭な植生及び植生界 四 判読困難な凹地、がけ、岩等の表現上誤り易い地形 <p>3 記号や注記は、ステレオモデルの向きに合わせて整理するものとする。</p> <p>4 現地調査を分割して行う場合には、接合の受け渡し方法を予め決めておくものとする。</p>	表現の適正化
<p>(整理) 第159条 調査結果は、数値図化及び数値編集作業を考慮して、数値写真等に記入し、整理するものとする。</p>	<p>(整理) 第241条 調査結果は、数値図化及び数値編集作業を考慮して、数値写真等に記入し、整理するものとする。</p>	
<p>(成果等) 第160条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現地調査結果を整理した数値写真等 二 その他の資料 	<p>(成果等) 第242条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 現地調査結果を整理した数値写真等 二 その他の資料 	
<p>第7節 数値図化</p>	<p>第7節 数値図化</p>	
<p>(数値図化) 第161条 数値図化は、第4章第8節の規定を準用する。</p>	<p>(数値図化) 第243条 数値図化は、第6章第8節の規定を準用する。</p>	変更
<p>第8節 数値編集</p>	<p>第8節 数値編集</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>(数値編集)</p> <p>第162条 数値編集は、第4章第9節の規定を準用する。</p>	<p>(数値編集)</p> <p>第244条 数値編集は、第6章第9節の規定を準用する。</p>	変更
<p>第9節 補測編集</p>	<p>第9節 補測編集</p>	
<p>(補測編集)</p> <p>第163条 補測編集は、第4章第10節の規定を準用する。</p>	<p>(補測編集)</p> <p>第245条 補測編集は、第6章第10節の規定を準用する。</p>	変更
<p>第10節 数値地形図データファイルの作成</p>	<p>第10節 数値地形図データファイルの作成</p>	
<p>(数値地形図データファイルの作成)</p> <p>第164条 この章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	<p>(数値地形図データファイルの作成)</p> <p>第246条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>第11節 品質評価</p>	<p>第11節 品質評価</p>	
<p>(品質評価)</p> <p>第165条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>(品質評価)</p> <p>第247条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
<p>第12節 成果等の整理</p>	<p>第12節 成果等の整理</p>	
<p>(メタデータの作成)</p> <p>第166条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>(メタデータの作成)</p> <p>第248条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>(成果等)</p> <p>第167条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 数値地形図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	<p>(成果等)</p> <p>第249条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 数値地形図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	
<p>第4章 空中写真測量</p>	<p>第6章 空中写真測量</p>	
<p>第1節 要旨</p>	<p>第1節 要旨</p>	
<p>(要旨)</p> <p>第168条 「空中写真測量」とは、数値写真を用いて数値地形図データを作成する作業をいう。</p> <p>2 「空中写真」とは、デジタル航空カメラで撮影した数値データからなる写真画像、及びフィルム航空カメラで撮影し、現像処理を行った空中写真フィルムに基づき数値化したものをいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第250条 「空中写真測量」とは、空中写真を用いて数値地形図データを作成する作業をいう。</p>	追加
<p>(数値地形図データの地図情報レベル)</p> <p>第169条 空中写真測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、500、1000、2500、5000及び10000を標準とする。</p>	<p>(数値地形図データの地図情報レベル)</p> <p>第251条 空中写真測量により作成する数値地形図データの地図情報レベルは、500、1000、2500、5000及び10000を標準とする。</p>	
<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第170条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 標定点の設置 三 対空標識の設置 四 撮影 五 同時調整 六 現地調査 七 数値図化 八 数値編集 九 補測編集 	<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第252条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 標定点の設置 三 対空標識の設置 四 撮影 五 同時調整 六 現地調査 七 数値図化 八 数値編集 九 補測編集 	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																				
十 数値地形図データファイルの作成 十一 品質評価 十二 成果等の整理	十 数値地形図データファイルの作成 十一 品質評価 十二 成果等の整理																																					
第2節 作業計画	第2節 作業計画																																					
（要旨） 第171条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。	（要旨） 第253条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。																																					
第3節 標定点の設置	第3節 標定点の設置																																					
（要旨） 第172条 この章において「標定点の設置」とは、既設点のほかに同時調整に必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下この章において「標定点」という。）を設置する作業をいう。	（要旨） 第254条 本章において「標定点の設置」とは、既設点のほかに同時調整に必要な水平位置及び標高の基準となる点（以下この章において「標定点」という。）を設置する作業をいう。	表現の適正化																																				
（標定点の精度） 第173条 標定点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="270 680 1169 1024"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル \ 精 度</th> <th>水 平 位 置 (標準偏差)</th> <th>標 高 (標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>0.2m以内</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>0.2m以内</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>0.5m以内</td> <td>0.3m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル \ 精 度	水 平 位 置 (標準偏差)	標 高 (標準偏差)	500	0.1m以内	0.1m以内	1000	0.1m以内	0.1m以内	2500	0.2m以内	0.2m以内	5000	0.2m以内	0.2m以内	10000	0.5m以内	0.3m以内	（標定点の精度） 第255条 標定点の精度は、数値地形図データの地図情報レベルに応じて、次表を標準とする。 <table border="1" data-bbox="1611 680 2510 1024"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル \ 精 度</th> <th>水 平 位 置 (標準偏差)</th> <th>標 高 (標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.1m以内</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>0.2m以内</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>0.2m以内</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>0.5m以内</td> <td>0.3m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル \ 精 度	水 平 位 置 (標準偏差)	標 高 (標準偏差)	500	0.1m以内	0.1m以内	1000	0.1m以内	0.1m以内	2500	0.2m以内	0.2m以内	5000	0.2m以内	0.2m以内	10000	0.5m以内	0.3m以内	
地図情報レベル \ 精 度	水 平 位 置 (標準偏差)	標 高 (標準偏差)																																				
500	0.1m以内	0.1m以内																																				
1000	0.1m以内	0.1m以内																																				
2500	0.2m以内	0.2m以内																																				
5000	0.2m以内	0.2m以内																																				
10000	0.5m以内	0.3m以内																																				
地図情報レベル \ 精 度	水 平 位 置 (標準偏差)	標 高 (標準偏差)																																				
500	0.1m以内	0.1m以内																																				
1000	0.1m以内	0.1m以内																																				
2500	0.2m以内	0.2m以内																																				
5000	0.2m以内	0.2m以内																																				
10000	0.5m以内	0.3m以内																																				
（方 法） 第174条 標定点の設置は、次の各号のとおりとする。ただし、前条に規定する精度を確保し得る範囲内において、既知点間の距離、標定点間の距離、路線長等は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 水平位置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測又は第2章第4節第2款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。 二 標高は、第2編第3章で規定する簡易水準測量に準じた観測又は第2章第4節第2款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。ただし、地図情報レベル2500以上の数値地形図データを作成する場合は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測で標高を求めることができる。 2 数値写真 上で周辺地物との色調差が明瞭な構造物が測定できる場合は、その構造物上に標定点の設置を行い対空標識に代えることができる。 3 対空標識に代えることができる明瞭な構造物は、次の各号のうち、いずれかに該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 対空標識A型と同等又は3方向以上から同一点を特定できるもの 二 正方形で対空標識B型の寸法と同等なもの 三 円形で対空標識B型の寸法以上のもの 	（方 法） 第256条 標定点の設置は、次の各号のとおりとする。ただし、前条に規定する精度を確保し得る範囲内において、既知点間の距離、標定点間の距離、路線長等は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 一 水平位置は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測、又は第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。 二 標高は、第2編第3章で規定する簡易水準測量に準じた観測、又は第2章第4節第1款のTS点の設置に準じた観測で求めることができる。ただし、地図情報レベル2500以上の数値地形図データを作成する場合は、第2編第2章の基準点測量に準じた観測で標高を求めることができる。 2 空中写真 上で周辺地物との色調差が明瞭な構造物が測定できる場合は、その構造物上に標定点の設置を行い対空標識に代えることができる。 3 対空標識に代えることができる明瞭な構造物は、次の各号のうち、いずれかに該当するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 対空標識A型と同等又は3方向以上から同一点を特定できるもの 二 正方形で対空標識B型の寸法と同等なもの 三 円形で対空標識B型の寸法以上のもの 	表現の適正化																																				
（成果等） 第175条 成果等は、次の各号のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 標定点成果表 二 標定点配置図及び水準路線図 三 標定点測量簿及び同明細簿 四 精度管理表 五 その他の資料 	（成果等） 第257条 成果等は、次の各号のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 標定点成果表 二 標定点配置図及び水準路線図 三 標定点測量簿及び同明細簿 四 精度管理表 五 その他の資料 																																					
第4節 対空標識の設置	第4節 対空標識の設置																																					
（要 旨）	（要 旨）																																					

改正案	
<p>第176条 「対空標識の設置」とは、同時調整及び数値図化において基準点、水準点、標定点等（以下この節において「基準点等」という。）の写真座標を測定するため、基準点等に一時標識を設置する作業をいう。</p> <p>（対空標識の規格及び設置等）</p> <p>第177条 対空標識は、<u>数値写真上</u>で確認できるように、地上画素寸法等を考慮し、その形状、寸法、色等を選定するものとする。</p> <p>一 対空標識の形状は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>A型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>D型</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>E型（樹上）</p>  </div>	

現行（令和2年3月31日改正）		コメント
<p>第258条 「対空標識の設置」とは、同時調整及び数値図化において基準点、水準点、標定点等（以下この節において「基準点等」という。）の写真座標を測定するため、基準点等に一時標識を設置する作業をいう。</p> <p>（対空標識の規格及び設置等）</p> <p>第259条 対空標識は、<u>空中写真上</u>で確認できるように、<u>空中写真の縮尺又は地上画素寸法等</u>を考慮し、その形状、寸法、色等を選定するものとする。</p> <p>一 対空標識の形状は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>A型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>B型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>C型</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>D型</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>E型（樹上）</p>  </div>		

表現の適正化
削除

表現の適正化

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>六 設置完了後、対空標識点明細表に設置点付近の見取図を記載し、写真の撮影を行うものとする。</p> <p>3 設置した対空標識は、撮影作業完了後、速やかに現状を回復するものとする。</p>	<p>六 設置完了後、対空標識点明細表に設置点付近の見取図を記載し、写真の撮影を行うものとする。</p> <p>3 設置した対空標識は、撮影作業完了後、速やかに現状を回復するものとする。</p>	
<p>（対空標識の偏心）</p> <p>第178条 対空標識を基準点等に直接設置できない場合は、基準点等から偏心して設置するものとする。</p> <p>2 対空標識を偏心して設置する場合は、偏心点に標杭を設置し、これを中心として対空標識板を取り付けるものとする。</p>	<p>（対空標識の偏心）</p> <p>第260条 対空標識を基準点等に直接設置できない場合は、基準点等から偏心して設置するものとする。</p> <p>2 対空標識を偏心して設置する場合は、偏心点に標杭を設置し、これを中心として対空標識板を取り付けるものとする。</p>	
<p>（偏心要素の測定及び計算）</p> <p>第179条 基準点等から偏心して対空標識を設置した場合は、偏心距離及び偏心角を測定し、偏心計算を行うものとする。</p>	<p>（偏心要素の測定及び計算）</p> <p>第261条 基準点等から偏心して対空標識を設置した場合は、偏心距離及び偏心角を測定し、偏心計算を行うものとする。</p>	
<p>（対空標識の確認及び処置）</p> <p>第180条 撮影作業終了後は、直ちに<u>数値写真上</u>に対空標識が写っているかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2 対空標識の設置の点検結果は、精度管理表に<u>取りまとめ</u>るものとする。</p>	<p>（対空標識の確認及び処置）</p> <p>第262条 撮影作業終了後は、直ちに<u>空中写真上</u>に対空標識が写っているかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2 対空標識の設置の点検結果は、精度管理表に<u>とりまとめ</u>るものとする。</p>	表現の適正化
<p>（成果等）</p> <p>第181条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 対空標識点明細表 二 偏心計算簿 三 対空標識点一覧図 四 精度管理表 五 その他の資料 	<p>（成果等）</p> <p>第263条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 対空標識点明細表 二 偏心計算簿 三 対空標識点一覧図 四 精度管理表 五 その他の資料 	
<p>第5節 撮影</p>	<p>第5節 撮影</p>	
<p>第1款 要旨</p>	<p>第1款 要旨</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第182条 <u>この章</u>において「撮影」とは、<u>デジタル航空カメラを用いて、数値写真</u>を撮影する作業をいい、後続作業に必要な外部標定要素の同時取得及びデータ解析、数値写真の作成工程を含むものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第264条 本章において「撮影」とは、<u>測量用空中写真</u>を撮影する作業をいい、後続作業に必要な外部標定要素の同時取得及びデータ解析、<u>写真処理及び数値写真</u>の作成工程を含むものとする。</p>	追加 削除
<p>第2款 機材</p>	<p>第2款 機材</p>	表現の適正化
<p>（航空機及び撮影器材）</p> <p>第183条 航空機は、次の性能を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 撮影に必要な装備をし、所定の高度で安定飛行を行えること。 二 撮影時の飛行姿勢、<u>デジタル航空カメラ</u>の水平規正及び偏流修正角度のいずれにも妨げられることなく常に写角が完全に確保されていること。 三 GNSS／IMU装置（<u>数値写真</u>の露出位置を解析するため、航空機搭載のGNSS測量機及び<u>数値写真</u>の露出時の傾きを検出するための3軸のジャイロ及び加速度計で構成されるIMU、解析ソフトウェア、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステムで、作業に必要な精度を有するものをいう。）のGNSSアンテナが機体頂部に、IMUが航空カメラ本体に取り付け可能であること。 <p><u>2</u> デジタル航空カメラは、次の性能を有するものを標準とする。</p>	<p>（航空機及び撮影器材）</p> <p>第265条 航空機は、次の性能を有するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 撮影に必要な装備をし、所定の高度で安定飛行を行えること。 二 撮影時の飛行姿勢、<u>航空カメラ</u>の水平規正及び偏流修正角度のいずれにも妨げられることなく常に写角が完全に確保されていること。 三 GNSS／IMU装置（<u>空中写真</u>の露出位置を解析するため、航空機搭載のGNSS測量機及び<u>空中写真</u>の露出時の傾きを検出するための3軸のジャイロ及び加速度計で構成されるIMU、解析ソフトウェア、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステムで、作業に必要な精度を有するものをいう。）のGNSSアンテナが機体頂部に、IMUが航空カメラ本体に取り付け可能であること。 <p><u>2</u> <u>フィルム航空カメラは、次の性能を有するものを標準とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>フィルム航空カメラは、広角航空カメラであること。ただし、撮影区域の地形その他の状況により、普通角又は長焦点航空カメラを用いることができる。</u> 二 <u>フィルム航空カメラは、撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル位まで明確なものであること。</u> 三 <u>カラー空中写真撮影に使用するフィルム航空カメラは、色収差が補正されたものであること。</u> <p><u>3</u> <u>フィルムは、次の性能を有するものを標準とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>写真処理による伸縮率の異方性が0.01パーセント以下であること。</u> 二 <u>伸縮率の異方性及び不規則伸縮率は、相対湿度1パーセントについて0.0025パーセント以下であること。</u> 三 <u>フィルムの感色性は、特に指定された場合を除き、パン・クロマチックであること。</u> <p><u>4</u> デジタル航空カメラは、次の性能を有するものを標準とする。</p>	表現の適正化 削除 以降、項番号 繰上げ

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																				
<p>一 撮像素子を装備し取得したデジタル画像を数値写真として出力できること。</p> <p>二 フレーム型とし所要の面積と所定の地上画素寸法を確保できること。</p> <p>三 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル位まで明瞭なものであること。</p> <p>四 色収差が補正されたものであること。</p> <p>五 ジャイロ架台を装備していること。</p> <p>3 デジタル航空カメラの撮像素子は、次の性能を有するものを標準とする。</p> <p>一 破損素子が少ないこと。</p> <p>二 ラジオメトリック解像度は、赤、緑、青等の各色12ビット以上であること。</p> <p>三 ノイズが少ない高画質の画像が出力できること。</p> <p>4 デジタル航空カメラは、GNSS/IMU装置のボアサイトキャリブレーションにあわせて複眼の構成を点検するものとし、点検結果は同時調整精度管理表に取りまとめるものとする。また、システム系統や撮像素子等についても異常がないかを確認するものとする。</p>	<p>一 撮像素子を装備し取得したデジタル画像を数値写真として出力できること。</p> <p>二 フレーム型とし所要の面積と所定の地上画素寸法を確保できること。</p> <p>三 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル位まで明瞭なものであること。</p> <p>四 <u>カラー数値写真に使用するデジタル航空カメラは、色収差が補正されたものであること。</u></p> <p>五 ジャイロ架台を装備していること。</p> <p>5 デジタル航空カメラの撮像素子は、次の性能を有するものを標準とする。</p> <p>一 破損素子が少ないこと。</p> <p>二 ラジオメトリック解像度は、赤、緑、青等の各色12ビット以上であること。</p> <p>三 ノイズが少ない高画質の画像が出力できること。</p> <p>6 デジタル航空カメラは、GNSS/IMU装置のボアサイトキャリブレーションにあわせて複眼の構成を点検するものとし、点検結果は同時調整精度管理表に整理するものとする。また、システム系統や撮像素子等についても異常がないかを確認するものとする。</p>	<p>削除</p> <p>表現の適正化</p>																																				
<p>(GNSS/IMU装置)</p> <p>第184条 GNSS/IMU装置は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="368 730 1071 1050"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">GNSS測量機</td> <td>水平位置</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>データ取得間隔</td> <td>1秒</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">IMU</td> <td>ローリング角</td> <td>0.015度</td> </tr> <tr> <td>ピッチング角</td> <td>0.015度</td> </tr> <tr> <td>ヘディング角</td> <td>0.035度</td> </tr> <tr> <td>データ取得間隔</td> <td>0.016秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>一 GNSSアンテナは、航空機の頂部に確実に固定できること。</p> <p>二 GNSS測量機は、2周波で搬送波位相データを1秒以下の間隔で取得できること。</p> <p>三 IMUは、センサ部の3軸の傾き及び加速度を計測できること。</p> <p>四 IMUは、航空カメラ本体に取り付けできること。</p> <p>五 キネマティック解析ソフトウェアは、次の機能を有するものを標準とする。</p> <p>イ キネマティック解析にて基線ベクトルの解析ができること。</p> <p>ロ 解析結果の評価項目を表示できること。</p> <p>六 最適軌跡解析ソフトウェアは、次の機能を有するものを標準とする。</p> <p>イ 数値写真の露出された位置及び傾きが算出できること。</p> <p>ロ 解析結果の評価項目を表示できること。</p> <p>2 GNSS受信アンテナ及びIMUは、デジタル航空カメラとともにボアサイトキャリブレーションを行うものとする。ただし、ボアサイトキャリブレーションの有効期間は6か月を標準とし、レンズの取り外し等を行った場合は、その都度ボアサイトキャリブレーションを行うものとする。</p>	項目	性能	GNSS測量機	水平位置	0.3m	高さ	0.3m	データ取得間隔	1秒	IMU	ローリング角	0.015度	ピッチング角	0.015度	ヘディング角	0.035度	データ取得間隔	0.016秒	<p>(GNSS/IMU装置)</p> <p>第266条 GNSS/IMU装置は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1709 730 2412 1050"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">GNSS測量機</td> <td>水平位置</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>データ取得間隔</td> <td>1秒</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">IMU</td> <td>ローリング角</td> <td>0.015度</td> </tr> <tr> <td>ピッチング角</td> <td>0.015度</td> </tr> <tr> <td>ヘディング角</td> <td>0.035度</td> </tr> <tr> <td>データ取得間隔</td> <td>0.016秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>一 GNSSアンテナは、航空機の頂部に確実に固定できること。</p> <p>二 GNSS測量機は、2周波で搬送波位相データを1秒以下の間隔で取得できること。</p> <p>三 IMUは、センサ部の3軸の傾き及び加速度を計測できること。</p> <p>四 IMUは、航空カメラ本体に取り付けできること。</p> <p>五 キネマティック解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。</p> <p>イ キネマティック解析にて基線ベクトルの解析ができること。</p> <p>ロ 解析結果の評価項目を表示できること。</p> <p>六 最適軌跡解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。</p> <p>イ 空中写真の露出された位置及び傾きが算出できること。</p> <p>ロ 解析結果の評価項目を表示できること。</p> <p>2 GNSSアンテナ及びIMUは、航空カメラとともにボアサイトキャリブレーションを行うものとする。なお、ボアサイトキャリブレーションの有効期間は6ヶ月を標準とし、レンズの取り外し等を行った場合は、その都度ボアサイトキャリブレーションを行うものとする。</p>	項目	性能	GNSS測量機	水平位置	0.3m	高さ	0.3m	データ取得間隔	1秒	IMU	ローリング角	0.015度	ピッチング角	0.015度	ヘディング角	0.035度	データ取得間隔	0.016秒	<p>表現の適正化</p>
項目	性能																																					
GNSS測量機	水平位置	0.3m																																				
	高さ	0.3m																																				
	データ取得間隔	1秒																																				
IMU	ローリング角	0.015度																																				
	ピッチング角	0.015度																																				
	ヘディング角	0.035度																																				
	データ取得間隔	0.016秒																																				
項目	性能																																					
GNSS測量機	水平位置	0.3m																																				
	高さ	0.3m																																				
	データ取得間隔	1秒																																				
IMU	ローリング角	0.015度																																				
	ピッチング角	0.015度																																				
	ヘディング角	0.035度																																				
	データ取得間隔	0.016秒																																				
	<p>(空中写真の数値化に使用する機器等)</p> <p>第267条 <u>フィルム空中写真の数値化に使用する主要な機器は、次の各項に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを標準とする。</u></p> <p>2 <u>空中写真用スキャナは、空中写真のロールフィルムをスキャンし、数値写真を画像形式で取得及び記録する機能を有するスキャナ、ソフトウェア、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステムで、作業に必要な精度を保持できる次表の性能を有するものを標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1427 1843 2071 1959"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光学分解能</td> <td>0.01mm 以内</td> </tr> <tr> <td>スキャンサイズ</td> <td>240mm×240mm 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	光学分解能	0.01mm 以内	スキャンサイズ	240mm×240mm 以上	<p>削除</p> <p>以降、条番号の繰上げ</p>																														
項目	性能																																					
光学分解能	0.01mm 以内																																					
スキャンサイズ	240mm×240mm 以上																																					

改正案	現行（令和2年3月31日改正）		コメント																																			
	<table border="1"> <tr> <td>数値写真の色階調</td> <td>各色 8bit（フルカラー）以上</td> </tr> <tr> <td>数値写真の幾何精度</td> <td>0.002mm（標準偏差）以内</td> </tr> </table>	数値写真の色階調	各色 8bit（フルカラー）以上	数値写真の幾何精度	0.002mm（標準偏差）以内	<p>3 空中写真用スキャナは、機器メーカーが推奨する定期点検を行うとともに、作業着手前に所要の精度を確認するため、各スキャナが保有する自己点検機能により点検するものとする。</p> <p>4 空中写真用スキャナの点検に使用する格子板は、5×5点以上の格子密度を有し、230ミリメートル×230ミリメートル範囲の幾何精度を検証可能な各空中写真用スキャナに付属する精密格子板とし、第三者機関による検定を受けたものとする。</p> <p>5 デジタルステレオ図化機は、ステレオ視可能な数値写真からステレオモデルを作成及び表示し、数値地形図データを数値形式で取得及び記録する機能等を有するソフトウェア、電子計算機及び周辺機器から構成されるシステムで、作業に必要な精度を保持できる性能を有するものとする。</p> <p>6 デジタルステレオ図化機の構成及び機能は、次のものを標準とする。</p> <p>一 電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はXYハンドル、Z盤等で構成されるもの。</p> <p>二 内部標定、相互標定、絶対標定及び外部標定要素によりステレオ表示できる機能を有すること。</p> <p>三 X、Y、Zの座標値及び所定のコードが入力及び記録できる機能を有すること。</p> <p>四 0.1画素以内まで画像計測ができる機能を有すること。</p>																																
数値写真の色階調	各色 8bit（フルカラー）以上																																					
数値写真の幾何精度	0.002mm（標準偏差）以内																																					
<p>第3款 撮影</p>	<p>第3款 撮影</p>																																					
<p>（数値写真の地上画素寸法）</p> <p>第185条 デジタル航空カメラで撮影する数値写真の地上画素寸法は、地図情報レベル等に応じて次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="151 982 1285 1289"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>地上画素寸法（式中のB:基線長、H:対地高度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>90mm×2×B[m]÷H[m] ～ 120mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>180mm×2×B[m]÷H[m] ～ 240mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>300mm×2×B[m]÷H[m] ～ 375mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>600mm×2×B[m]÷H[m] ～ 750mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>900mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 平坦地の撮影は、計画機関が指示又は承認した場合には、地上画素寸法を標準の160パーセントを限度として大きくすることができる。</p>	地図情報レベル	地上画素寸法（式中のB:基線長、H:対地高度）	500	90mm×2×B[m]÷H[m] ～ 120mm×2×B[m]÷H[m]	1000	180mm×2×B[m]÷H[m] ～ 240mm×2×B[m]÷H[m]	2500	300mm×2×B[m]÷H[m] ～ 375mm×2×B[m]÷H[m]	5000	600mm×2×B[m]÷H[m] ～ 750mm×2×B[m]÷H[m]	10000	900mm×2×B[m]÷H[m]	<p>（空中写真の撮影縮尺及び地上画素寸法）</p> <p>第268条 空中写真の撮影縮尺及び数値写真の地上画素寸法は、地図情報レベル等に応じて定めるものとする。</p> <p>2 フィルム航空カメラで撮影する空中写真の撮影縮尺及び地図情報レベルとの関連は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1724 982 2398 1304"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>撮 影 縮 尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>1/3,000 ～ 1/4,000</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1/6,000 ～ 1/8,000</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>1/10,000 ～ 1/12,500</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>1/20,000 ～ 1/25,000</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>1/30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 計画機関が指示し、又は承認した場合は、撮影縮尺を標準の80パーセントを限度として小さくすることができる。</p> <p>4 デジタル航空カメラで撮影する数値写真の地上画素寸法及び地図情報レベルとの関連は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1495 1455 2626 1774"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>地上画素寸法（式中のB:基線長、H:対地高度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>90mm×2×B[m]÷H[m] ～ 120mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>180mm×2×B[m]÷H[m] ～ 240mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>300mm×2×B[m]÷H[m] ～ 375mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>600mm×2×B[m]÷H[m] ～ 750mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>900mm×2×B[m]÷H[m]</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 平坦地の撮影は、計画機関が指示し、又は承認した場合には、地上画素寸法を標準の160パーセントを限度として大きくすることができる。</p>	地図情報レベル	撮 影 縮 尺	500	1/3,000 ～ 1/4,000	1000	1/6,000 ～ 1/8,000	2500	1/10,000 ～ 1/12,500	5000	1/20,000 ～ 1/25,000	10000	1/30,000	地図情報レベル	地上画素寸法（式中のB:基線長、H:対地高度）	500	90mm×2×B[m]÷H[m] ～ 120mm×2×B[m]÷H[m]	1000	180mm×2×B[m]÷H[m] ～ 240mm×2×B[m]÷H[m]	2500	300mm×2×B[m]÷H[m] ～ 375mm×2×B[m]÷H[m]	5000	600mm×2×B[m]÷H[m] ～ 750mm×2×B[m]÷H[m]	10000	900mm×2×B[m]÷H[m]	<p>表現の適正化 変更 削除 以降、項番号 繰上げ</p> <p>表現の適正化</p>
地図情報レベル	地上画素寸法（式中のB:基線長、H:対地高度）																																					
500	90mm×2×B[m]÷H[m] ～ 120mm×2×B[m]÷H[m]																																					
1000	180mm×2×B[m]÷H[m] ～ 240mm×2×B[m]÷H[m]																																					
2500	300mm×2×B[m]÷H[m] ～ 375mm×2×B[m]÷H[m]																																					
5000	600mm×2×B[m]÷H[m] ～ 750mm×2×B[m]÷H[m]																																					
10000	900mm×2×B[m]÷H[m]																																					
地図情報レベル	撮 影 縮 尺																																					
500	1/3,000 ～ 1/4,000																																					
1000	1/6,000 ～ 1/8,000																																					
2500	1/10,000 ～ 1/12,500																																					
5000	1/20,000 ～ 1/25,000																																					
10000	1/30,000																																					
地図情報レベル	地上画素寸法（式中のB:基線長、H:対地高度）																																					
500	90mm×2×B[m]÷H[m] ～ 120mm×2×B[m]÷H[m]																																					
1000	180mm×2×B[m]÷H[m] ～ 240mm×2×B[m]÷H[m]																																					
2500	300mm×2×B[m]÷H[m] ～ 375mm×2×B[m]÷H[m]																																					
5000	600mm×2×B[m]÷H[m] ～ 750mm×2×B[m]÷H[m]																																					
10000	900mm×2×B[m]÷H[m]																																					
<p>（撮影計画）</p> <p>第186条 撮影計画は、撮影区域ごとに次の各号の条件を考慮して作成するものとする。</p>	<p>（撮影計画）</p> <p>第269条 撮影計画は、撮影区域ごとに次の各号の条件を考慮して作成するものとする。</p>																																					

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>一 地形等の状況により、実体空白部を生じないようにする。</p> <p>二 GNSS衛星の数及び配置は、作業に必要な精度が得られるよう計画するものとする。</p> <p>三 同一コースは、直線かつ等高度の撮影となるように計画する。</p> <p>四 同一コース内の隣接<u>数値写真</u>との重複度は60パーセント、隣接コースの<u>数値写真</u>との重複度は30パーセントを標準とする。ただし、地形等の状況及び用途によっては、同一コース内又は隣接コースのどちらについても、重複度を増加させることができる。</p> <p>五 撮影区域を完全にカバーするため、撮影コースの始めと終わりの撮影区域外をそれぞれ最低1モデル以上設定する。</p> <p>2 撮影基準面は、原則として、撮影区域に対して一つを定めるが、高低差の大きい区域にあつては、航空機運航の安全を考慮し、数コース単位に設定することができる。</p> <p><u>3</u> 対地高度は、地上画素寸法、素子寸法及び画面距離から求めるものとする。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高を加えたものとする。</p> <p><u>4</u> キネマティック解析における整数値バイアスの決定方法は、固定局<u>及び撮影区域の間</u>の基線距離を考慮し、地上初期化方式<u>又は空中初期化方式</u>とする。</p> <p><u>5</u> IMU初期化飛行は、撮影の開始コース、終了コース及び撮影基準面が異なるコースを考慮し行うものとする。</p> <p><u>6</u> 撮影コース長は、IMUの累積誤差を考慮しておおむね15分以内で撮影できる距離とする。</p> <p><u>7</u> 固定局は、撮影区域内との基線距離を原則50キロメートル以内とし、やむを得ない場合でも70キロメートルを超えないものとする。</p> <p><u>8</u> 固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。</p> <p><u>9</u> 新たに固定局を設置する場合は、1級基準点測量及び3級水準測量に準ずる測量によって水平位置及び標高を求めるものとする。</p> <p><u>10</u> 固定局の設置位置は、次に留意して決定するものとする。</p> <p>一 上空視界の確保及びデータ取得の有無</p> <p>二 GNSSアンテナの固定の確保</p>	<p>一 地形等の状況により、実体空白部を生じないようにする。</p> <p>二 GNSS衛星の数及び配置は、作業に必要な精度が得られるよう計画するものとする。</p> <p>三 同一コースは、直線かつ等高度の撮影となるように計画する。</p> <p>四 同一コース内の隣接<u>空中写真</u>との重複度は60パーセント、隣接コースの<u>空中写真</u>との重複度は30パーセントを標準とする。ただし、地形等の状況及び用途によっては、同一コース内又は隣接コースのどちらについても、重複度を増加させることができる。</p> <p>五 撮影区域を完全にカバーするため、撮影コースの始めと終わりの撮影区域外をそれぞれ最低1モデル以上設定する。</p> <p>2 撮影基準面は、原則として、撮影区域に対して一つを定めるが、高低差の大きい区域にあつては、航空機運航の安全を考慮し、数コース単位に設定することができる。</p> <p><u>3</u> <u>フィルム航空カメラを用いる場合の対地高度は、撮影縮尺及びフィルム航空カメラの画面距離から求める。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高を加えたものとする。</u></p> <p><u>4</u> <u>デジタル航空カメラを用いる場合の対地高度は、地上画素寸法、素子寸法及び画面距離から求めるものとする。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高を加えたものとする。</u></p> <p><u>5</u> キネマティック解析における整数値バイアスの決定方法は、固定局<u>と撮影区域</u>の基線距離を考慮し、地上初期化方式<u>と空中初期化方式から選択するもの</u>とする。</p> <p><u>6</u> IMU初期化飛行は、撮影の開始コース、終了コース及び撮影基準面が異なるコースを考慮し行うものとする。</p> <p><u>7</u> 撮影コース長は、IMUの累積誤差を考慮しておおむね15分以内で撮影できる距離とする。</p> <p><u>8</u> 固定局は、撮影区域内との基線距離を原則50キロメートル以内とし、やむを得ない場合でも70キロメートルを超えないものとする。</p> <p><u>9</u> 固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。</p> <p><u>10</u> 新たに固定局を設置する場合は、1級基準点測量及び3級水準測量に準ずる測量によって水平位置及び標高を求めるものとする。</p> <p><u>11</u> 固定局の設置位置は、次に留意して決定するものとする。</p> <p>一 上空視界の確保及びデータ取得の有無</p> <p>二 GNSSアンテナの固定の確保</p>	<p>表現の適正化</p> <p>削除 以降、項番号 繰上げ</p> <p>表現の適正化</p>
<p>(撮影時期)</p> <p><u>第187条</u> 撮影は、原則として、撮影に適した時期で、気象状態及びGNSS衛星の配置が良好な時に行うものとする。</p> <p>2 撮影時のGNSS衛星の数は、第37条第2項第二号の規定を準用する。</p>	<p>(撮影時期)</p> <p><u>第270条</u> 撮影は、原則として、撮影に適した時期で、気象状態及びGNSS衛星の配置が良好な時に行うものとする。</p> <p>2 撮影時のGNSS衛星の数は、第37条第2項第二号の規定を準用する。</p>	
<p>(撮影飛行)</p> <p><u>第188条</u> 撮影飛行は、水平飛行とし、計画撮影高度及び計画撮影コースを保持するものとする。</p> <p>2 撮影前後に整数値バイアス決定及びIMUドリフト初期化のための飛行を行うものとする。</p> <p>3 計画撮影高度に対するずれは、計画対地高度の5パーセント以内とする。ただし、地図情報レベル500以下の場合は、計画対地高度の10パーセント以内とすることができる。</p> <p>4 航空カメラの傾きは、鉛直方向とし、大幅な傾きが起きないように撮影するものとする。</p> <p>5 等速直線飛行は、進入を含めて<u>おおむね</u>15分以内とし、これを超える場合は適宜IMU初期化飛行を実施するものとする。</p> <p>6 地上で初期化を行う場合は、航空機をマルチパスとなる反射源から離して駐機するものとする。</p>	<p>(撮影飛行)</p> <p><u>第271条</u> 撮影飛行は、水平飛行とし、計画撮影高度及び計画撮影コースを保持するものとする。</p> <p>2 撮影前後に整数値バイアス決定及びIMUドリフト初期化のための飛行を行うものとする。</p> <p>3 計画撮影高度に対するずれは、計画対地高度の5パーセント以内とする。ただし、<u>フィルム航空カメラによる撮影で撮影縮尺が4000分の1以上の場合、又はデジタル航空カメラによる撮影で地図情報レベル500以下の場合は、計画対地高度の10パーセント以内とすることができる。</u></p> <p>4 航空カメラの傾きは、鉛直方向とし、大幅な傾きが起きないように撮影するものとする。</p> <p>5 等速直線飛行は、進入を含めて<u>概ね</u>15分以内とし、これを超える場合は適宜IMU初期化飛行を実施するものとする。</p> <p>6 地上で初期化を行う場合は、航空機をマルチパスとなる反射源から離して駐機するものとする。</p>	<p>削除</p> <p>表現の適正化</p>
<p>(削除)</p>	<p>(フィルムの使用)</p> <p><u>第272条</u> <u>フィルムの使用に際しては、きず又は静電気等による著しい汚損を生じないようにし、ロールフィルムの両端1メートル部分は、撮影に使用しないものとする。</u></p> <p>2 <u>ロールフィルムの途中におけるつなぎ合わせは、原則として行わないものとする。</u></p>	<p>削除</p>
<p>(露出時間)</p> <p><u>第189条</u> 航空カメラの露出時間は、飛行速度、<u>撮像素子</u>、フィルター、計画撮影高度等を考慮して、適切に定めなければならない。</p>	<p>(露出時間)</p> <p><u>第273条</u> 航空カメラの露出時間は、飛行速度、<u>使用フィルム（撮像素子）</u>、フィルター、計画撮影高度等を考慮して、適切に定めなければならない。</p>	<p>変更</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント												
<p>（航空カメラの使用）</p> <p>第190条 同一区域内の撮影は、原則として、同一航空カメラで行うものとする。</p> <p>2 やむを得ず他の航空カメラを使用する場合は、同一コースは同一航空カメラを使用するものとする。</p>	<p>（航空カメラの使用）</p> <p>第274条 同一区域内の撮影は、原則として、同一航空カメラで行うものとする。</p> <p>2 やむを得ず他の航空カメラを使用する場合は、同一コースは同一航空カメラを使用するものとする。</p> <p>3 <u>空中写真に写し込む記録板には、撮影地区名、計画撮影高度及び撮影年月日を明瞭に記載しなければならない。</u></p>	削除												
<p>（数値写真の重複度）</p> <p>第191条 数値写真の重複度は、撮影計画に基づいた適切な重複度となるように努めなければならない。</p> <p>2 隣接<u>数値写真間</u>の重複度は、最小で53パーセントとする。</p> <p>3 コース間の<u>数値写真</u>の最小重複度は、10パーセントとする。</p> <p>4 同一コースをやむを得ず2分割及び3分割する場合は、分割部分を2モデル以上重複させなければならない。</p>	<p>（空中写真の重複度）</p> <p>第275条 空中写真の重複度は、撮影計画に基づいた適切な重複度となるように努めなければならない。</p> <p>2 隣接空中写真間の重複度は、最小で53パーセントとする。</p> <p>3 コース間の<u>空中写真</u>の最小重複度は、10パーセントとする。</p> <p>4 同一コースをやむを得ず2分割及び3分割する場合は、分割部分を2モデル以上重複させなければならない。</p>	表現の適正化												
<p>第4款 GNSS/IMUデータの処理</p>	<p>第4款 GNSS/IMUデータの処理</p>													
<p>（GNSS/IMUデータの取得）</p> <p>第192条 GNSS/IMUデータの取得では、固定局のGNSS観測データ、航空機搭載のGNSS観測データ及びIMU観測データを取得するものとする。</p> <p>2 固定局のGNSS観測データ取得間隔は、30秒以下とする。</p> <p>3 航空機搭載GNSS測量機のGNSS観測データ取得間隔は、1秒以下とする。</p> <p>4 航空機搭載GNSS/IMUは、撮影の前後に連続して5分以上の観測を実施するものとする。</p>	<p>（GNSS/IMUデータの取得）</p> <p>第276条 GNSS/IMUデータの取得では、固定局のGNSS観測データ、航空機搭載のGNSS観測データ及びIMU観測データを取得するものとする。</p> <p>2 固定局のGNSS観測データ取得間隔は、30秒以下とする。</p> <p>3 航空機搭載GNSS測量機のGNSS観測データ取得間隔は、1秒以下とする。</p> <p>4 航空機搭載GNSS/IMUは、撮影の前後に連続して5分以上の観測を実施するものとする。</p>													
<p>（GNSS/IMUの解析処理）</p> <p>第193条 撮影が終了した時は、速やかにGNSS/IMUデータの解析処理を行うものとする。</p> <p>2 解析処理は、固定局及び航空機搭載のGNSS測量機の観測データ、<u>IMU観測データ等から得られたデータを用い、最適軌跡解析</u>を行うものとする。</p> <p>3 最適軌跡解析結果より外部標定要素を算出するものとする。</p>	<p>（GNSS/IMUの解析処理）</p> <p>第277条 撮影が終了した時は、速やかにGNSS/IMUデータの解析処理を行うものとする。</p> <p>2 解析処理は、固定局及び航空機搭載のGNSS測量機の観測データ<u>を用いて、キネマティック解析</u>を行うものとする。</p> <p>3 <u>解析処理は、キネマティック解析及びIMU観測データによる最適軌跡解析を行うものとする。</u></p> <p>4 最適軌跡解析結果より外部標定要素を算出するものとする。</p>	変更 削除 項番号繰上げ												
<p>（GNSS/IMU解析結果の点検）</p> <p>第194条 GNSS/IMUの解析処理結果は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</p> <p>2 点検は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 固定局及び航空機搭載のGNSS測量機の作動及びデータ収録状況の良否</p> <p>二 サイクルスリップ状況の有無</p> <p>三 GNSS/IMU撮影範囲の<u>良否</u></p> <p>四 計測高度及び計測コースの良否</p> <p>3 キネマティック解析結果の点検は、撮影コース上において次の各号について行うものとする。</p> <p>一 最少衛星数</p> <p>二 DOP値</p> <p>三 位置の往復解の差</p> <p>四 解の品質</p> <p>五 位置の標準偏差の<u>平均値及び最大値</u></p> <p>4 <u>前項における点検項目の標準値は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="231 1663 1205 1955"> <thead> <tr> <th>点検項目</th> <th>標準値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最少衛星数</td> <td>第187条第2項の規定に基づく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>DOP値</td> <td>3以下</td> <td>PDOP</td> </tr> <tr> <td>位置の往復差の平均値とその絶対値の最大値</td> <td>0.3m以内</td> <td>各軸とも</td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	標準値	備考	最少衛星数	第187条第2項の規定に基づく		DOP値	3以下	PDOP	位置の往復差の平均値とその絶対値の最大値	0.3m以内	各軸とも	<p>（GNSS/IMU解析結果の点検）</p> <p>第278条 GNSS/IMUの解析処理結果は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</p> <p>2 点検は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 固定局及び航空機搭載のGNSS測量機の作動及びデータ収録状況の良否</p> <p>二 サイクルスリップ状況の有無</p> <p>三 GNSS/IMU撮影範囲の<u>確保</u></p> <p>四 計測高度及び計測コースの良否</p> <p>3 キネマティック解析結果の点検は、撮影コース上において次の各号について行うものとする。</p> <p>一 最少衛星数</p> <p>二 DOP <u>(PDOP、HDOP、VDOP) 値</u></p> <p>三 位置の往復解の差</p> <p>四 解の品質</p> <p>五 位置の標準偏差の<u>平均値と最大値</u></p>	変更 削除 変更 追加 以降、項番号繰下げ
点検項目	標準値	備考												
最少衛星数	第187条第2項の規定に基づく													
DOP値	3以下	PDOP												
位置の往復差の平均値とその絶対値の最大値	0.3m以内	各軸とも												

改正案			現行（令和2年3月31日改正）	コメント								
<table border="1"> <tr> <td>解の品質</td> <td><u>F I X</u>解</td> <td><u>固定局との基線距離が確保できない場合は、安定フロート解も可能とする。</u></td> </tr> <tr> <td><u>位置の標準偏差の</u> <u>平均値</u></td> <td><u>0.10m以内</u></td> <td><u>各軸とも</u></td> </tr> <tr> <td><u>位置の標準偏差の</u> <u>最大値</u></td> <td><u>0.15m以内</u></td> <td><u>各軸とも</u></td> </tr> </table>	解の品質	<u>F I X</u> 解	<u>固定局との基線距離が確保できない場合は、安定フロート解も可能とする。</u>	<u>位置の標準偏差の</u> <u>平均値</u>	<u>0.10m以内</u>	<u>各軸とも</u>	<u>位置の標準偏差の</u> <u>最大値</u>	<u>0.15m以内</u>	<u>各軸とも</u>	<p><u>5</u> 最適軌跡解析結果の点検は、撮影コース上において次の各号について<u>行うものとし、点検項目の標準値は、使用した機器の推奨値とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>G N S S 解及び I M U 解の整合性</u> 二 <u>位置の標準偏差の平均値及び最大値</u> 三 <u>姿勢の標準偏差の平均値及び最大値</u> <p><u>6</u> 点検資料として、次の各号について作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 撮影記録簿 二 撮影作業日誌 三 G N S S / I M U 計算精度管理表 <p><u>7</u> 電子基準点以外の固定局を使用した場合には、点検資料として次の各号について作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 固定局観測記録簿 二 G N S S 観測データファイル説明書 	<p><u>4</u> 最適軌跡解析結果の点検は、撮影コース上において次の各号について<u>行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>キネマティック解と I M U 解との整合性</u> 二 <u>位置の標準偏差の平均値と最大値</u> 三 <u>姿勢の標準偏差の平均値と最大値</u> <p><u>5</u> 点検資料として、次の各号について作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 撮影記録簿 二 撮影作業日誌 三 G N S S / I M U 計算精度管理表 <p><u>6</u> 電子基準点以外の固定局を使用した場合には、点検資料として次の各号について作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 固定局観測記録簿 二 G N S S 観測データファイル説明書 	表現の適正化
解の品質	<u>F I X</u> 解	<u>固定局との基線距離が確保できない場合は、安定フロート解も可能とする。</u>										
<u>位置の標準偏差の</u> <u>平均値</u>	<u>0.10m以内</u>	<u>各軸とも</u>										
<u>位置の標準偏差の</u> <u>最大値</u>	<u>0.15m以内</u>	<u>各軸とも</u>										
第5款 数値写真の統合処理			移動									
<p><u>(原数値写真の統合処理)</u></p> <p><u>第195条</u> デジタル航空カメラによる撮影終了時には、次の各号に留意し、速やかに原数値写真の統合処理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>歪曲収差は取り除く。</u> 二 <u>原数値写真間の対応点は0.2画素以内で統合する。</u> 三 <u>再配列では画像を劣化させない。</u> <p><u>2</u> 数値写真の色階調は、各色8ビット以上とする。</p> <p><u>3</u> 画像ファイル形式は非圧縮形式とする。</p> <p><u>4</u> 統合処理した数値写真よりサムネイル写真を作成するものとする。</p>			移動									
<p><u>(統合処理した数値写真の点検)</u></p> <p><u>第196条</u> 統合処理が終了した数値写真は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</p> <p><u>2</u> 点検は、次の項目について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>撮影高度の良否</u> 二 <u>撮影コースの適否</u> 三 <u>実体空白部の有無</u> 四 <u>写真の傾き及び回転量の適否</u> 五 <u>統合処理の良否</u> 六 <u>数値写真の画質</u> <p><u>3</u> 点検資料としてデジタル航空カメラ撮影コース別精度管理表を作成するものとする。</p> <p><u>4</u> 点検結果により、再撮影の必要がある場合は、原則として、当該コースの全部について速やかに行うものとする。</p>			移動									
第6款 空中写真の数値化		第5款 フィルムの処理	表現の適正化									
(削除)		<p><u>(フィルムの写真処理)</u></p> <p><u>第279条</u> <u>フィルムは、撮影終了後、直ちに適切な方法により現像するものとする。</u></p>	削除 以降、条番号									

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント								
	<p><u>2 写真処理は、各種のむらを生じないように努め、折れ、きず、へこみ、膜面はがれ等で画像を損なわないように行うものとする。</u></p> <p><u>3 密着印画に用いる印画紙は、半光沢及び中厚手のもので、画面周辺の枠線、指標、計器等が印画される大きさのものとする。</u></p> <p><u>4 密着印画の作成は、フィルムの写真処理に準じて行うものとする。</u></p>	繰上げ								
(削除)	<p><u>(フィルムの点検)</u></p> <p><u>第280条 写真処理が終了したフィルムは、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</u></p> <p><u>2 点検は、次の項目について行うものとする。</u></p> <p><u>一 撮影高度の適否</u></p> <p><u>二 撮影コースの適否</u></p> <p><u>三 実体空白部の有無</u></p> <p><u>四 指標及び計器の明瞭度</u></p> <p><u>五 写真の傾き及び回転量の適否</u></p> <p><u>六 写真処理の良否</u></p> <p><u>七 写真の画質</u></p> <p><u>3 点検資料として次の各号について作成するものとする。</u></p> <p><u>一 フィルム航空カメラ撮影コース別精度管理表</u></p> <p><u>二 フィルム航空カメラ撮影ロール別精度管理表</u></p> <p><u>三 点検用標定図</u></p> <p><u>4 点検結果により、再撮影の必要がある場合は、原則として、当該コースの全部について速やかに行うものとする。</u></p>	削除 以降、条番号繰上げ								
(削除)	<p><u>(ネガフィルムの編集)</u></p> <p><u>第281条 ネガフィルムの編集は、両端に1メートルの余白を残し、画像を汚損することのないよう適切に行うものとする。</u></p> <p><u>2 ネガフィルムの編集は、次の各号により行うものとする。</u></p> <p><u>一 編集は、区域外1モデル以上の写真を含めて行うものとする。ただし、海部等の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>二 写真番号は、原則として、東西コースにあつては西から東へ、南北コースにあつては北から南へ各コースとも1番から一連の番号を付すものとし、コースが分割された場合も同様とする。</u></p> <p><u>三 コース番号は、原則として、東西コースにあつては北から南へ、南北コースにあつては東から西へ1番から一連の番号を付すものとし、コースが分割されている場合は、A、B、C等をコース番号の次に付し、接続部では2モデル以上を重複させるものとする。</u></p> <p><u>四 道路、河川等の路線撮影の場合は、起点方向からコース番号を付すものとする。</u></p> <p><u>五 各コースの両端の写真には、コース番号及び写真番号のほか必要事項を記入するものとする。</u></p>	削除 以降、条番号繰上げ)								
(削除)	<p><u>(ネガフィルムの収納)</u></p> <p><u>第282条 編集を終了したネガフィルムは、空中写真フィルム記録をはり付けた缶にロールごと収納するものとする。</u></p>	削除 以降、条番号繰上げ								
<p><u>(空中写真の数値化に使用する機器等)</u></p> <p><u>第197条 フィルム航空カメラによって撮影された空中写真の数値化に使用する主要な機器は、次の各項に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものを標準とする。</u></p> <p><u>2 空中写真用スキャナは、空中写真のロールフィルムをスキャンし、数値写真を画像形式で取得及び記録する機能を有するスキャナ、ソフトウェア、電子計算機及び周辺機器で構成されるシステムで、作業に必要な精度を保持できる次表の性能を有するものを標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="92 1774 730 1965"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光学分解能</td> <td>0.01mm 以内</td> </tr> <tr> <td>スキャンサイズ</td> <td>240mm×240mm 以上</td> </tr> <tr> <td>数値写真の色階調</td> <td>各色 8bit (フルカラー) 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	光学分解能	0.01mm 以内	スキャンサイズ	240mm×240mm 以上	数値写真の色階調	各色 8bit (フルカラー) 以上		追加
項目	性能									
光学分解能	0.01mm 以内									
スキャンサイズ	240mm×240mm 以上									
数値写真の色階調	各色 8bit (フルカラー) 以上									

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																
<table border="1" data-bbox="92 149 730 184"> <tr> <td>数値写真の幾何精度</td> <td>0.002mm（標準偏差）以内</td> </tr> </table> <p>3 空中写真用スキャナは、機器メーカーが推奨する定期点検を行うとともに、作業着手前に所要の精度を確認するため、各スキャナが保有する自己点検機能により点検するものとする。</p> <p>4 空中写真用スキャナの点検に使用する格子板は、5×5点以上の格子密度を有し、230ミリメートル×230ミリメートル範囲の幾何精度を検証可能な各空中写真用スキャナに附属する精密格子板とし、第三者機関による検定を受けたものとする。</p> <p>5 空中写真の数値化に使用するフィルムは、次の各号の性能を有する機器等で撮影されたものを標準とする。</p> <p>一 フィルム航空カメラ</p> <p>イ 広角航空カメラであること。ただし、撮影区域の地形その他の状況により、普通角又は長焦点航空カメラを用いることができる。</p> <p>ロ 撮影に使用するフィルターと組み合わせた画面距離及び歪曲収差の検定値が、0.01ミリメートル位まで明確なものであること。</p> <p>ハ カラー空中写真撮影に使用するフィルム航空カメラは、色収差が補正されたものであること。</p> <p>二 フィルム</p> <p>イ 写真処理による伸縮率の異方性が0.01パーセント以下であること。</p> <p>ロ 伸縮率の異方性及び不規則伸縮率は、相対湿度1パーセントについて0.0025パーセント以下であること。</p> <p>ハ フィルムの感色性は、特に指定された場合を除き、パン・クロマチックであること。</p>	数値写真の幾何精度	0.002mm（標準偏差）以内																
数値写真の幾何精度	0.002mm（標準偏差）以内																	
<p>（空中写真の数値化）</p> <p>第198条 空中写真の数値化とは、フィルム航空カメラにより撮影された空中写真のロールフィルムを、空中写真用スキャナを用いて数値化して、数値図化及び写真地図作成のための数値写真を作成する作業をいう。</p> <p>2 空中写真の数値化は、適切な画像が得られるように努め、写真画像の損傷、汚れ、幾何学的歪み、輝度むら等を生じないように行うものとする。</p> <p>3 数値化は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 原則としてロールフィルムから直接行う。</p> <p>二 数値化の前には、ロールフィルムに付着したゴミ、汚れ、ほこり等を除去するとともにきずやへこみ等の点検を行う。</p> <p>三 ロールフィルムを装着する直前には、空中写真用スキャナの写真架台のゴミ、汚れ、ほこり等を除去する。</p> <p>四 フィルム歪みが発生しないようにフィルム圧定装置を用いて確実に圧定を行う。</p> <p>五 同一ロールフィルムは、原則として同一スキャナを使用して数値化を行う。</p> <p>六 空中写真の中央及び四隅において、明瞭な画像が得られるようにピントを合わせる。</p> <p>七 センサのずれ等が生じないように行う。</p> <p>八 色調補正を行うためのプレスキャンは、原則として撮影コースごとに始点及び終点で行うものとし、撮影コース内で顕著に色調が変わる地域がある場合は、これらを分けて行う。</p> <p>九 数値化した空中写真は、土地被覆、撮影時期、天候、撮影コースと太陽位置との関係等を考慮して抜き取り、全体の色調が統一されているかを点検する。</p> <p>十 数値化した空中写真の向きは、原則として、次のとおりとする。</p> <p>イ 東西コースで撮影した場合は、北方向を上にして数値化する。</p> <p>ロ 南北コースで撮影した場合は、東方向を上にして数値化する。</p> <p>ハ 90度以下の斜めコースで撮影した場合は、北西方向を上にして数値化する。</p> <p>ニ マイナス90度以上の斜めコースで撮影した場合は、北東方向を上にして数値化する。</p> <p>十一 数値化の画素寸法及び画像データ形式は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="112 1787 635 1948"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数値化の画素寸法</td> <td>0.021mm 以内</td> </tr> <tr> <td>色階調</td> <td>各色 8bit 以上</td> </tr> <tr> <td>画像データ形式</td> <td>非圧縮形式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	数値化の画素寸法	0.021mm 以内	色階調	各色 8bit 以上	画像データ形式	非圧縮形式	<p>（空中写真の数値化）</p> <p>第283条 フィルム航空カメラにより撮影された空中写真の数値化は、適切な画像が得られるように努め、写真画像の損傷、汚れ、幾何学的歪み、輝度むら等を生じないように行うものとする。</p> <p>2 数値化は、次の各号により行うものとする。</p> <p>一 原則としてロールフィルムから直接行う。</p> <p>二 数値化の前には、ロールフィルムに付着したゴミ、汚れ、ほこり等を除去するとともにきずやへこみ等の点検を行う。</p> <p>三 ロールフィルムを装着する直前には、空中写真用スキャナの写真架台のゴミ、汚れ、ほこり等を除去する。</p> <p>四 フィルム歪みが発生しないようにフィルム圧定装置を用いて確実に圧定を行う。</p> <p>五 同一ロールフィルムは、原則として同一スキャナを使用して数値化を行う。</p> <p>六 空中写真の中央並びに四隅において、明瞭な画像が得られるようにピントを合わせる。</p> <p>七 センサのずれ等が生じないように行う。</p> <p>八 色調補正を行うためのプレスキャンは、原則として撮影コースごとに始点と終点で行うものとし、撮影コース内で顕著に色調が変わる地域がある場合は、これらを分けて行う。</p> <p>九 数値化された空中写真は、土地被覆、撮影時期、天候、撮影コースと太陽位置との関係等を考慮して抜き取り、全体の色調が統一されているかを点検する。</p> <p>十 数値化した空中写真の向きは、原則として、次のとおりとする。</p> <p>イ 東西コースで撮影した場合は、北方向を上にして数値化する。</p> <p>ロ 南北コースで撮影した場合は、東方向を上にして数値化する。</p> <p>ハ 90度以下の斜めコースで撮影した場合は、北西方向を上にして数値化する。</p> <p>ニ マイナス90度以上の斜めコースで撮影した場合は、北東方向を上にして数値化する。</p> <p>十一 数値化の画素寸法及び画像データ形式は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1787 1979 1948"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数値化の画素寸法</td> <td>0.021mm 以内</td> </tr> <tr> <td>色階調</td> <td>各色 8bit 以上</td> </tr> <tr> <td>画像データ形式</td> <td>非圧縮形式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	性能	数値化の画素寸法	0.021mm 以内	色階調	各色 8bit 以上	画像データ形式	非圧縮形式	<p>項の追加以降、項番号の繰下げ</p> <p>表現の適正化</p>
項目	性能																	
数値化の画素寸法	0.021mm 以内																	
色階調	各色 8bit 以上																	
画像データ形式	非圧縮形式																	
項目	性能																	
数値化の画素寸法	0.021mm 以内																	
色階調	各色 8bit 以上																	
画像データ形式	非圧縮形式																	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント												
<p>(空中写真の撮影縮尺) 第199条 <u>フィルム航空カメラで撮影した空中写真の撮影縮尺及び地図情報レベルとの関連は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="382 260 1056 579"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>撮 影 縮 尺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>1/3,000 ～ 1/4,000</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1/6,000 ～ 1/8,000</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>1/10,000 ～ 1/12,500</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>1/20,000 ～ 1/25,000</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>1/30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>計画機関が指示又は承認した場合は、撮影縮尺を標準の80パーセントを限度として小さくしたものを使用することができる。</u></p>	地図情報レベル	撮 影 縮 尺	500	1/3,000 ～ 1/4,000	1000	1/6,000 ～ 1/8,000	2500	1/10,000 ～ 1/12,500	5000	1/20,000 ～ 1/25,000	10000	1/30,000	<p>(新設)</p>	<p>追加 以降、条番号 繰下げ</p>
地図情報レベル	撮 影 縮 尺													
500	1/3,000 ～ 1/4,000													
1000	1/6,000 ～ 1/8,000													
2500	1/10,000 ～ 1/12,500													
5000	1/20,000 ～ 1/25,000													
10000	1/30,000													
<p>(数値化の範囲) 第200条 数値化の範囲は、指標、カウンタ番号及びカメラ情報が入る範囲とする。 2 「カメラ情報」とは、レンズ番号及び焦点距離をいう。</p>	<p>(数値化の範囲) 第284条 数値化の範囲は、指標、カウンタ番号及びカメラ情報が入る範囲とする。 2 「カメラ情報」とは、レンズ番号及び焦点距離をいう。</p>													
<p>(指標座標の測定) 第201条 数値写真の指標座標の測定は、デジタルステレオ図化機を使用し、各数値写真に含まれる指標を1回測定するものとする。 2 <u>デジタルステレオ図化機は、ステレオ視可能な数値写真からステレオモデルを作成及び表示し、数値地形図データを数値形式で取得及び記録する機能等を有するソフトウェア、電子計算機及び周辺機器から構成されるシステムで、作業に必要な精度を保持できる性能を有するものとする。</u> 3 <u>デジタルステレオ図化機の構成及び機能は、次のものを標準とする。</u> 一 <u>電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はXYハンドル、Z盤等で構成されるもの。</u> 二 <u>内部標定、相互標定、絶対標定及び外部標定要素によりステレオ表示できる機能を有すること。</u> 三 <u>X、Y、Zの座標値及び所定のコードが入力及び記録できる機能を有すること。</u> 四 <u>0.1画素以内まで画像計測ができる機能を有すること。</u></p>	<p>(指標座標の測定) 第285条 数値写真の指標座標の測定は、デジタルステレオ図化機を使用し、各数値写真に含まれる指標を1回測定するものとする。 (新設)</p>													
<p>(内部標定) 第202条 内部標定は、4つ以上の指標を使用して決定するものとする。 2 指標座標の計算には、アフィン変換又はヘルマート変換を用いるものとし、誤差の許容範囲は、0.03ミリメートルを標準とする。 3 指標の座標値及び歪曲収差は、使用した航空カメラの検定値を用いるものとする。</p>	<p>(内部標定) 第286条 内部標定は、4つ以上の指標を使用して決定するものとする。 2 指標座標の計算には、アフィン変換又はヘルマート変換を用いるものとし、誤差の許容範囲は、0.03ミリメートルを標準とする。 3 指標の座標値及び歪曲収差は、使用した航空カメラの検定値を用いるものとする。</p>													
<p>(空中写真の数値化の点検) 第203条 数値化が終了した空中写真は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再数値化が必要か否かを判定するものとする。 2 点検は、次の項目について行うものとする。 一 数値化範囲の良否 二 指標の明否 三 カウンタ番号の明否 四 カメラ情報の明否 五 数値化による汚れ及び歪みの有無 六 色調の良否 七 内部標定による指標の誤差 3 点検資料として次の各号について作成するものとする。 一 撮影コース別精度管理表（空中写真の数値化） 二 撮影ロール別精度管理表（空中写真の数値化）</p>	<p>(空中写真の数値化の点検) 第287条 数値化が終了した空中写真は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再数値化が必要か否かを判定するものとする。 2 点検は、次の項目について行うものとする。 一 数値化範囲の良否 二 指標の明否 三 カウンタ番号の明否 四 カメラ情報の明否 五 数値化による汚れ及び歪みの有無 六 色調の良否 七 内部標定による指標の誤差 3 点検資料として次の各号について作成するものとする。 一 撮影コース別精度管理表（空中写真の数値化） 二 撮影ロール別精度管理表（空中写真の数値化）</p>													

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>三 空中写真数値化 作業記録簿・点検記録簿</p> <p>4 次の各号に該当する場合は、速やかに再数値化を行わなければならない。</p> <p>一 指標、カメラ情報及びカウンタ番号が含まれて数値化されていない場合</p> <p>二 指標の誤差の許容範囲を超えている場合</p> <p>三 数値化に起因する汚れ及び歪みが含まれている場合</p> <p>5 再数値化は、原則として当該空中写真についてのみ行うものとする。</p>	<p>三 空中写真数値化 作業記録簿・点検記録簿</p> <p>4 次の各号に該当する場合は、速やかに再数値化を行わなければならない。</p> <p>一 指標、カメラ情報及びカウンタ番号が含まれて数値化されていない場合</p> <p>二 指標の誤差の許容範囲を超えている場合</p> <p>三 数値化に起因する汚れ及び歪みが含まれている場合</p> <p>5 再数値化は、原則として当該空中写真についてのみ行うものとする。</p>	
	第6款 数値写真の統合処理	移動
	<p><u>(原数値写真の統合処理)</u></p> <p><u>第288条 デジタル航空カメラによる撮影終了時には、次の各号に留意し、速やかに原数値写真の統合処理を行うものとする。</u></p> <p>一 <u>歪曲収差は取り除く。</u></p> <p>二 <u>原数値写真間の対応点は0.2画素以内で統合する。</u></p> <p>三 <u>再配列では画像を劣化させない。</u></p> <p>2 <u>数値写真の色階調は、各色8ビット以上とする。</u></p> <p>3 <u>画像ファイル形式は非圧縮形式とする。</u></p> <p>4 <u>統合処理した数値写真よりサムネイル写真を作成するものとする。</u></p>	移動
	<p><u>(統合処理した数値写真の点検)</u></p> <p><u>第289条 統合処理が終了した数値写真は、速やかに点検を行い、精度管理表等を作成し、再撮影が必要か否かを判定するものとする。</u></p> <p>2 <u>点検は、次の項目について行うものとする。</u></p> <p>一 <u>撮影高度の良否</u></p> <p>二 <u>撮影コースの適否</u></p> <p>三 <u>実体空白部の有無</u></p> <p>四 <u>写真の傾き及び回転量の適否</u></p> <p>五 <u>統合処理の良否</u></p> <p>六 <u>数値写真の画質</u></p> <p>3 <u>点検資料としてデジタル航空カメラ撮影コース別精度管理表を作成するものとする。</u></p> <p>4 <u>点検結果により、再撮影の必要がある場合は、原則として、当該コースの全部について速やかに行うものとする。</u></p>	移動
第7款 数値写真の整理	第7款 数値写真の整理	
<p><u>(数値写真の整理)</u></p> <p><u>第204条</u> 数値写真は、撮影された順番に従って整理し、サムネイル写真及び撮影諸元ファイルを作成するものとする。</p> <p>2 整理は、区域外1モデル以上の数値写真を含めて行うものとする。ただし、海部等の場合は、この限りでない。</p>	<p><u>(数値写真の整理)</u></p> <p><u>第290条</u> 数値写真は、撮影された順番に従って整理し、サムネイル写真及び撮影諸元ファイルを作成するものとする。</p> <p>2 整理は、区域外1モデル以上の数値写真を含めて行うものとする。ただし、海部等の場合は、この限りでない。</p>	
<p><u>(標定図の作成)</u></p> <p><u>第205条</u> 標定図は、原則として、数値地形図データファイル形式で作成するものとする。</p> <p>2 標定図を作成する際は、原則として、地図情報レベル25000又は50000を背景として用いるものとする。</p>	<p><u>(標定図の作成)</u></p> <p><u>第291条</u> 標定図は、原則として、数値地形図データファイル形式で作成するものとする。</p> <p>2 標定図を作成する際は、原則として、地図情報レベル25000又は50000を背景として用いるものとする。</p>	
<p><u>(数値写真の収納)</u></p> <p><u>第206条</u> 数値写真の収納は、ファイルの欠損や重複等がないように留意するものとする。</p> <p>2 フォルダとの関連やファイル名の付与等についての点検を行うものとする。</p>	<p><u>(数値写真の収納)</u></p> <p><u>第292条</u> 数値写真の収納は、ファイルの欠損や重複等がないように留意するものとする。</p> <p>2 フォルダとの関連やファイル名の付与等についての点検を行うものとする。</p>	
第8款 品質評価	第8款 品質評価	
<p><u>(品質評価)</u></p> <p><u>第207条</u> 撮影の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p><u>(品質評価)</u></p> <p><u>第293条</u> 撮影の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第9款 成果等の整理</p> <p>（メタデータの作成）</p> <p>第208条 撮影成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>第9款 成果等の整理</p> <p>（メタデータの作成）</p> <p>第294条 撮影成果のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>（成果等）</p> <p>第209条 成果等は、作業方法に応じて、次の各号から得られたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 数値写真 二 サムネイル写真 三 撮影記録 四 標定図 五 精度管理表 六 品質評価表 七 メタデータ 八 その他の資料 	<p>（成果等）</p> <p>第295条 成果等は、作業方法に応じて、次の各号から得られたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>ネガフィルム</u> 二 数値写真 三 サムネイル写真 四 撮影記録 五 標定図 六 精度管理表 七 品質評価表 八 メタデータ 九 その他の資料 	<p>削除 以降、号番号 の繰上げ</p>
<p>第6節 同時調整</p>	<p>第6節 同時調整</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第210条 「同時調整」とは、デジタルステレオ図化機を用いて、空中三角測量により、パスポイント、タイポイント、標定点の写真座標を測定し、標定点成果及び撮影時に得られた外部標定要素を統合して調整計算を行い、各写真の外部標定要素の成果値、パスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を決定する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第296条 「同時調整」とは、デジタルステレオ図化機を用いて、空中三角測量により、パスポイント、タイポイント、標定点の写真座標を測定し、標定点成果及び撮影時に得られた外部標定要素を統合して調整計算を行い、各写真の外部標定要素の成果値、パスポイント、タイポイント等の水平位置及び標高を決定する作業をいう。</p>	
<p>（方法）</p> <p>第211条 同時調整は、原則として作業地区全域を一つのブロックとしてバンドル法により行うものとする。</p> <p>2 同時調整の計画図は、数値図化区域、撮影コース及び標定点等の配置を考慮して作成するものとする。</p> <p>3 調整計算に使用するプログラムは、テストデータによる検証が行われたものを使用するものとする。</p> <p>4 調整計算には、撮影時に取得したGNSS／IMUの解析計算で得られた外部標定要素の観測データ、パスポイント、タイポイント、標定点等を使用する。</p> <p>5 GNSS／IMU装置で得られた外部標定要素の観測データのうち、計算に利用できるものは、第194条の規定による点検を完了したものとする。</p>	<p>（方法）</p> <p>第297条 同時調整は、原則として作業地区全域を一つのブロックとしてバンドル法により行うものとする。</p> <p>2 同時調整の計画図は、数値図化区域、撮影コース及び標定点等の配置を考慮して作成するものとする。</p> <p>3 調整計算に使用するプログラムは、テストデータによる検証が行われたものを使用するものとする。</p> <p>4 調整計算には、撮影時に取得したGNSS／IMUの解析計算で得られた外部標定要素の観測データ、パスポイント、タイポイント、標定点等を使用する。</p> <p>5 GNSS／IMU装置で得られた外部標定要素の観測データのうち、計算に利用できるものは、第278条の規定による点検を完了したものとする。</p>	<p>変更</p>
<p>（標定点の選定）</p> <p>第212条 標定点は、撮影コースの配置を考慮し、数値写真上で明瞭な地点を選定するものとする。</p> <p>2 標定点の配置及び点数は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 路線撮影においては、各コースの両端のモデルに上下各1点配置することを標準とする。ただし、やむを得ない場合は、2点のうち1点は当該モデルの近接モデルに配置することができる。 二 区域撮影においては、ブロックの四隅付近及び中央部付近に計5点配置することを標準とする。ただし、地形等により3モデル以上連続してタイポイントによる連結が行われない箇所（当該コース上に標定点がある場合を除く）については、精度を考慮して当該モデル又は近接モデルに標定点を1点配置するものとする。 三 区域撮影が複数日にまたがる場合は、各撮影日のコース内に前号の標定点数のうち少なくとも1点の標定点を配置し、不足する場合は標定点を追加するものとする。 四 対象地域の特性により撮影後の標定点設置が困難である場合には、事前に標定点配置計画を検討し対空標識を設置するものとする。 	<p>（標定点の選定）</p> <p>第298条 標定点は、撮影コースの配置を考慮し、空中写真上で明瞭な地点を選定するものとする。</p> <p>2 標定点の配置及び点数は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 路線撮影においては、各コースの両端のモデルに上下各1点配置することを標準とする。ただし、やむを得ない場合は、2点のうち1点は当該モデルの近接モデルに配置することができる。 二 区域撮影においては、ブロックの四隅付近と中央部付近に計5点配置することを標準とする。ただし、地形等により3モデル以上連続してタイポイントによる連結が行われない箇所（当該コース上に標定点がある場合を除く）については、精度を考慮して当該モデル又は近接モデルに標定点を1点配置するものとする。 三 区域撮影が複数日にまたがる場合は、各撮影日のコース内に前号の標定点数のうち少なくとも1点の標定点を配置し、不足する場合は標定点を追加するものとする。 四 対象地域の特性により撮影後の標定点設置が困難である場合には、事前に標定点配置計画を検討し対空標識を設置するものとする。 	<p>表現の適正化</p>
<p>（パスポイント及びタイポイントの選定）</p> <p>第213条 パスポイント及びタイポイントは、連結する各写真上の座標が正確に測定できる地点に配置するものとし、その位置はデジタルステレオ図化機を用いて記録するものとする。</p> <p>2 パスポイント及びタイポイントは、次のように配置することを標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 パスポイントの配置 <ul style="list-style-type: none"> イ 主点付近及び主点基線に直角な両方向の3か所以上に配置することを標準とする。 ロ 主点基線に直角な方向は、上下端付近の等距離に配置することを標準とする。 	<p>（パスポイント及びタイポイントの選定）</p> <p>第299条 パスポイント及びタイポイントは、連結する各写真上の座標が正確に測定できる地点に配置するものとし、その位置はデジタルステレオ図化機を用いて記録するものとする。</p> <p>2 パスポイント及びタイポイントは、次のように配置することを標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 パスポイントの配置 <ul style="list-style-type: none"> イ 主点付近及び主点基線に直角な両方向の3箇所以上に配置することを標準とする。 ロ 主点基線に直角な方向は、上下端付近の等距離に配置することを標準とする。 	<p>表現の適正化</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>二 タイポイントの配置</p> <p>イ 隣接コースと重複している部分で、<u>数値写真</u>上で明瞭に認められる位置に、直線状にならないようジグザグに配置することを標準とする。</p> <p>ロ 配置する点数は、1モデルに1点を標準とする。</p> <p>ハ パスポイントで兼ねて配置することができる。</p> <p>3 パスポイント及びタイポイントの計測の可否は、調整計算の結果により判定し、配置、点数及び交会残差が適切でない場合には、目視にて再測定を行うものとする。</p>	<p>二 タイポイントの配置</p> <p>イ 隣接コースと重複している部分で、<u>空中写真</u>上で明瞭に認められる位置に、直線状にならないようジグザグに配置することを標準とする。</p> <p>ロ 配置する点数は、1モデルに1点を標準とする。</p> <p>ハ パスポイントで兼ねて配置することができる。</p> <p>3 パスポイント及びタイポイントの計測の可否は、調整計算の結果により判定し、配置、点数及び交会残差が適切でない場合には、目視にて再測定を行うものとする。</p>	
<p>(写真座標の測定)</p> <p><u>第214条</u> 写真座標の測定は、各写真に含まれる標定点、パスポイント及びタイポイント並びに写真の<u>四隅又は指標</u>についてデジタルステレオ図化機を用いて行うものとする。</p> <p>2 パスポイント及びタイポイントは、画像相関による自動測定を用いることができる。ただし、測定結果は必ず目視で確認し、修正の必要な点に対しては手動で再測定を行うものとする。</p> <p>3 <u>フィルム航空カメラによる空中写真を数値化した場合は、前項に準じて指標を測定するものとする。</u></p>	<p>(写真座標の測定)</p> <p><u>第300条</u> 写真座標の測定は、各写真に含まれる<u>指標</u>、標定点、パスポイント及びタイポイントについてデジタルステレオ図化機を用いて行うものとする。</p> <p>2 <u>指標</u>、パスポイント及びタイポイントは、画像相関による自動測定を用いることができる。ただし、測定結果は必ず目視で確認し、修正の必要な点に対しては手動で再測定を行うものとする。</p> <p>3 <u>デジタル航空カメラで撮影した数値写真の場合は、数値写真の四隅を指標に代えるものとする。</u></p> <p>4 <u>円形の対空標識の測定は、自動処理により行うものとする。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>削除</p> <p>表現の適正化</p> <p>削除</p>
<p>(内部標定)</p> <p><u>第215条</u> <u>フィルム航空カメラによる空中写真を数値化した場合は、</u>4つ以上の指標を基に次の各号により<u>内部標定</u>を行うものとする。</p> <p>一 指標座標の計算には、アフィン変換又はヘルマート変換を用いる。</p> <p>二 指標測定誤差の許容範囲は、フィルム上に換算して最大値が0.03ミリメートル以内とする。</p> <p>2 指標の座標値、歪曲収差等は、使用した航空カメラの検定値を用いるものとする。</p>	<p>(内部標定)</p> <p><u>第301条</u> <u>内部標定は、フィルムから数値化された数値写真の</u>4つ以上の指標を基に次の各号により行うものとする。</p> <p>一 指標座標の計算には、アフィン変換又はヘルマート変換を用いる。</p> <p>二 指標測定誤差の許容範囲は、フィルム上に換算して最大値が0.03ミリメートル以内とする。</p> <p>2 指標の座標値、歪曲収差等は、使用した航空カメラの検定値を用いるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>(調整計算)</p> <p><u>第216条</u> 各写真の外部標定要素の成果値は、原則として作業地区全域を一つのブロックとした調整計算によって決定するものとする。</p> <p>2 調整計算ソフトの異常値検索機能等により、標定点の異常、標定点及びパスポイント・タイポイントの計測の誤り等に起因する全ての大誤差を点検するものとする。</p> <p>3 調整計算式は、原則として、写真の傾きと投影中心の位置、パスポイント・タイポイントの位置等を未知数とした共線条件式とし、これに種々の定誤差に対応したセルフキャリブレーション項を付加することができる。ただし、セルフキャリブレーション項は、数値図化時のステレオモデルの構築時に再現できるものに限定するものとする。</p> <p>4 大気屈折及び地球曲率の影響は、原則として補正するものとし、セルフキャリブレーションで代えることができる。</p> <p>5 パスポイント及びタイポイントが作業に必要な精度を満たすまで、不良点の再測定及び追加測定を手動で行い再度調整計算を行うものとする。</p> <p>6 標定点のどれか1点を用いて調整計算を行った後、その他の点を検証点とし、第106条の水平位置及び標高の精度を満たすかを点検する。</p> <p>7 前項の検証点と計測値との較差が第106条の水平位置及び標高点の標準偏差の範囲内であった場合は、全ての標定点を用いて調整計算を行うものとする。</p> <p>8 標定点の残差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高とも<u>RMS誤差</u>が対地高度の0.02パーセント以内、最大値が0.04パーセント以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高の最大値が標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値を超えないものとする。</p> <p>9 <u>各数値写真上</u>でのパスポイント及びタイポイントの交会残差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、<u>RMS誤差</u>が0.015ミリメートル以内及び最大値が0.030ミリメートル以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、<u>RMS誤差</u>が0.75画素以内及び最大値が1.5画素以内とする。</p> <p>10 隣接するブロック間のタイポイント較差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高とも対地高度の0.06パーセント以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値に1.5倍した値以内とする。</p> <p>11 調整計算の点検結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p> <p><u>12 調整計算の品質評価は、第44条の規定を準用する。</u></p>	<p>(調整計算)</p> <p><u>第302条</u> 各写真の外部標定要素の成果値は、原則として作業地区全域を一つのブロックとした調整計算によって決定するものとする。</p> <p>2 調整計算ソフトの異常値検索機能等により、標定点の異常、標定点及びパスポイント・タイポイントの計測の誤り等に起因する全ての大誤差を点検するものとする。</p> <p>3 調整計算式は、原則として、写真の傾きと投影中心の位置、パスポイント・タイポイントの位置等を未知数とした共線条件式とし、これに種々の定誤差に対応したセルフキャリブレーション項を付加することができる。ただし、セルフキャリブレーション項は、数値図化時のステレオモデルの構築時に再現できるものに限定するものとする。</p> <p>4 大気屈折及び地球曲率の影響は、原則として補正するものとし、セルフキャリブレーションで代えることができる。</p> <p>5 パスポイント及びタイポイントが作業に必要な精度を満たすまで、不良点の再測定及び追加測定を手動で行い再度調整計算を行うものとする。</p> <p>6 標定点のどれか1点を用いて調整計算を行った後、その他の点を検証点とし、第106条の水平位置及び標高の精度を満たすかを点検する。</p> <p>7 前項の検証点と計測値との較差が第106条の水平位置及び標高点の標準偏差の範囲内であった場合は、全ての標定点を用いて調整計算を行うものとする。</p> <p>8 標定点の残差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高とも<u>標準偏差</u>が対地高度の0.02パーセント以内、最大値が0.04パーセント以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高の最大値が標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値を超えないものとする。</p> <p>9 <u>各空中写真上</u>でのパスポイント及びタイポイントの交会残差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、<u>標準偏差</u>が0.015ミリメートル以内及び最大値が0.030ミリメートル以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、<u>標準偏差</u>が0.75画素以内及び最大値が1.5画素以内とする。</p> <p>10 隣接するブロック間のタイポイント較差は、フィルム航空カメラ撮影の場合、水平位置及び標高とも対地高度の0.06パーセント以内とし、デジタル航空カメラ撮影の場合、標準の地上画素寸法を基線高度比で割った値に1.5倍した値以内とする。</p> <p>11 調整計算の点検結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>追加</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>（整理） 第217条 調整計算の終了後、外部標定要素、パスポイント及びタイポイントの成果表を作成し、次のとおり整理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 調整計算の成果表の平面位置及び高さの座標は、0.01メートル位までとし、回転要素の角度単位は、0.0001度位までとする。 二 調整計算実施一覧図は、計画図に準じて写真主点の位置、標定点及びタイポイントを表示し作成するものとする。 	<p>（整理） 第303条 調整計算の終了後、外部標定要素、パスポイント及びタイポイントの成果表を作成し、次のとおり整理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 調整計算の成果表の平面位置及び高さの座標は、0.01メートル位までとし、回転要素の角度単位は、0.0001度位までとする。 二 調整計算実施一覧図は、計画図に準じて写真主点の位置、標定点及びタイポイントを表示し作成するものとする。 	<p>表現の適正化</p>
<p>（成果等） 第218条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外部標定要素成果表 二 パスポイント、タイポイント成果表 三 同時調整作業計画、実施一覧図 四 写真座標測定簿 五 調整計算簿 六 精度管理表 七 品質評価表 八 カメラキャリブレーションファイル 九 その他の資料 	<p>（成果等） 第304条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 外部標定要素成果表 二 パスポイント、タイポイント成果表 三 同時調整作業計画、実施一覧図 四 写真座標測定簿 五 調整計算簿 六 精度管理表 七 品質評価表 八 カメラキャリブレーションファイル 九 その他の資料 	
<p>第7節 現地調査</p>	<p>第7節 現地調査</p>	
<p>（要旨） 第219条 この章において「現地調査」とは、数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項、名称等について地図情報レベルを考慮して現地において調査確認し、その結果を数値写真及び参考資料に記入して、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成する作業をいう。</p> <p>2 現地調査に使用する数値写真は、原則として、地図情報レベルに対応する数値地形図データ出力図の相当縮尺で作成する。ただし、数値写真に代えて写真地図を使用することができるものとする。</p> <p>3 現地調査に使用する写真地図は、判読に支障のない地上画素寸法で、局所的な歪みを生じないように作成するものとする。</p>	<p>（要旨） 第305条 本章において「現地調査」とは、数値地形図データを作成するために必要な各種表現事項、名称等について地図情報レベルを考慮して現地において調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料に記入して、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成する作業をいう。</p> <p>2 現地調査に使用する空中写真は、原則として、地図情報レベルに対応する数値地形図データ出力図の相当縮尺で作成する。なお、空中写真に代えて写真地図を使用することができるものとする。</p> <p>3 現地調査に使用する写真地図は、判読に支障のない解像度で、局所的な歪みを生じないように作成するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>（予察） 第220条 予察は、現地調査の着手前に、数値写真、参考資料等を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。</p> <p>2 予察は、次の事項について行い、その結果を数値写真、参考図、野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 収集した資料の良否 二 数値写真の判読困難な事項及びその範囲 三 判読不能な部分 四 撮影後の変化が予想される部分 五 各資料間で矛盾が生じている部分 <p>3 予察の実施時期は、工程管理及び作業効率を勘案して数値図化工程と合わせて行うことができる。</p>	<p>（予察） 第306条 予察は、現地調査の着手前に、空中写真、参考資料等を用い、調査事項、調査範囲、作業量等を把握するために行うものとする。</p> <p>2 予察は、次の事項について行い、その結果を空中写真、参考図、野帳等に記入し、現地調査における基礎資料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 収集した資料の良否 二 空中写真の判読困難な事項及びその範囲 三 判読不能な部分 四 撮影後の変化が予想される部分 五 各資料間で矛盾が生じている部分 <p>3 予察の実施時期は、工程管理及び作業効率を勘案して数値図化工程と合わせて行うことができる。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>（現地調査の実施） 第221条 現地調査は、予察の結果に基づいて数値写真及び各種資料を活用し、次に掲げるものについて実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予察結果の確認 二 数値写真上で判読困難又は判読不能な事項 三 数値写真撮影後の変化状況 四 図式の適用上必要な事項 五 注記に必要な事項及び境界 六 その他特に必要とする事項 	<p>（現地調査の実施） 第307条 現地調査は、予察の結果に基づいて空中写真及び各種資料を活用し、次に掲げるものについて実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予察結果の確認 二 空中写真上で判読困難又は判読不能な事項 三 空中写真撮影後の変化状況 四 図式の適用上必要な事項 五 注記に必要な事項及び境界 六 その他特に必要とする事項 	<p>表現の適正化</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>2 前項の内容を調査する場合、次の事項について留意するものとする。</p> <p>一 基準点等の確認は、必要に応じて行うものとする。</p> <p>二 外周の不明瞭なもの及び建物記号描示のために区分する必要がある同一建物は、その区画を描示するものとする。</p> <p>三 植生及び植生界は、<u>数値写真</u>で明瞭に判読できないものを調査するものとする。</p> <p>四 判読困難な凹地、がけ、岩等表現上<u>誤りやすい</u>地形については、数値図化の参考となるように詳細に調査するものとする。</p>	<p>2 前項の内容を調査する場合、次の事項について留意するものとする。</p> <p>一 基準点等の確認は、必要に応じて行うものとする。</p> <p>二 外周の不明瞭なもの及び建物記号描示のために区分する必要がある同一建物は、その区画を描示するものとする。</p> <p>三 植生及び植生界は、<u>空中写真</u>で明瞭に判読できないものを調査するものとする。</p> <p>四 判読困難な凹地、がけ、岩等表現上<u>誤り易い</u>地形については、数値図化の参考となるように詳細に調査するものとする。</p>	表現の適正化
<p>（整理）</p> <p>第222条 調査結果は、数値図化及び数値編集作業を考慮して、<u>数値写真等</u>に記入し、整理するものとする。</p> <p>2 調査結果の整理は、次のとおりとする。</p> <p>一 調査事項は、地図情報レベルに対応する相当縮尺の<u>数値写真等</u>に付録7に定める記号により脱落及び誤記のないように整理するものとする。</p> <p>二 地名及び境界を整理する<u>数値写真等</u>は、調査事項を整理した<u>数値写真等</u>とは異なるものを使用することができる。</p> <p>三 <u>数値写真</u>は、各コース1枚おきに整理するものとする。</p>	<p>（整理）</p> <p>第308条 調査結果は、数値図化及び数値編集作業を考慮して、<u>空中写真等</u>に記入し、整理するものとする。</p> <p>2 調査結果の整理は、次のとおりとする。</p> <p>一 調査事項は、地図情報レベルに対応する相当縮尺の<u>空中写真等</u>に付録7に定める記号により脱落及び誤記のないように整理するものとする。</p> <p>二 地名及び境界を整理する<u>空中写真等</u>は、調査事項を整理した<u>空中写真等</u>とは異なるものを使用することができる。</p> <p>三 <u>空中写真</u>は、各コース1枚おきに整理するものとする。</p>	表現の適正化 表現の適正化
<p>（接合）</p> <p>第223条 調査事項の接合は、現地調査期間中に行い、整理の際にそれぞれ点検を行うものとする。</p>	<p>（接合）</p> <p>第309条 調査事項の接合は、現地調査期間中に行い、整理の際にそれぞれ点検を行うものとする。</p>	
<p>（成果等）</p> <p>第224条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 現地調査結果を整理した<u>数値写真等</u></p> <p>二 その他の資料</p>	<p>（成果等）</p> <p>第310条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 現地調査結果を整理した<u>空中写真等</u></p> <p>二 その他の資料</p>	表現の適正化
<p>第8節 数値図化</p>	<p>第8節 数値図化</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第225条 この章において「数値図化」とは、<u>数値写真</u>及び同時調整等で得られた成果を使用し、デジタルステレオ図化機によりステレオモデルを構築し、地形、地物等の座標値を取得し、数値図化データを記録する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第311条 本章において「数値図化」とは、<u>空中写真</u>及び同時調整等で得られた成果を使用し、デジタルステレオ図化機によりステレオモデルを構築し、地形、地物等の座標値を取得し、数値図化データを記録する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>（デジタルステレオ図化機）</p> <p>第226条 数値図化に使用するデジタルステレオ図化機は、次の各号の機能及び性能を有するものとする。</p> <p>一 電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はX Yハンドル、Z盤等で構成されるもの。</p> <p>二 内部標定及び外部標定要素によりステレオモデルの構築及び表示が行えるもの。</p> <p>三 X、Y、Zの座標値及び<u>所定のコード</u>が入力及び記録できる機能を有するもの。</p> <p>四 画像計測の性能は、0.1画素以内まで読めるもの。</p>	<p>（デジタルステレオ図化機）</p> <p>第312条 数値図化に使用するデジタルステレオ図化機は、次の各号の構成及び性能を有するものとする。</p> <p>一 電子計算機、ステレオ視装置、スクリーンモニター及び三次元マウス又はX Yハンドル、Z盤等で構成されるもの。</p> <p>二 内部標定及び外部標定要素によりステレオモデルの構築及び表示が行えるもの。</p> <p>三 X、Y、Zの座標値と<u>所定のコード</u>が入力及び記録できる機能を有するもの。</p> <p>四 画像計測の性能は、0.1画素以内まで読めるもの。</p>	表現の適正化
<p>（取得する座標値の位）</p> <p>第227条 数値図化における地上座標値は、0.01メートル位とする。</p>	<p>（取得する座標値の位）</p> <p>第313条 数値図化における地上座標値は、0.01メートル位とする。</p>	
<p>（ステレオモデルの構築）</p> <p>第228条 「ステレオモデルの構築」とは、デジタルステレオ図化機において数値写真のステレオモデルを構築し、平面直角座標系と結合させる作業をいう。</p> <p>2 ステレオモデルの構築は、同時調整を行った外部標定要素を用いることを標準とする。</p> <p>3 セルフキャリブレーション付きバンドル法による同時調整成果を用いる場合は、その同時調整で決定されたカメラキャリブレーションデータを用いるものとする。</p> <p>4 ステレオモデルの点検は、次の各号に留意して行い、必要に応じて再度同時調整を行うものとする。</p> <p>一 6点のパスポイント付近での残存縦視差が1画素以内であること。</p> <p>二 標定点の残差が第106条の規定以内であること。</p>	<p>（ステレオモデルの構築）</p> <p>第314条 「ステレオモデルの構築」とは、デジタルステレオ図化機において数値写真のステレオモデルを構築し、平面直角座標系と結合させる作業をいう。</p> <p>2 ステレオモデルの構築は、同時調整を行った外部標定要素を用いることを標準とする。</p> <p>3 セルフキャリブレーション付きバンドル法による同時調整成果を用いる場合は、その同時調整で決定されたカメラキャリブレーションデータを用いるものとする。</p> <p>4 ステレオモデルの点検は、次の各号に留意して行い、必要に応じて再度同時調整を行うものとする。</p> <p>一 6点のパスポイント付近での残存縦視差が1画素以内であること。</p> <p>二 標定点の残差が第106条の規定以内であること。</p>	
<p>（細部数値図化）</p> <p>第229条 細部数値図化は、線状対象物、建物、植生、等高線の順序で行うものとし、必ずデータの位置、形状等をスクリーンモニターに表示し、データの取得漏れのないように留意しなければならない。</p>	<p>（細部数値図化）</p> <p>第315条 細部数値図化は、線状対象物、建物、植生、等高線の順序で行うものとし、必ずデータの位置、形状等をスクリーンモニターに表示し、データの取得漏れのないように留意しなければならない。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																								
<p>2 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p> <p>3 変形地は、可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得するものとする。</p> <p>4 等高線は、主曲線を1本ずつ測定して取得し、主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について補助曲線等を取得するものとする。</p> <p>5 陰影、ハレーション等の障害により判読困難な部分又は図化不能部分がある場合は、その部分の範囲を表示し、現地補測（第2.4.5条第2項に規定する現地補測をいう。）を行う場合の必要な注意事項を記載するものとする。</p> <p>6 数値図化時には、データの位置、形状等をスクリーンモニターに表示して確認することを標準とする。</p>	<p>2 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p> <p>3 変形地は、可能な限り等高線で取得し、その状況によって変形地記号を取得するものとする。</p> <p>4 等高線は、主曲線を1本ずつ測定して取得し、主曲線だけでは地形を適切に表現できない部分について補助曲線等を取得するものとする。</p> <p>5 陰影、ハレーション等の障害により判読困難な部分又は図化不能部分がある場合は、その部分の範囲を表示し、現地補測（第3.3.1条第2項に規定する現地補測をいう。）を行う場合の必要な注意事項を記載するものとする。</p> <p>6 数値図化時には、データの位置、形状等をスクリーンモニターに表示して確認することを標準とする。</p>	変更																								
<p>（数値図化の範囲）</p> <p>第2.3.0条 モデルの数値図化範囲は、原則として、パスポイントで囲まれた区域内とする。</p>	<p>（数値図化の範囲）</p> <p>第3.1.6条 モデルの数値図化範囲は、原則として、パスポイントで囲まれた区域内とする。</p>																									
<p>（地形データの取得）</p> <p>第2.3.1条 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、数値地形モデル法又はこれらの併用法で行うものとする。</p> <p>2 等高線法によりデータを取得する場合は、平面直角座標系における距離間隔、曲率変化又は時間間隔のいずれかを取得頻度の指標として選択し、地形の状況に応じて適切に取得頻度を設定するものとする。</p> <p>3 数値地形モデル法によりデータを取得する場合は、デジタルステレオ図化機を用いて次の各号により直接測定し記録するものとする。ただし、必要に応じて等高線から計算処理で発生させることができるものとし、自動標高抽出技術を用いた数値地形モデル法及びその標高値による等高線データの取得を行ってはならない。</p> <p>一 所定の格子点間隔は、地形の状況に応じて適切な取得間隔を設定する。</p> <p>二 任意の点は、必要に応じて次条の規定を準用して選択する。</p> <p>4 数値地形モデルのデータをそのまま採用し、成果とする場合は、点検プログラム又は出力図等により、データの点検を行うものとする。</p>	<p>（地形データの取得）</p> <p>第3.1.7条 地形表現のためのデータ取得は、等高線法、数値地形モデル法又はこれらの併用法で行うものとする。</p> <p>2 等高線法によりデータを取得する場合は、平面直角座標系における距離間隔、曲率変化又は時間間隔のいずれかを取得頻度の指標として選択し、地形の状況に応じて適切に取得頻度を設定するものとする。</p> <p>3 数値地形モデル法によりデータを取得する場合は、デジタルステレオ図化機を用いて次の各号により直接測定し記録するものとする。ただし、必要に応じて等高線から計算処理で発生させることができるものとし、自動標高抽出技術を用いた数値地形モデル法及びその標高値による等高線データの取得を行ってはならない。</p> <p>一 所定の格子点間隔は、地形の状況に応じて適切な取得間隔を設定する。</p> <p>二 任意の点は、必要に応じて次条の規定を準用して選択する。</p> <p>4 数値地形モデルのデータをそのまま採用し、成果とする場合は、点検プログラム又は出力図等により、データの点検を行うものとする。</p>																									
<p>（標高点の選定）</p> <p>第2.3.2条 標高点は、地形判読の便を考慮して次のとおり選定するものとする。</p> <p>一 主要な山頂</p> <p>二 道路の主要な分岐点及び道路が通じるあん部又はその他主要なあん部</p> <p>三 谷口、河川の合流点、広い谷底部又は河川敷</p> <p>四 主な傾斜の変換点</p> <p>五 その付近の一般面を代表する地点</p> <p>六 凹地の読定可能な最深部</p> <p>七 その他地形を明確にするために必要な地点</p> <p>2 標高点は、等密度に分布するように配置に努め、その密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする。</p>	<p>（標高点の選定）</p> <p>第3.1.8条 標高点は、地形判読の便を考慮して次のとおり選定するものとする。</p> <p>一 主要な山頂</p> <p>二 道路の主要な分岐点及び道路が通ずるあん部又はその他主要なあん部</p> <p>三 谷口、河川の合流点、広い谷底部又は河川敷</p> <p>四 主な傾斜の変換点</p> <p>五 その付近の一般面を代表する地点</p> <p>六 凹地の読定可能な最深部</p> <p>七 その他地形を明確にするために必要な地点</p> <p>2 標高点は、等密度に分布するように配置に努め、その密度は、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする。</p>	表現の適正化																								
<p>（標高点の測定）</p> <p>第2.3.3条 標高点の測定は、1回目の測定終了後、点検のための測定を行い、測定値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="537 1514 902 1751"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>較差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>0.4m以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>0.6m以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>0.8m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 較差が許容範囲を超える場合は、更に1回の測定を行い、3回の測定値の平均値を採用するものとする。</p> <p>3 標高点は、デジタルステレオ図化機による自動標高抽出技術を用いて取得してはならない。</p>	地図情報レベル	較差	500	0.1m以内	1000	0.2m以内	2500	0.4m以内	5000	0.6m以内	10000	0.8m以内	<p>（標高点の測定）</p> <p>第3.1.9条 標高点の測定は、1回目の測定終了後、点検のための測定を行い、測定値の較差の許容範囲は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1881 1514 2246 1751"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>較差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.1m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.2m以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>0.4m以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>0.6m以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>0.8m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 較差が許容範囲を超える場合は、更に1回の測定を行い、3回の測定値の平均値を採用するものとする。</p> <p>3 標高点は、デジタルステレオ図化機による自動標高抽出技術を用いて取得してはならない。</p>	地図情報レベル	較差	500	0.1m以内	1000	0.2m以内	2500	0.4m以内	5000	0.6m以内	10000	0.8m以内	表現の適正化
地図情報レベル	較差																									
500	0.1m以内																									
1000	0.2m以内																									
2500	0.4m以内																									
5000	0.6m以内																									
10000	0.8m以内																									
地図情報レベル	較差																									
500	0.1m以内																									
1000	0.2m以内																									
2500	0.4m以内																									
5000	0.6m以内																									
10000	0.8m以内																									
<p>（他の測量方法によるデータの追加）</p> <p>第2.3.4条 数値図化データに、他の測量方法によるデータを追加する場合は第2.3.7条の規定を準用する。</p>	<p>（他の測量方法によるデータの追加）</p> <p>第3.2.0条 数値図化データに、他の測量方法によるデータを追加する場合は第3.2.3条の規定を準用する。</p>	変更																								
<p>（数値図化データの点検）</p>	<p>（数値図化データの点検）</p>																									

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第235条 数値図化データの点検は、第228条から前条までの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、数値写真、現地調査資料等を用いて行うものとする。</p> <p>2 数値図化データの点検は、必要に応じて地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用い、次の項目について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 取得の漏れ及び過剰並びに平面位置及び標高の誤りの有無 二 接合の良否 三 標高点の位置、密度及び測定値の良否 四 地形表現データの整合 <p>3 数値図化データの点検結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。</p>	<p>第321条 数値図化データの点検は、第314条から前条までの工程で作成された数値図化データをスクリーンモニターに表示させて、空中写真、現地調査資料等を用いて行うものとする。</p> <p>2 数値図化データの点検は、必要に応じて地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用い、次の項目について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 取得の漏れ及び過剰並びに平面位置及び標高の誤りの有無 二 接合の良否 三 標高点の位置、密度及び測定値の良否 四 地形表現データの整合 <p>3 数値図化データの点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</p>	<p>変更 表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
<p>(地形補備測量)</p> <p>第236条 「地形補備測量」とは、地図情報レベル1000以下の数値地形図データを作成する場合に、計画機関が特に指定する区域を対象として等高線及び標高点を現地で補備する作業をいう。</p> <p>2 地形補備測量は、原則として、次のいずれかの場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 標高点及び等高線の精度を、高木の密生地についても確実に維持する必要がある場合 二 主曲線の間隔を0.5メートルとする場合 イ 簡易水準測量に基づいた標高点（以下「単点」という。）を測定し、各単点及び観測成果は、単点の位置が特定できる数値写真上に表示するものとする。 ロ 単点の密度は、地図情報レベルの相当縮尺で出力図とした時、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする。 ハ 単点は2回測定し、その較差は10センチメートル以内とする。 	<p>(地形補備測量)</p> <p>第322条 「地形補備測量」とは、地図情報レベル1000以下の数値地形図データを作成する場合に、計画機関が特に指定する区域を対象として等高線及び標高点を現地で補備する作業をいう。</p> <p>2 地形補備測量は、原則として、次のいずれかの場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 標高点及び等高線の精度を、高木の密生地についても確実に維持する必要がある場合 二 主曲線の間隔を0.5メートルとする場合 イ 簡易水準測量に基づいた標高点（以下「単点」という。）を測定し、各単点及び観測成果は、単点の位置が特定できる空中写真上に表示するものとする。 ロ 単点の密度は、地図情報レベルの相当縮尺で出力図とした時、地図情報レベルに4センチメートルを乗じた値を辺長とする格子に1点を標準とする。 ハ 単点は2回測定し、その較差は10センチメートル以内とする。 	<p>表現の適正化</p>
<p>(地形補備測量の方法)</p> <p>第237条 地形補備測量の方法は、基準点等又は同時調整等により座標を求めた点に基づいて、第2章第4節の細部測量及び4級基準点測量の規定により行うものとする。</p> <p>2 地形補備測量データは、地形補備測量により取得した地形データを編集処理し、測定位置確認資料に基づき分類コードを付して作成するものとする。</p>	<p>(地形補備測量の方法)</p> <p>第323条 地形補備測量の方法は、基準点等又は同時調整等により座標を求めた点に基づいて、第2章第4節の細部測量及び4級基準点測量の規定により行うものとする。</p> <p>2 地形補備測量データは、地形補備測量により取得した地形データを編集処理し、測定位置確認資料に基づき分類コードを付して作成するものとする。</p>	
<p>第9節 数値編集</p>	<p>第9節 数値編集</p>	
<p>(要 旨)</p> <p>第238条 この章において「数値編集」とは、現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</p> <p>2 図形編集装置の構成は、第113条の規定を準用する。</p>	<p>(要 旨)</p> <p>第324条 本章において「数値編集」とは、現地調査等の結果に基づき、図形編集装置を用いて数値図化データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</p> <p>2 図形編集装置の構成は、第113条の規定を準用する。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>(数値図化データ及び現地調査データ等の入力)</p> <p>第239条 数値図化データ及び地形補備測量データは、図形編集装置に入力するものとする。</p> <p>2 現地調査等において収集した図面等の資料は、デジタイザ又はスキャナを用いて数値化し、図形編集装置に入力するものとする。</p>	<p>(数値図化データ及び現地調査データ等の入力)</p> <p>第325条 数値図化データ及び地形補備測量データは、図形編集装置に入力するものとする。</p> <p>2 現地調査等において収集した図面等の資料は、デジタイザ又はスキャナを用いて数値化し、図形編集装置に入力するものとする。</p>	
<p>(数値編集)</p> <p>第240条 前条において入力されたデータは、図形編集装置を用いて、追加、削除、修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。</p> <p>2 等高線データは、スクリーンモニター又は地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用いて点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。</p>	<p>(数値編集)</p> <p>第326条 前条において入力されたデータは、図形編集装置を用いて、追加、削除、修正等の処理を行い、編集済データを作成するものとする。</p> <p>2 等高線データは、スクリーンモニター又は地図情報レベルの相当縮尺の出力図を用いて点検を行い、矛盾箇所等の修正を行うものとする。</p>	
<p>(接 合)</p> <p>第241条 接合は、作業単位ごとに行い、同一地物の座標を一致させるものとする。</p> <p>2 地形、地物等のずれが、第105条に定める製品仕様書の規定値以内の場合は、関係図形データを修正して接合するものとする。</p> <p>3 地形、地物等のずれが、第105条に定める製品仕様書の規定値を満たさない場合は、数値図化作業を再度実施するものとする。</p> <p>4 基盤地図情報に該当する地物を含む場合は、第9章第6節の規定を準用する。</p>	<p>(接 合)</p> <p>第327条 接合は、作業単位ごとに行い、同一地物の座標を一致させるものとする。</p> <p>2 地形、地物等のずれが、第105条に定める製品仕様書の規定値以内の場合は、関係図形データを修正して接合するものとする。</p> <p>3 地形、地物等のずれが、第105条に定める製品仕様書の規定値を満たさない場合は、数値図化作業を再度実施するものとする。</p> <p>4 基盤地図情報に該当する地物を含む場合は、第12章第6節の規定を準用する。</p>	<p>変更</p>
<p>(出力図の作成)</p>	<p>(出力図の作成)</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第242条 点検、現地補測等のための出力図は、自動製図機を用いて編集済データより作成するものとする。</p> <p>2 自動製図機の性能は、第113条の規定を準用する。</p> <p>3 出力図の縮尺は、原則として、地図情報レベルの相当縮尺とする。</p> <p>4 出力図は、第108条に定める図式に基づいて作成するものとする。</p>	<p>第328条 点検、現地補測等のための出力図は、自動製図機を用いて編集済データより作成するものとする。</p> <p>2 自動製図機の性能は、第113条の規定を準用する。</p> <p>3 出力図の縮尺は、原則として、地図情報レベルの相当縮尺とする。</p> <p>4 出力図は、第108条に定める図式に基づいて作成するものとする。</p>	
<p>（点検）</p> <p>第243条 出力図の点検は、編集済データ及び前条の規定により作成した出力図を用いて行うものとする。</p> <p>2 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</p> <p>3 数値編集の点検結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	<p>（点検）</p> <p>第329条 出力図の点検は、編集済データ及び前条の規定により作成した出力図を用いて行うものとする。</p> <p>2 編集済データの論理的矛盾等の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</p> <p>3 数値編集の点検結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	表現の適正化
<p>第10節 補測編集</p>	<p>第10節 補測編集</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第244条 <u>この章</u>において「補測編集」とは、前節で作成された編集済データ及び出力図に表現されている重要な事項の確認を行い、必要部分を現地において補測する測量（以下「現地補測」という。）を行い、これらの結果に基づき編集済データを編集することにより、補測編集済データを作成する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第330条 本章において「補測編集」とは、前節で作成された編集済データ及び出力図に表現されている重要な事項の確認を行い、必要部分を現地において補測する測量（以下「現地補測」という。）を行い、これらの結果に基づき編集済データを編集することにより、補測編集済データを作成する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>（方法）</p> <p>第245条 補測編集において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 編集作業において生じた疑問事項及び重要な表現事項</p> <p>二 編集困難な事項</p> <p>三 現地調査以降に生じた変化に関する事項</p> <p>四 境界及び注記</p> <p>五 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落</p> <p>2 現地補測は、判読又は数値図化が困難な地物等及び写真撮影後に変化が生じた地域について、基準点等又は編集済データ上で現地との対応が確実な点に基づき、第2章第4節の細部測量により行うものとする。</p> <p>3 現地補測の結果は、測定結果を電磁的記録媒体に記録するほか、注記、記号、属性等を編集済データ出力図に整理する。</p>	<p>（方法）</p> <p>第331条 補測編集において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 編集作業において生じた疑問事項及び重要な表現事項</p> <p>二 編集困難な事項</p> <p>三 現地調査以降に生じた変化に関する事項</p> <p>四 境界及び注記</p> <p>五 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落</p> <p>2 現地補測は、判読又は数値図化が困難な地物等及び写真撮影後に変化が生じた地域について、基準点等又は編集済データ上で現地との対応が確実な点に基づき、第2章第4節の細部測量により行うものとする。</p> <p>3 現地補測の結果は、測定結果を電磁的記録媒体に記録するほか、注記、記号、属性等を編集済データ出力図に整理する。</p>	
<p>（補測編集）</p> <p>第246条 補測編集済データは、現地補測の結果に基づき、図形編集装置を用いて前節の規定により作成された編集済データに追加、修正等の編集処理を行い作成するものとする。</p> <p>2 補測編集における編集処理は、<u>前節</u>の数値編集の規定を準用する。</p>	<p>（補測編集）</p> <p>第332条 補測編集済データは、現地補測の結果に基づき、図形編集装置を用いて前節の規定により作成された編集済データに追加、修正等の編集処理を行い作成するものとする。</p> <p>2 補測編集における編集処理は、<u>第9節</u>の数値編集の規定を準用する。</p>	表現の適正化
<p>（出力図の作成）</p> <p>第247条 出力図の作成は、<u>第242条</u>の規定を準用する。</p>	<p>（出力図の作成）</p> <p>第333条 出力図の作成は、<u>第328条</u>の規定を準用する。</p>	変更
<p>（出力図の点検）</p> <p>第248条 出力図の点検は、補測編集済データ及び前条の規定により作成した出力図を用い、<u>第245条第1項</u>に規定する事項について行うものとする。</p>	<p>（出力図の点検）</p> <p>第334条 出力図の点検は、補測編集済データ及び前条の規定により作成した出力図を用い、<u>第331条第1項</u>に規定する事項について行うものとする。</p>	変更
<p>第11節 数値地形図データファイルの作成</p>	<p>第11節 数値地形図データファイルの作成</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第249条 <u>この章</u>において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第335条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>第12節 品質評価</p>	<p>第12節 品質評価</p>	
<p>（品質評価）</p> <p>第250条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>（品質評価）</p> <p>第336条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
<p>第13節 成果等の整理</p>	<p>第13節 成果等の整理</p>	
<p>（メタデータの作成）</p> <p>第251条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>（メタデータの作成）</p> <p>第337条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>（成果等）</p>	<p>（成果等）</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第252条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 数値地形図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	<p>第338条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 数値地形図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	
第5章 既成図数値化	第7章 既成図数値化	
第1節 要旨	第1節 要旨	
<p>(要旨)</p> <p>第253条 「既成図数値化」とは、既に作成された地形図等（以下「既成図」という。）の数値化を行い、数値地形図データを作成する作業をいう。</p> <p>2 「ベクタデータ」とは、座標値をもった点列によって表現される図形データをいう。</p> <p>3 「ラスタデータ」とは、行と列に並べられた画素の配列によって構成される画像データをいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第339条 「既成図数値化」とは、既に作成された地形図等（以下「既成図」という。）の数値化を行い、数値地形図データを作成する作業をいう。</p> <p>2 「ベクタデータ」とは、座標値をもった点列によって表現される図形データをいう。</p> <p>3 「ラスタデータ」とは、行と列に並べられた画素の配列によって構成される画像データをいう。</p>	
<p>(成果の形式)</p> <p>第254条 既成図数値化における成果の形式は、ベクタデータを標準とする。</p>	<p>(成果の形式)</p> <p>第340条 既成図数値化における成果の形式は、ベクタデータを標準とする。</p>	
<p>(座標値の位)</p> <p>第255条 ベクタデータにおける地上座標値は、0.01メートル位とする。</p> <p>2 ラスタデータにおける1画素は、既成図上で最大0.1ミリメートルとする。</p>	<p>(座標値の位)</p> <p>第341条 ベクタデータにおける地上座標値は、0.01メートル位とする。</p> <p>2 ラスタデータにおける1画素は、既成図上で最大0.1ミリメートルとする。</p>	
<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第256条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 計測用基図作成 三 計測 四 数値編集 五 数値地形図データファイルの作成 六 品質評価 七 成果等の整理 	<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第342条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 計測用基図作成 三 計測 四 数値編集 五 数値地形図データファイルの作成 六 品質評価 七 成果等の整理 	
第2節 作業計画	第2節 作業計画	
<p>(要旨)</p> <p>第257条 作業計画は、第11条の規定によるほか、既成図の縮尺、原図の良否、精度、数値化する項目等を考慮の上、工程別に作成するものとする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第343条 作業計画は、第11条の規定によるほか、既成図の縮尺、原図の良否、精度、数値化する項目等を考慮の上、工程別に作成するものとする。</p>	
第3節 計測用基図作成	第3節 計測用基図作成	
<p>(要旨)</p> <p>第258条 「計測用基図作成」とは、既成図の原図に基づき計測に使用する基図を作成する作業をいう。</p> <p>2 <u>既成図の原図の使用が困難な場合は、既成図の原図を複製した原図（以下「複製用原図」という。）を使用することができる。</u></p> <p>3 複製用原図は、図郭線及び対角線の点検を行うものとする。複製用原図の図郭線及び対角線に対する許容範囲は次のとおりとする。ただし、誤差が許容範囲を超える場合は、補正が可能か適切に対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 図郭線 0.5ミリメートル以内 二 対角線 0.7ミリメートル以内 	<p>(要旨)</p> <p>第344条 「計測用基図作成」とは、既成図の原図に基づき計測に使用する基図を作成する作業をいう。</p> <p>2 <u>既成図の原図が利用困難な場合は、複製用原図を利用することができる。なお、「複製用原図」とは、既成図の原図を複製したものをいう。</u></p> <p>3 複製用原図は、図郭線及び対角線の点検を行うものとする。複製用原図の図郭線及び対角線に対する許容範囲は次のとおりとする。ただし、誤差が許容範囲を超える場合は、補正が可能か適切に対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 図郭線 0.5ミリメートル以内 二 対角線 0.7ミリメートル以内 	表現の適正化
<p>(計測用基図作成)</p> <p>第259条 計測用基図は、既成図の原図又は複製用原図を写真処理等により複製し、作成するものとする。</p> <p>2 計測用基図の材質は、伸縮の少ないポリエステルフィルム等を使用するものとする。</p> <p>3 計測用基図の作成に当たっては、必要に応じて資料の収集、現地調査等を行い、内容を補完するものとする。</p>	<p>(計測用基図作成)</p> <p>第345条 計測用基図は、既成図の原図又は複製用原図を写真処理等により複製し、作成するものとする。</p> <p>2 計測用基図の材質は、伸縮の少ないポリエステルフィルム等を使用するものとする。</p> <p>3 計測用基図の作成に当たっては、必要に応じて資料の収集、現地調査等を行い、内容を補完するものとする。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
4 計測用基図は、既成図の原図又は複製用原図と比較等を行い、画線の良否、表示内容等を点検し、必要に応じて修正するものとする。	4 計測用基図は、既成図の原図又は複製用原図と比較等を行い、画線の良否、表示内容等を点検し、必要に応じて修正するものとする。	
第4節 計測	第4節 計測	
<p>(要旨)</p> <p>第260条 この章において「計測」とは、計測機器を用いて、計測用基図の数値化を行い、数値地形図データを取得する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第346条 「計測」とは、計測機器を用いて、計測用基図の数値化を行い、数値地形図データを取得する作業をいう。</p>	追加
<p>(計測機器)</p> <p>第261条 計測機器は、第113条に掲げるデジタイザ及びスキャナ又はこれと同等以上のものを標準とする。</p>	<p>(計測機器)</p> <p>第347条 計測機器は、第113条に掲げるデジタイザ及びスキャナ又はこれと同等以上のものを標準とする。</p>	
<p>(デジタイザ計測)</p> <p>第262条 デジタイザによる計測は、計測用基図を用いて、図葉単位に取得するものとする。</p> <p>2 各計測項目の計測開始時及び終了時には、図郭四隅をそれぞれ独立に2回ずつ計測し、較差が0.3ミリメートルを超えた場合は再計測するものとする。ただし、計測用基図の状況に応じて、図郭四隅付近で座標が確認できる点を使用することができる。</p> <p>3 計測機器の機械座標値から平面直角座標値への変換は、アフィン変換を標準とする。</p> <p>4 変換係数は、計測した図郭四隅の機械座標値及び図郭四隅の座標値から最小二乗法により決定するものとする。</p> <p>5 図郭四隅の誤差の許容範囲は、地図情報レベルに0.3ミリメートルを乗じた値とする。</p> <p>6 地物等の計測の精度は、0.3ミリメートル以内とする。</p> <p>7 計測に当たっては、分類コード等を付すものとする。</p> <p>8 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p>	<p>(デジタイザ計測)</p> <p>第348条 デジタイザによる計測は、計測用基図を用いて、図葉単位に取得するものとする。</p> <p>2 各計測項目の計測開始時及び終了時には、図郭四隅をそれぞれ独立に2回ずつ計測し、較差が0.3ミリメートルを超えた場合は再計測するものとする。ただし、計測用基図の状況に応じて、図郭四隅付近で座標が確認できる点を使用することができる。</p> <p>3 計測機器の機械座標値から平面直角座標値への変換は、アフィン変換を標準とする。</p> <p>4 変換係数は、計測した図郭四隅の機械座標値及び図郭四隅の座標値から最小二乗法により決定するものとする。</p> <p>5 図郭四隅の誤差の許容範囲は、地図情報レベルに0.3ミリメートルを乗じた値とする。</p> <p>6 地物等の計測の精度は、0.3ミリメートル以内とする。</p> <p>7 計測に当たっては、分類コード等を付すものとする。</p> <p>8 分類コードは、付録7の数値地形図データ取得分類基準を標準とする。</p>	
<p>(スキャナ計測)</p> <p>第263条 スキャナによる計測は、図郭を完全に含む長方形の領域について、適切な方法で、図葉単位ごとに計測データを作成するものとする。</p> <p>2 図郭四隅又はその付近で座標が確認できる点の画素座標は、スクリーンモニターに表示して計測するものとする。</p> <p>3 計測データは、必要に応じて座標計測及びラスタ、ベクタ変換を行うことができる。</p> <p>一 計測における読取精度は、読み取る図形の最小画線幅の2分の1を標準とする。</p> <p>二 計測においては、図葉ごとに縦及び横方向とも規定の画素数になるように補正を行うものとする。</p> <p>三 再配列を行う場合の内挿方法としては、最近隣内挿法、共1次内挿法、3次たたみ込み内挿法等を用いる。</p> <p>四 計測データには、必要に応じて図葉名等を入力する。</p> <p>五 既成図がラスタデータの場合は、前条第5項の規定に基づく精度を満たしているものに限り、計測データとして使用することができる。</p> <p>4 計測機器の機械座標値から平面直角座標における座標への変換は、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>5 変換係数の決定は、前条第4項の規定を準用する。</p> <p>6 図郭四隅の誤差の許容範囲は、2画素とする。</p>	<p>(スキャナ計測)</p> <p>第349条 スキャナによる計測は、図郭を完全に含む長方形の領域について、適切な方法で、図葉単位ごとに計測データを作成するものとする。</p> <p>2 図郭四隅又はその付近で座標が確認できる点の画素座標は、スクリーンモニターに表示して計測するものとする。</p> <p>3 計測データは、必要に応じて座標計測及びラスタ、ベクタ変換を行うことができる。</p> <p>一 計測における読取精度は、読み取る図形の最小画線幅の2分の1を標準とする。</p> <p>二 計測においては、図葉ごとに縦及び横方向とも規定の画素数になるように補正を行うものとする。</p> <p>三 再配列を行う場合の内挿方法としては、最近隣内挿法、共1次内挿法、3次たたみ込み内挿法等を用いる。</p> <p>四 計測データには、必要に応じて図葉名等を入力する。</p> <p>五 既成図がラスタデータの場合は、前条第5項の規定に基づく精度を満たしているものに限り、計測データとして使用することができる。</p> <p>4 計測機器の機械座標値から平面直角座標における座標への変換は、前条第3項の規定を準用する。</p> <p>5 変換係数の決定は、前条第4項の規定を準用する。</p> <p>6 図郭四隅の誤差の許容範囲は、2画素とする。</p>	
第5節 数値編集	第5節 数値編集	
<p>(要旨)</p> <p>第264条 この章において「数値編集」とは、図形編集装置を用いて計測データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</p> <p>2 図形編集装置の構成は、第113条の規定を準用する。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第350条 本章において「数値編集」とは、図形編集装置を用いて計測データを編集し、編集済データを作成する作業をいう。</p> <p>2 図形編集装置の構成等は、第113条の規定を準用する。</p>	表現の適正化 削除
<p>(数値編集)</p> <p>第265条 数値編集は、計測データを基に、図形編集装置のスクリーンモニター上で対話処理により、データの訂正、属性等の付与及びその他必要な処理を行うものとする。</p> <p>2 計測データに取得漏れ、誤り等がある場合は、訂正するものとする。</p> <p>3 隣接する図郭間の計測データの不合は、接合処理により座標を一致させるものとする。</p> <p>4 基盤地図情報に該当する地物を含む場合は、第9章第6節の規定を準用する。</p>	<p>(数値編集)</p> <p>第351条 数値編集は、計測データを基に、図形編集装置のスクリーンモニター上で対話処理により、データの訂正、属性等の付与及びその他必要な処理を行うものとする。</p> <p>2 計測データに取得漏れ、誤り等がある場合は、訂正するものとする。</p> <p>3 隣接する図郭間の計測データの不合は、接合処理により座標を一致させるものとする。</p> <p>4 基盤地図情報に該当する地物を含む場合は、第12章第6節の規定を準用する。</p>	変更

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>(数値編集の点検)</p> <p>第266条 数値編集の点検は、編集済データを使用し、点検用出力図又はスクリーンモニター上で行うものとする。</p> <p>2 編集済データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</p> <p>3 点検用出力図の作成は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動製図機等により計測用基図画像と重ね合わせて作成するものとする。</p> <p>二 表示内容は、図葉番号、図名、図郭線、図形、属性等とし、これらが明瞭に識別できるものでなければならない。</p> <p>三 点検に支障がない範囲で適宜合版して作成するものとする。ただし、必要に応じて数値化した項目ごとに作成することができる。</p> <p>4 点検用出力図又はスクリーンモニターによる点検は、次のとおりとする。</p> <p>一 点検用出力図による点検</p> <p>イ 数値化項目の脱落等の有無及び位置の精度について、点検用出力図と計測用基図を対照して行うものとする。</p> <p>ロ 接合については、隣接する図葉の接合部分を点検用出力図で目視により点検するものとする。</p> <p>二 スクリーンモニターによる点検</p> <p>イ 数値化項目の脱落、位置の精度、画線のつながり等について、目視により行うものとする。</p> <p>ロ 数値化項目の脱落等については、ラスタデータを背景に点検することができる。</p> <p>ハ 接合については、隣接図葉を表示し、良否を点検するものとする。</p> <p>5 点検の結果、計測漏れ、誤り等がある場合は、編集済データの訂正を行うものとする。</p> <p>6 数値編集の点検結果は、精度管理表に<u>取りまとめる</u>ものとする。</p>	<p>(数値編集の点検)</p> <p>第352条 数値編集の点検は、編集済データを使用し、点検用出力図又はスクリーンモニター上で行うものとする。</p> <p>2 編集済データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。</p> <p>3 点検用出力図の作成は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動製図機等により計測用基図画像と重ね合わせて作成するものとする。</p> <p>二 表示内容は、図葉番号、図名、図郭線、図形、属性等とし、これらが明瞭に識別できるものでなければならない。</p> <p>三 点検に支障がない範囲で適宜合版して作成するものとする。ただし、必要に応じて数値化した項目ごとに作成することができる。</p> <p>4 点検用出力図又はスクリーンモニターによる点検は、次のとおりとする。</p> <p>一 点検用出力図による点検</p> <p>イ 数値化項目の脱落等の有無及び位置の精度について、点検用出力図と計測用基図を対照して行うものとする。</p> <p>ロ 接合については、隣接する図葉の接合部分を点検用出力図で目視により点検するものとする。</p> <p>二 スクリーンモニターによる点検</p> <p>イ 数値化項目の脱落、位置の精度、画線のつながり等について、目視により行うものとする。</p> <p>ロ 数値化項目の脱落等については、ラスタデータを背景に点検することができる。</p> <p>ハ 接合については、隣接図葉を表示し、良否を点検するものとする。</p> <p>5 点検の結果、計測漏れ、誤り等がある場合は、編集済データの訂正を行うものとする。</p> <p>6 数値編集の点検結果は、精度管理表に<u>とりまとめる</u>ものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第6節 数値地形図データファイルの作成</p>	<p>第6節 数値地形図データファイルの作成</p>	
<p>(要旨)</p> <p>第267条 この章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第353条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第7節 品質評価</p>	<p>第7節 品質評価</p>	
<p>(品質評価)</p> <p>第268条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>(品質評価)</p> <p>第354条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
<p>第8節 成果等の整理</p>	<p>第8節 成果等の整理</p>	
<p>(メタデータの作成)</p> <p>第269条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>(メタデータの作成)</p> <p>第355条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>(成果等)</p> <p>第270条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 数値地形図データファイル</p> <p>二 出力図</p> <p>三 精度管理表</p> <p>四 品質評価表</p> <p>五 メタデータ</p> <p>六 その他の資料</p>	<p>(成果等)</p> <p>第356条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 数値地形図データファイル</p> <p>二 出力図</p> <p>三 精度管理表</p> <p>四 品質評価表</p> <p>五 メタデータ</p> <p>六 その他の資料</p>	
<p>第6章 修正測量</p>	<p>第8章 修正測量</p>	
<p>第1節 要旨</p>	<p>第1節 要旨</p>	
<p>(要旨)</p> <p>第271条 「修正測量」とは、既成の数値地形図データファイル（以下「旧数値地形図データ」という。）を更</p>	<p>(要旨)</p> <p>第357条 「修正測量」とは、既成の数値地形図データファイル（以下「旧数値地形図データ」という。）を更</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																
<p>新する作業をいう。</p> <p>2 修正測量における数値地形図データ修正の精度は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="261 222 1187 499"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置の標準偏差</th> <th>標高点の標準偏差</th> <th>等高線の標準偏差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.35m以内</td> <td>0.33m以内</td> <td>0.5m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1.00m以内</td> <td>0.5m以内</td> <td>0.5m以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>2.50m以内</td> <td>1.0m以内</td> <td>1.0m以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>5.00m以内</td> <td>2.5m以内</td> <td>2.5m以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>10.00m以内</td> <td>5.0m以内</td> <td>5.0m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差	500	0.35m以内	0.33m以内	0.5m以内	1000	1.00m以内	0.5m以内	0.5m以内	2500	2.50m以内	1.0m以内	1.0m以内	5000	5.00m以内	2.5m以内	2.5m以内	10000	10.00m以内	5.0m以内	5.0m以内	<p>新する作業をいう。</p> <p>2 修正測量における数値地形図データ修正の精度は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1599 222 2525 499"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置の標準偏差</th> <th>標高点の標準偏差</th> <th>等高線の標準偏差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.35m以内</td> <td>0.33m以内</td> <td>0.5m以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1.00m以内</td> <td>0.5m以内</td> <td>0.5m以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>2.50m以内</td> <td>1.0m以内</td> <td>1.0m以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>5.00m以内</td> <td>2.5m以内</td> <td>2.5m以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>10.00m以内</td> <td>5.0m以内</td> <td>5.0m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差	500	0.35m以内	0.33m以内	0.5m以内	1000	1.00m以内	0.5m以内	0.5m以内	2500	2.50m以内	1.0m以内	1.0m以内	5000	5.00m以内	2.5m以内	2.5m以内	10000	10.00m以内	5.0m以内	5.0m以内	<p>表現の適正化</p>
地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差																																															
500	0.35m以内	0.33m以内	0.5m以内																																															
1000	1.00m以内	0.5m以内	0.5m以内																																															
2500	2.50m以内	1.0m以内	1.0m以内																																															
5000	5.00m以内	2.5m以内	2.5m以内																																															
10000	10.00m以内	5.0m以内	5.0m以内																																															
地図情報レベル	水平位置の標準偏差	標高点の標準偏差	等高線の標準偏差																																															
500	0.35m以内	0.33m以内	0.5m以内																																															
1000	1.00m以内	0.5m以内	0.5m以内																																															
2500	2.50m以内	1.0m以内	1.0m以内																																															
5000	5.00m以内	2.5m以内	2.5m以内																																															
10000	10.00m以内	5.0m以内	5.0m以内																																															
<p>（方法）</p> <p>第272条 修正測量は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 TS等を用いる修正 二 キネマティック法による修正 三 RTK法による修正 四 ネットワーク型RTK法による修正 五 UAV写真測量による修正 六 空中写真測量による修正 七 地上レーザ測量による修正 八 UAVレーザ測量による修正 九 車載写真レーザ測量による修正 <p>十 既成図を用いる方法による修正</p> <p>十一 他の既成データを用いる方法による修正</p> <p>2 前項の各方法は、それぞれを適切に組み合わせて修正を行うことができるものとする。</p> <p>3 修正データの取得は、必要に応じて修正箇所の周辺部分についても行い、周辺地物等との整合性を確認するものとする。</p> <p>4 接合は、第241条に準じて行うものとする。</p>	<p>（方法）</p> <p>第358条 修正測量は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 TS等を用いる修正 二 キネマティック法による修正 三 RTK法による修正 四 ネットワーク型RTK法による修正 <p>五 地上レーザ測量による修正（新規）</p> <p>六 車載写真レーザ測量による修正</p> <p>七 UAV写真測量による修正</p> <p>八 空中写真測量による修正</p> <p>九 既成図を用いる方法による修正</p> <p>十 他の既成データを用いる方法による修正</p> <p>2 前項の各方法は、それぞれを適切に組み合わせて修正を行うことができるものとする。</p> <p>3 修正データの取得は、必要に応じて修正箇所の周辺部分についても行い、周辺地物等との整合性を確認するものとする。</p> <p>4 接合は、第327条に準拠して行うものとする。</p>	<p>移動（追加）</p> <p>移動（追加）</p> <p>号番号変更</p> <p>新規</p> <p>号番号変更</p> <p>移動（削除）</p> <p>移動（削除）</p> <p>号番号の繰下げ</p> <p>変更</p>																																																
<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p>第273条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 TS等を用いる修正 <ul style="list-style-type: none"> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準点の設置 (2) 修正細部測量 ニ 修正数値編集 ホ 数値地形図データファイルの更新 ヘ 品質評価 ト 成果等の整理 二 キネマティック法による修正 <ul style="list-style-type: none"> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準点の設置 (2) 修正細部測量 ニ 修正数値編集 	<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p>第359条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 TS等を用いる修正 <ul style="list-style-type: none"> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準点の設置 (2) 修正細部測量 ニ 修正数値編集 ホ 数値地形図データファイルの更新 ヘ 品質評価 ト 成果等の整理 二 キネマティック法による修正 <ul style="list-style-type: none"> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準点の設置 (2) 修正細部測量 ニ 修正数値編集 																																																	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>ホ 数値地形図データファイルの更新 へ 品質評価 ト 成果等の整理</p> <p>三 RTK法による修正 イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 （1）基準点の設置 （2）修正細部測量 ニ 修正数値編集 ホ 数値地形図データファイルの更新 へ 品質評価 ト 成果等の整理</p> <p>四 ネットワーク型RTK法による修正 イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 （1）基準点の設置 （2）修正細部測量 ニ 修正数値編集 ホ 数値地形図データファイルの更新 へ 品質評価 ト 成果等の整理</p> <p><u>五 UAV写真測量による修正</u> イ 作業計画 ロ 撮影 ハ 予察 ニ 修正数値図化 ホ 現地調査 へ 修正数値編集 ト 数値地形図データファイルの更新 チ 品質評価 リ 成果等の整理</p> <p><u>六 空中写真測量による修正</u> イ 作業計画 ロ 撮影 ハ 予察 ニ 修正数値図化 ホ 現地調査 へ 修正数値編集 ト 数値地形図データファイルの更新 チ 品質評価 リ 成果等の整理</p> <p><u>七 地上レーザ測量による修正</u> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 地上レーザ観測 ニ 現地調査</p>	<p>ホ 数値地形図データファイルの更新 へ 品質評価 ト 成果等の整理</p> <p>三 RTK法による修正 イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 （1）基準点の設置 （2）修正細部測量 ニ 修正数値編集 ホ 数値地形図データファイルの更新 へ 品質評価 ト 成果等の整理</p> <p>四 ネットワーク型RTK法による修正 イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 （1）基準点の設置 （2）修正細部測量 ニ 修正数値編集 ホ 数値地形図データファイルの更新 へ 品質評価 ト 成果等の整理</p> <p><u>五 地上レーザ測量による修正</u> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 地上レーザ観測 ニ 現地調査</p>	<p>移動（追加）</p> <p>移動（追加）</p> <p>号番号変更</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>ホ 修正数値図化 へ 修正数値編集 ト 数値地形図データファイルの更新 チ 品質評価 リ 成果等の整理</p> <p><u>八 UAVレーザ測量による修正</u> <u>イ 要求仕様の策定及び作業仕様の策定</u> <u>ロ オリジナルデータの作成</u> <u>ハ 予察</u> <u>ニ 修正数値図化</u> <u>ホ 現地調査</u> <u>へ 修正数値編集</u> <u>ト 数値地形図データファイルの更新</u> <u>チ 品質評価</u> <u>リ 成果等の整理</u></p> <p><u>九 車載写真レーザ測量による修正</u> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 移動取得及びデータ処理 ニ 修正数値図化 ホ 現地補測 へ 修正数値編集 ト 数値地形図データファイルの更新 チ 品質評価 リ 成果等の整理</p> <p><u>十 既成図を用いる方法による修正</u> イ 作業計画 ロ 予察</p>	<p>ホ 修正数値図化 へ 修正数値編集 ト 数値地形図データファイルの更新 チ 品質評価 リ 成果等の整理 (新規)</p> <p><u>六 車載写真レーザ測量による修正</u> イ 作業計画 ロ 予察 ハ 移動取得及びデータ処理 ニ 修正数値図化 ホ 現地補測 へ 修正数値編集 ト 数値地形図データファイルの更新 チ 品質評価 リ 成果等の整理</p> <p><u>七 UAV写真測量による修正</u> <u>イ 作業計画</u> <u>ロ 撮影</u> <u>ハ 予察</u> <u>ニ 修正数値図化</u> <u>ホ 現地調査</u> <u>へ 修正数値編集</u> <u>ト 数値地形図データファイルの更新</u> <u>チ 品質評価</u> <u>リ 成果等の整理</u></p> <p><u>八 空中写真測量による修正</u> <u>イ 作業計画</u> <u>ロ 撮影</u> <u>ハ 予察</u> <u>ニ 修正数値図化</u> <u>ホ 現地調査</u> <u>へ 修正数値編集</u> <u>ト 数値地形図データファイルの更新</u> <u>チ 品質評価</u> <u>リ 成果等の整理</u></p> <p><u>九 既成図を用いる方法による修正</u> イ 作業計画 ロ 予察</p>	<p>追加 以降、号番号 繰下げ</p> <p>移動（削除）</p> <p>移動（削除）</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>(1) 既成図の収集 (2) 修正箇所の抽出</p> <p>ハ 現地調査 ニ 修正数値図化 (1) 現地調査結果の編集 (2) 座標計測による修正データの取得</p> <p>ホ 修正数値編集 ヘ 数値地形図データファイルの更新 ト 品質評価 チ 成果等の整理</p> <p>十一 他の既成データを用いる方法による修正</p> <p>イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 (1) 他の既成データの収集 (2) 他の既成データの出力図の作成 (3) 修正箇所の抽出</p> <p>ニ 現地調査 ホ 修正数値編集 ヘ 数値地形図データファイルの更新 ト 品質評価 チ 成果等の整理</p>	<p>(1) 既成図の収集 (2) 修正箇所の抽出</p> <p>ハ 現地調査 ニ 修正数値図化 (1) 現地調査結果の編集 (2) 座標計測による修正データの取得</p> <p>ホ 修正数値編集 ヘ 数値地形図データファイルの更新 ト 品質評価 チ 成果等の整理</p> <p>十 他の既成データを用いる方法による修正</p> <p>イ 作業計画 ロ 予察 ハ 修正数値図化 (1) 他の既成データの収集 (2) 他の既成データの出力図の作成 (3) 修正箇所の抽出</p> <p>ニ 現地調査 ホ 修正数値編集 ヘ 数値地形図データファイルの更新 ト 品質評価 チ 成果等の整理</p>	
<p>(関係規定の準用)</p> <p>第274条 修正測量作業については、ここに定めるもののほか、第2章から第5章まで並びに第4編第2章、第4章及び第5章の規定を準用する。</p>	<p>(関係規定の準用)</p> <p>第360条 修正測量作業については、ここに定めるもののほか、第2章から第7章までの規定を準用する。</p>	変更
<p>第2節 作業計画</p>	<p>第2節 作業計画</p>	
<p>(要旨)</p> <p>第275条 作業計画は、第11条の規定によるほか、修正範囲、修正量等を考慮の上、工程別に作成するものとする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第361条 作業計画は、第11条の規定によるほか、修正範囲、修正量等を考慮の上、工程別に作成するものとする。</p>	
<p>第3節 予察</p>	<p>第3節 予察</p>	
<p>(要旨)</p> <p>第276条 「予察」とは、旧数値地形図データの点検、修正箇所の抽出等を行い、作業方法を決定することを行う。</p> <p>2 予察は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検 二 新設又は移転改埋等を実施した基準点の調査 三 各種資料図等の利用可否の判定 四 修正素図、数値写真、衛星画像等の資料との照合 五 地名、境界等の変更の調査及び資料収集 六 実施順序及び作業方法</p> <p>3 予察結果は、空中写真測量による場合は数値写真上に、既成図による場合は既成図及び旧数値地形図データを重ね合わせ出力した出力図上に整理するものとする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第362条 「予察」とは、旧数値地形図データの点検、修正箇所の抽出等を行い、作業方法を決定することを行う。</p> <p>2 予察は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検 二 新設又は移転改埋等を実施した基準点の調査 三 各種資料図等の利用可否の判定 四 修正素図と空中写真等の資料との照合 五 地名、境界等の変更の調査及び資料収集 六 実施順序及び作業方法</p> <p>3 予察結果は、空中写真測量による場合は空中写真上に、既成図による場合は既成図及び旧数値地形図データを重ね合わせ出力した出力図上に整理するものとする。</p>	表現の適正化
<p>第4節 修正数値図化</p>	<p>第4節 修正数値図化</p>	
<p>第1款 TS等を用いる修正数値図化</p>	<p>第1款 TS等を用いる修正数値図化</p>	
<p>(要旨)</p>	<p>(要旨)</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント												
<p>第277条 この款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づき、TS等を用いて修正データを取得する作業をいう。</p>	<p>第363条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づき、TS等を用いて修正データを取得する作業をいう。</p>	表現の適正化												
<p>(方法) 第278条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、第2章の規定を準用する。</p>	<p>(方法) 第364条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、第2章の規定を準用する。</p>													
<p>第2款 キネマティック法による修正数値図化</p>	<p>第2款 キネマティック法による修正数値図化</p>													
<p>(要旨) 第279条 この款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づきキネマティック法により、修正データを取得する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第365条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づきキネマティック法により、修正データを取得する作業をいう。</p>	表現の適正化												
<p>(方法) 第280条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。</p>	<p>(方法) 第366条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。</p>													
<p>第3款 RTK法による修正数値図化</p>	<p>第3款 RTK法による修正数値図化</p>													
<p>(要旨) 第281条 この款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づき、RTK法により、修正データを取得する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第367条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果等に基づき、RTK法により、修正データを取得する作業をいう。</p>	表現の適正化												
<p>(方法) 第282条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。</p>	<p>(方法) 第368条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。</p>													
<p>第4款 ネットワーク型RTK法による修正数値図化</p>	<p>第4款 ネットワーク型RTK法による修正数値図化</p>													
<p>(要旨) 第283条 この款において「修正数値図化」とは、予察結果に基づき、ネットワーク型RTK法により、修正データを取得する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第369条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果に基づき、ネットワーク型RTK法により、修正データを取得する作業をいう。</p>	表現の適正化												
<p>(方法) 第284条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。</p>	<p>(方法) 第370条 修正データの取得は、予察結果等に基づき第2章の規定を準用する。</p>													
<p>第5款 UAV写真測量による修正数値図化</p>		移動（追加）												
<p>(要旨) 第285条 この款において「修正数値図化」とは、UAV写真測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。</p>														
<p>(方法) 第286条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、第4章第8節の規定を準用する。</p>														
<p>第6款 空中写真測量による修正数値図化</p>		移動（追加）												
<p>(要旨) 第287条 この款において「修正数値図化」とは、空中写真測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。</p>														
<p>(方法) 第288条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、第4章第8節の規定を準用する。 2 相互標定は、パスポイント付近で行い、対地標定は、旧数値地形図データの座標数値若しくはGNSS/IMU装置で得られた外部標定要素等を用いて行うものとする。 3 第194条の規定によるGNSS/IMUデータの点検を完了した外部標定要素を用いた標定において、点検する地物等の数は6点以上とし、誤差の許容範囲は次表の値とし、誤差の許容範囲を超えた場合には、旧数値地形図データの座標値を使用して同時調整を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="261 1829 1184 1982"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置の誤差の許容範囲</th> <th>標高の誤差の許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.25m</td> <td>0.2m</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>0.50m</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>1.25m</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置の誤差の許容範囲	標高の誤差の許容範囲	500	0.25m	0.2m	1000	0.50m	0.3m	2500	1.25m	0.5m		
地図情報レベル	水平位置の誤差の許容範囲	標高の誤差の許容範囲												
500	0.25m	0.2m												
1000	0.50m	0.3m												
2500	1.25m	0.5m												

改正案			現行（令和2年3月31日改正）	コメント												
<u>5000</u>	<u>2.50m</u>	<u>1.0m</u>														
<u>10000</u>	<u>5.00m</u>	<u>1.5m</u>														
第7款 地上レーザ測量による修正数値図化			第5款 地上レーザ測量による修正数値図化	変更												
(要旨) 第289条 この款において「修正数値図化」とは、予察結果に基づき、地上レーザ測量により、修正データを取得する作業をいう。			(要旨) 第371条 本款において「修正数値図化」とは、予察結果に基づき、地上レーザ測量により、修正データを取得する作業をいう。	表現の適正化												
(方法) 第290条 修正データの取得は、予察結果等に基づき 第4編第2章第4節第4款 の規定を準用する。			(方法) 第372条 修正データの取得は、予察結果等に基づき 第3章第6節 の規定を準用する。	変更												
第8款 UAVレーザ測量による修正数値図化			(新規)	新規 款番号、条番号、以降繰下げ												
(要旨) 第291条 この款において「修正数値図化」とは、UAVレーザ測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。			(新規)													
(方法) 第292条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、 第4編第4章第6節第4款 の規定を準用する。			(新規)													
第9款 車載写真レーザ測量による修正数値図化			第6款 車載写真レーザ測量による修正数値図化													
(要旨) 第293条 この款において「修正数値図化」とは、車載写真レーザ測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。			(要旨) 第373条 本款において「修正数値図化」とは、車載写真レーザ測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。	表現の適正化												
(方法) 第294条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、 第4編第5章第7節第4款 の規定を準用する。			(方法) 第374条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、 第4章第5節 の規定を準用する。	変更												
			第7款 UAV写真測量による修正数値図化	移動（削除）												
			(要旨) 第375条 本款において「修正数値図化」とは、UAV写真測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。	表現の適正化												
			(方法) 第376条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、 第6章第8節 の規定を準用する。	変更												
			第8款 空中写真測量による修正数値図化	移動（削除）												
			(要旨) 第377条 本款において「修正数値図化」とは、空中写真測量により経年変化等の修正箇所の修正データを取得する作業をいう。	表現の適正化												
			(方法) 第378条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、 第6章第8節 の規定を準用する。 2 相互標定は、パスポイント付近で行い、対地標定は、旧数値地形図データの座標数値若しくはGNSS/IMU装置で得られた外部標定要素等を用いて行うものとする。 3 第278条の規定によるGNSS/IMUデータの点検を完了した外部標定要素を用いた標定において、点検する地物等の数は6点以上とし、誤差の許容範囲は次表の値とし、誤差の許容範囲を超えた場合には、旧数値地形図データの座標値を使用して同時調整を行うものとする。	変更 変更												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地図情報レベル</th> <th>水平位置の誤差の許容範囲</th> <th>標高の誤差の許容範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>500</u></td> <td><u>0.25m</u></td> <td><u>0.2m</u></td> </tr> <tr> <td><u>1000</u></td> <td><u>0.50m</u></td> <td><u>0.3m</u></td> </tr> <tr> <td><u>2500</u></td> <td><u>1.25m</u></td> <td><u>0.5m</u></td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	水平位置の誤差の許容範囲	標高の誤差の許容範囲	<u>500</u>	<u>0.25m</u>	<u>0.2m</u>	<u>1000</u>	<u>0.50m</u>	<u>0.3m</u>	<u>2500</u>	<u>1.25m</u>	<u>0.5m</u>	標題の変更
地図情報レベル	水平位置の誤差の許容範囲	標高の誤差の許容範囲														
<u>500</u>	<u>0.25m</u>	<u>0.2m</u>														
<u>1000</u>	<u>0.50m</u>	<u>0.3m</u>														
<u>2500</u>	<u>1.25m</u>	<u>0.5m</u>														

改正案	現行（令和2年3月31日改正）			コメント
	5000 10000	2.50m 5.00m	1.0m 1.5m	
第10款 既成図を用いる方法による修正数値図化	第9款 既成図を用いる方法による修正数値図化			変更
（要旨） 第295条 この款において「修正数値図化」とは、既成図を使用して、変化部分の座標測定を行い、修正データを取得する作業をいう。	（要旨） 第379条 本款において「修正数値図化」とは、既成図を使用して、変化部分の座標測定を行い、修正データを取得する作業をいう。			表現の適正化
（使用する既成図の要件） 第296条 使用する既成図の要件は、次のとおりとする。 一 縮尺は、旧数値地形図データの地図情報レベルに相当する縮尺以上の縮尺で作成されたものであること。 二 基本測量若しくは公共測量の測量成果、又はこれと同等以上の精度を有するものであること。 三 既成図の精度は、これにより取得された修正データが 第271条第2項 の規定に掲げる精度を満たすものとする。 四 座標系は、原則として平面直角座標系であること。 2 使用する既成図には、写真地図を含むものとする。	（使用する既成図の要件） 第380条 使用する既成図の要件は、次のとおりとする。 一 縮尺は、旧数値地形図データの地図情報レベルに相当する縮尺以上の縮尺で作成されたものであること。 二 基本測量又は公共測量の測量成果、又はこれと同等以上の精度を有するものであること。 三 既成図の精度は、これにより取得された修正データが 第357条第2項 の規定に掲げる精度を満たすものとする。 四 座標系は、原則として平面直角座標系であること。 2 使用する既成図には、写真地図を含むものとする。			表現の適正化 変更
（方法） 第297条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、前章の規定を準用する。	（方法） 第381条 修正データの取得は、予察結果等に基づき、前章の規定を準用する。			
第11款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化	第10款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化			変更
（要旨） 第298条 この款において「修正数値図化」とは、他の測量作業により作成された数値地形図データ（以下「他の既成データ」という。）を使用して、修正データを取得する作業をいう。	（要旨） 第382条 本款において「修正数値図化」とは、他の測量作業により作成された数値地形図データ（以下、「他の既成データ」という。）を使用して、修正データを取得する作業をいう。			表現の適正化
（使用する他の既成データの要件） 第299条 使用する他の既成データの要件は、 第296条 の規定を準用する。	（使用する他の既成データの要件） 第383条 使用する他の既成データの要件は、 第380条 の規定を準用する。			変更
（方法） 第300条 修正データは、予察結果等に基づき他の既成データから取得するとともに、修正データの分類コード等は、必要な変換を行うものとする。	（方法） 第384条 修正データは、予察結果等に基づき他の既成データから取得するとともに、修正データの分類コード等は、必要な変換を行うものとする。			
第5節 現地調査	第5節 現地調査			
（要旨） 第301条 この章において「現地調査」とは、修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行う作業をいう。 2 現地調査は、旧数値地形図データの出力図、修正データの出力図等を用いて行うものとする。	（要旨） 第385条 本章において「現地調査」とは、修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、必要に応じて補備測量を行う作業をいう。 2 現地調査は、旧数値地形図データの出力図、修正データの出力図等を用いて行うものとする。			表現の適正化
第6節 修正数値編集	第6節 修正数値編集			
（要旨） 第302条 「修正数値編集」とは、図形編集装置を用いて、新たに取得した修正データと旧数値地形図データとの整合性を図るための編集等を行い、編集済数値地形図データを作成する作業をいう。 2 図形編集装置の構成は、第113条の規定を準用する。	（要旨） 第386条 「修正数値編集」とは、図形編集装置を用いて、新たに取得した修正データと旧数値地形図データとの整合性を図るための編集等を行い、編集済数値地形図データを作成する作業をいう。 2 図形編集装置の構成等は、第113条の規定を準用する。			削除
（方法） 第303条 編集済数値地形図データは、取得された修正データを用いて、旧数値地形図データの加除訂正等を行い作成するものとする。	（方法） 第387条 編集済数値地形図データは、取得された修正データを用いて、旧数値地形図データの加除訂正等を行い作成するものとする。			
（編集済数値地形図データの点検） 第304条 編集済数値地形図データの点検は、スクリーンモニター又は自動製図機等による出力図を用いて行うものとする。 2 編集済数値地形図データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。	（編集済数値地形図データの点検） 第388条 編集済数値地形図データの点検は、スクリーンモニター又は自動製図機等による出力図を用いて行うものとする。 2 編集済数値地形図データの論理的矛盾の点検は、点検プログラム等により行うものとする。			
第7節 数値地形図データファイルの更新	第7節 数値地形図データファイルの更新			

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																												
<p>(要旨) 第305条 「数値地形図データファイルの更新」とは、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体へ記録する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第389条 「数値地形図データファイルの更新」とは、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体へ記録する作業をいう。</p>																																																																													
<p>第8節 品質評価 (品質評価) 第306条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>第8節 品質評価 (品質評価) 第390条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>																																																																													
<p>第9節 成果等の整理 (メタデータの作成) 第307条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>第9節 成果等の整理 (メタデータの作成) 第391条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>																																																																													
<p>(成果等) 第308条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一 数値地形図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料</p>	<p>(成果等) 第392条 成果等は、次の各号のとおりとする。 一 数値地形図データファイル 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料</p>																																																																													
第7章 写真地図作成	第9章 写真地図作成																																																																													
<p>第1節 要旨</p>	<p>第1節 要旨</p>																																																																													
<p>(要旨) 第309条 「写真地図作成」とは、数値写真を正射変換した正射投影画像を作成した後、必要に応じてモザイク画像を作成し、写真地図データファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨) 第393条 「写真地図作成」とは、数値写真を正射変換した正射投影画像を作成した後、必要に応じてモザイク画像を作成し、写真地図データファイルを作成する作業をいう。</p>																																																																													
<p>(写真地図作成) 第310条 写真地図作成は、<u>デジタル航空カメラで撮影した数値写真</u>又は空中写真から空中写真用スキャナにより数値化した数値写真を、デジタルステレオ図化機等を用いて正射変換し、写真地図データファイルを作成する作業をいい、必要に応じて隣接する正射投影画像をデジタル処理により結合させたモザイク画像を作成する作業を含むものとする。 2 <u>数値写真</u>の撮影方法は、<u>第4章第5節</u>の規定を準用する。</p>	<p>(写真地図作成) 第394条 写真地図作成は、空中写真から空中写真用スキャナにより数値化した数値写真又は<u>デジタル航空カメラで撮影した数値写真</u>を、デジタルステレオ図化機等を用いて正射変換し、写真地図データファイルを作成する作業をいい、必要に応じて隣接する正射投影画像をデジタル処理により結合させたモザイク画像を作成する作業を含むものとする。 2 <u>空中写真</u>の撮影方法は、<u>第6章第5節</u>の規定を準用する。</p>	<p>表現の適正化 変更</p>																																																																												
<p>(方法) 第311条 写真地図の作成は、正射投影法により行うものとする。 2 写真地図の精度は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="112 1444 1323 1726"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">水平位置(標準偏差)</th> <th rowspan="2">地上画素寸法</th> <th rowspan="2">撮影縮尺</th> <th colspan="2">数値地形モデル</th> </tr> <tr> <th>グリッド間隔</th> <th>標高点(標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.5m 以内</td> <td>0.1m 以内</td> <td>1/3,000～1/4,000</td> <td>5m 以内</td> <td>0.5m 以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1.0m 以内</td> <td>0.2m 以内</td> <td>1/6,000～1/8,000</td> <td>10m 以内</td> <td>0.5m 以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>2.5m 以内</td> <td>0.4m 以内</td> <td>1/10,000～1/12,500</td> <td>25m 以内</td> <td>1.0m 以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>5.0m 以内</td> <td>0.8m 以内</td> <td>1/20,000～1/25,000</td> <td>50m 以内</td> <td>2.5m 以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>10.0m 以内</td> <td>1.0m 以内</td> <td>1/30,000</td> <td>50m 以内</td> <td>5.0m 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 写真地図は、注記等のデータを重ね合わせることができる。</p>	地図情報レベル	水平位置(標準偏差)	地上画素寸法	撮影縮尺	数値地形モデル		グリッド間隔	標高点(標準偏差)	500	0.5m 以内	0.1m 以内	1/3,000～1/4,000	5m 以内	0.5m 以内	1000	1.0m 以内	0.2m 以内	1/6,000～1/8,000	10m 以内	0.5m 以内	2500	2.5m 以内	0.4m 以内	1/10,000～1/12,500	25m 以内	1.0m 以内	5000	5.0m 以内	0.8m 以内	1/20,000～1/25,000	50m 以内	2.5m 以内	10000	10.0m 以内	1.0m 以内	1/30,000	50m 以内	5.0m 以内	<p>(方法) 第395条 写真地図の作成は、正射投影法により行うものとする。 2 写真地図の精度は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1460 1444 2665 1726"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地図情報レベル</th> <th rowspan="2">水平位置(標準偏差)</th> <th rowspan="2">地上画素寸法</th> <th rowspan="2">撮影縮尺</th> <th colspan="2">数値地形モデル</th> </tr> <tr> <th>グリッド間隔</th> <th>標高点(標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>0.5m以内</td> <td>0.1m 以内</td> <td>1/3,000～1/4,000</td> <td>5m 以内</td> <td>0.5m 以内</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1.0m以内</td> <td>0.2m 以内</td> <td>1/6,000～1/8,000</td> <td>10m 以内</td> <td>0.5m 以内</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>2.5m以内</td> <td>0.4m 以内</td> <td>1/10,000～1/12,500</td> <td>25m 以内</td> <td>1.0m 以内</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>5.0m以内</td> <td>0.8m 以内</td> <td>1/20,000～1/25,000</td> <td>50m 以内</td> <td>2.5m 以内</td> </tr> <tr> <td>10000</td> <td>10.0m以内</td> <td>1.0m 以内</td> <td>1/30,000</td> <td>50m 以内</td> <td>5.0m 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 写真地図は、注記等のデータを重ね合わせることができる。</p>	地図情報レベル	水平位置(標準偏差)	地上画素寸法	撮影縮尺	数値地形モデル		グリッド間隔	標高点(標準偏差)	500	0.5m以内	0.1m 以内	1/3,000～1/4,000	5m 以内	0.5m 以内	1000	1.0m以内	0.2m 以内	1/6,000～1/8,000	10m 以内	0.5m 以内	2500	2.5m以内	0.4m 以内	1/10,000～1/12,500	25m 以内	1.0m 以内	5000	5.0m以内	0.8m 以内	1/20,000～1/25,000	50m 以内	2.5m 以内	10000	10.0m以内	1.0m 以内	1/30,000	50m 以内	5.0m 以内	
地図情報レベル					水平位置(標準偏差)	地上画素寸法	撮影縮尺	数値地形モデル																																																																						
	グリッド間隔	標高点(標準偏差)																																																																												
500	0.5m 以内	0.1m 以内	1/3,000～1/4,000	5m 以内	0.5m 以内																																																																									
1000	1.0m 以内	0.2m 以内	1/6,000～1/8,000	10m 以内	0.5m 以内																																																																									
2500	2.5m 以内	0.4m 以内	1/10,000～1/12,500	25m 以内	1.0m 以内																																																																									
5000	5.0m 以内	0.8m 以内	1/20,000～1/25,000	50m 以内	2.5m 以内																																																																									
10000	10.0m 以内	1.0m 以内	1/30,000	50m 以内	5.0m 以内																																																																									
地図情報レベル	水平位置(標準偏差)	地上画素寸法	撮影縮尺	数値地形モデル																																																																										
				グリッド間隔	標高点(標準偏差)																																																																									
500	0.5m以内	0.1m 以内	1/3,000～1/4,000	5m 以内	0.5m 以内																																																																									
1000	1.0m以内	0.2m 以内	1/6,000～1/8,000	10m 以内	0.5m 以内																																																																									
2500	2.5m以内	0.4m 以内	1/10,000～1/12,500	25m 以内	1.0m 以内																																																																									
5000	5.0m以内	0.8m 以内	1/20,000～1/25,000	50m 以内	2.5m 以内																																																																									
10000	10.0m以内	1.0m 以内	1/30,000	50m 以内	5.0m 以内																																																																									
<p>(工程別作業区分及び順序) 第312条 工程別作業区分及び順序は、次を標準とする。 一 作業計画 二 標定点の設置 三 対空標識の設置</p>	<p>(工程別作業区分及び順序) 第396条 工程別作業区分及び順序は、次を標準とする。 一 作業計画 二 標定点の設置 三 対空標識の設置</p>																																																																													

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
四 撮影 五 同時調整 六 数値地形モデルの作成 七 正射変換 八 モザイク 九 写真地図データファイルの作成 十 品質評価 十一 成果等の整理	四 撮影 五 同時調整 六 数値地形モデルの作成 七 正射変換 八 モザイク 九 写真地図データファイルの作成 十 品質評価 十一 成果等の整理	
<p>（空中写真測量に関する規定の準用）</p> <p>第313条 前条第一号から第六号までの作業については、次に規定するところによるほか、第4章第2節から第9節までの規定を準用する。</p> <p>一 撮影に当たっては、写真地図の作成に適した良質鮮明な画質を得るように努めるものとする。</p> <p>二 同時調整の成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>イ 同時調整成果表（外部標定要素）</p> <p>ロ 同時調整実施一覧図</p> <p>ハ 写真座標測定簿</p> <p>ニ 調整計算簿</p> <p>ホ 精度管理表</p> <p>ヘ その他の資料</p> <p>三 数値地形モデルの作成におけるブレイクライン、等高線、標高点等の計測は、第4章第8節の規定を準用する。</p> <p>四 写真地図データに重ね合わせる注記等のデータを作成する場合には、第4章第6節から第9節までの規定を準用する。</p>	<p>（空中写真測量に関する規定の準用）</p> <p>第397条 前条第一号から第六号までの作業については、次に規定するところによるほか、第6章第2節から第9節までの規定を準用する。</p> <p>一 撮影に当たっては、写真地図の作成に適した良質鮮明な画質を得るように努めるものとする。</p> <p>二 同時調整の成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>イ 同時調整成果表（外部標定要素）</p> <p>ロ 同時調整実施一覧図</p> <p>ハ 写真座標測定簿</p> <p>ニ 調整計算簿</p> <p>ホ 精度管理表</p> <p>ヘ その他の資料</p> <p>三 数値地形モデルの作成におけるブレイクライン、等高線、標高点等の計測は、第6章第8節の規定を準用する。</p> <p>四 写真地図データに重ね合わせる注記等のデータを作成する場合には、第6章第6節から第9節までの規定を準用する。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>
<p>第2節 作業計画</p>	<p>第2節 作業計画</p>	
<p>（要 旨）</p> <p>第314条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</p>	<p>（要 旨）</p> <p>第398条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。</p>	
<p>（使用する数値写真）</p> <p>第315条 数値写真は、作業着手前1年以内に撮影されたものを用いることを原則とする。</p> <p>2 使用する数値写真は、撮影時期、天候、撮影コースと太陽位置との関係等によって現れる色調差や被写体の変化を考慮して用いるものとする。</p>	<p>（使用する数値写真）</p> <p>第399条 数値写真は、作業着手前1年以内に撮影されたものを用いることを原則とする。</p> <p>2 使用する数値写真は、撮影時期、天候、撮影コースと太陽位置との関係等によって現れる色調差や被写体の変化を考慮して用いるものとする。</p>	
<p>第3節 数値地形モデルの作成</p>	<p>第3節 数値地形モデルの作成</p>	
<p>（要 旨）</p> <p>第316条 「数値地形モデルの作成」とは、ブレイクライン法等により標高を取得し、数値地形モデルファイルを作成する作業をいう。</p>	<p>（要 旨）</p> <p>第400条 「数値地形モデルの作成」とは、ブレイクライン法等により標高を取得し、数値地形モデルファイルを作成する作業をいう。</p>	
<p>（標高の取得）</p> <p>第317条 標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第311条第2項の規定を満たした精度で取得するものとする。必要に応じて局所的な歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。</p> <p>2 標高の取得には、ブレイクライン法、等高線法、標高点計測法及び自動標高抽出技術又はこれらの併用法を用いるものとする。</p> <p>3 ブレイクライン法によりブレイクラインを選定する位置は、次のとおりとする。</p> <p>一 段差の大きい人工斜面、被覆等の地性線</p> <p>二 高架橋及び立体交差の両縁</p> <p>三 尾根若しくは谷又は主な水涯線</p> <p>四 地形傾斜の連続的な変化を表す地性線</p> <p>五 その他地形を明確にするための地性線</p> <p>4 等高線法による等高線の間隔は、付録7に規定する等高線の値に2を乗じたものを原則とする。ただし、等</p>	<p>（標高の取得）</p> <p>第401条 標高は、デジタルステレオ図化機等を用いて、第395条第2項の規定を満たした精度で取得するものとする。必要に応じて局所的な歪みを補正するための地性線等を取得するものとする。</p> <p>2 標高の取得には、ブレイクライン法、等高線法、標高点計測法及び自動標高抽出技術又はこれらの併用法を用いるものとする。</p> <p>3 ブレイクライン法によりブレイクラインを選定する位置は、次のとおりとする。</p> <p>一 段差の大きい人工斜面、被覆等の地性線</p> <p>二 高架橋及び立体交差の両縁</p> <p>三 尾根若しくは谷又は主な水涯線</p> <p>四 地形傾斜の連続的な変化を表す地性線</p> <p>五 その他地形を明確にするための地性線</p> <p>4 等高線法による等高線の間隔は、付録7に規定する等高線の値に2を乗じたものを原則とする。ただし、等</p>	<p>変更</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>傾斜の地形では適切に間隔を広げることができる。</p> <p>5 標高点計測法により標高点を選定する場合は、第232条の規定を準用する。</p> <p>6 自動標高抽出技術におけるグリッド間隔は、画像相関間隔が第311条第2項の規定による精度を満たすものとする。</p> <p>7 標高を取得する範囲は、写真地図データファイルを作成する区域を網羅しているものとする。</p> <p>8 森林地帯等の植生が密生している地域において、地表面の標高計測が困難な領域については、植生の表層面で作成することもやむを得ないものとする。ただし、地表面での数値地形モデル（DTM）とは区分し、表層面の数値表層モデル（DSM）として数値地形図データファイルに格納するものとする。</p> <p>9 河川及び小規模な湖沼等の陸水面は、地表面に分類し、その標高は、周辺陸域の最近傍値からの内挿処理によって求めるものとする。</p> <p>10 既成の数値地形モデルを使用する場合は、データの品質、経年変化等についての点検を行うものとする。</p>	<p>傾斜の地形では適切に間隔を広げることができる。</p> <p>5 標高点計測法により標高点を選定する場合は、第318条の規定を準用する。</p> <p>6 自動標高抽出技術におけるグリッド間隔は、画像相関間隔が第395条第2項の規定による精度を満たすものとする。</p> <p>7 標高を取得する範囲は、写真地図データファイルを作成する区域を網羅しているものとする。</p> <p>8 森林地帯等の植生が密生している地域において、地表面の標高計測が困難な領域については、植生の表層面で作成することもやむを得ないものとする。ただし、地表面での数値地形モデル（DTM）とは区分し、表層面の数値表層モデル（DSM）として数値地形図データファイルに格納するものとする。</p> <p>9 河川及び小規模な湖沼等の陸水面は、地表面に分類し、その標高は、周辺陸域の最近傍値からの内挿処理によって求めるものとする。</p> <p>10 既成の数値地形モデルを使用する場合は、データの品質、経年変化等についての点検を行うものとする。</p>	変更
<p>（数値地形モデルへの変換）</p> <p>第318条 数値地形モデルへの変換は、前条で取得した標高により第311条第2項の規定を満たすグリッド又は不整三角網を用いるものとする。</p> <p>2 数値地形モデルの形状をグリッドで作成する場合は、グリッド間隔は第311条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 不整三角網を使用する場合は、前項のグリッドと同等以上の地形表現が可能な点密度とする。</p> <p>4 数値地形モデルを作成する範囲は、写真地図データファイルを作成する区域を網羅しているものとする。</p> <p>5 大規模な湖沼水面及び海水面の数値地形モデルは、標高値にマイナス9999メートル等の現実に存在しない値を与えるものとする。</p>	<p>（数値地形モデルへの変換）</p> <p>第402条 数値地形モデルへの変換は、前条で取得した標高により第395条第2項の規定を満たすグリッド又は不整三角網を用いるものとする。</p> <p>2 数値地形モデルの形状をグリッドで作成する場合は、グリッド間隔は第395条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 不整三角網を使用する場合は、前項のグリッドと同等以上の地形表現が可能な点密度とする。</p> <p>4 数値地形モデルを作成する範囲は、写真地図データファイルを作成する区域を網羅しているものとする。</p> <p>5 大規模な湖沼水面及び海水面の数値地形モデルは、標高値にマイナス9999メートル等の現実に存在しない値を与えるものとする。</p>	変更
<p>（数値地形モデルの編集）</p> <p>第319条 「数値地形モデルの編集」とは、作成された標高データをステレオモデル上に表示し、著しく地表面と異なる点を修正する作業をいう。</p> <p>2 数値地形モデルの修正は、デジタルステレオ図化機等を用いて行うものとする。</p>	<p>（数値地形モデルの編集）</p> <p>第403条 「数値地形モデルの編集」とは、作成された標高データをステレオモデル上に表示し、著しく地表面と異なる点を修正する作業をいう。</p> <p>2 数値地形モデルの修正は、デジタルステレオ図化機等を用いて行うものとする。</p>	
<p>（数値地形モデルファイルの作成）</p> <p>第320条 数値地形モデルファイルの作成は、編集後の数値地形モデルを用いて後続の作業工程で使用する形式により作成するものとする。</p> <p>2 数値地形モデルファイルの格納単位は、第328条に規定する写真地図データファイルの格納単位と同一とする。</p> <p>3 不整三角網の数値地形モデルファイルを格納する場合は、図郭にまたがる三角形は図郭線による分割処理を行うものとする。</p>	<p>（数値地形モデルファイルの作成）</p> <p>第404条 数値地形モデルファイルの作成は、編集後の数値地形モデルを用いて後続の作業工程で使用する形式により作成するものとする。</p> <p>2 数値地形モデルファイルの格納単位は、第412条に規定する写真地図データファイルの格納単位と同一とする。</p> <p>3 不整三角網の数値地形モデルファイルを格納する場合は、図郭にまたがる三角形は図郭線による分割処理を行うものとする。</p>	変更
<p>（数値地形モデルファイルの点検）</p> <p>第321条 数値地形モデルファイルの点検は、前条で作成した数値地形モデルファイルを用いて行うものとする。</p> <p>2 数値地形モデルファイルの標高点精度は、第311条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 点検位置は数値地形モデルファイルから無作為に抽出された標高点とする。</p> <p>4 点検は、デジタルステレオ図化機等を用いて計測された標高点及び抽出された数値地形モデルファイルの標高点を比較し、精度管理表に取りまとめるものとする。</p> <p>5 数値地形モデルファイルの点検結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。</p>	<p>（数値地形モデルファイルの点検）</p> <p>第405条 数値地形モデルファイルの点検は、前条で作成した数値地形モデルファイルを用いて行うものとする。</p> <p>2 数値地形モデルファイルの標高点精度は、第395条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 点検位置は数値地形モデルファイルから無作為に抽出された標高点とする。</p> <p>4 点検は、デジタルステレオ図化機等を用いて計測された標高点と抽出された数値地形モデルファイルの標高点を比較し、精度管理表にまとめるものとする。</p> <p>5 数値地形モデルファイルの点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</p>	変更 表現の適正化
<p>第4節 正射変換</p>	<p>第4節 正射変換</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第322条 「正射変換」とは、数値写真を中心投影から正射投影に変換し、正射投影画像を作成する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第406条 「正射変換」とは、数値写真を中心投影から正射投影に変換し、正射投影画像を作成する作業をいう。</p>	
<p>（正射投影画像の作成）</p> <p>第323条 正射投影画像は、数値写真を標定し、数値地形モデルを用いて作成するものとする。</p> <p>2 正射投影画像の地上画素寸法は、第311条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 内部標定は、第215条の規定を準用する。</p> <p>4 対地標定は、同時調整等で得られた成果を用いて行うものとする。</p>	<p>（正射投影画像の作成）</p> <p>第407条 正射投影画像は、数値写真を標定し、数値地形モデルを用いて作成するものとする。</p> <p>2 正射投影画像の地上画素寸法は、第395条第2項の規定を準用する。</p> <p>3 内部標定は、第301条の規定を準用する。</p> <p>4 対地標定は、同時調整等で得られた成果を用いて行うものとする。</p>	変更

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
第5節 モザイク	第5節 モザイク	
<p>（要 旨）</p> <p>第324条 「モザイク」とは、隣接する正射投影画像をデジタル処理により結合させ、モザイク画像を作成する作業をいう。</p>	<p>（要 旨）</p> <p>第408条 「モザイク」とは、隣接する正射投影画像をデジタル処理により結合させ、モザイク画像を作成する作業をいう。</p>	
<p>（方 法）</p> <p>第325条 モザイクは、隣接する正射投影画像の接合部で著しい地物の不整合及び色調差が生じないように行うものとする。</p> <p>2 モザイクは、線状対象物においては不整合のないように努め、その他の対象物においては第311条第2項に規定する水平位置の精度を満たすものとする。</p>	<p>（方 法）</p> <p>第409条 モザイクは、隣接する正射投影画像の接合部で著しい地物の不整合及び色調差が生じないように行うものとする。</p> <p>2 モザイクは、線状対象物においては不整合のないように努め、その他の対象物においては第395条第2項に規定する水平位置の精度を満たすものとする。</p>	変更
<p>（モザイク画像の点検）</p> <p>第326条 モザイク画像の点検は、主要地物、接合部のずれ、正射投影画像間の色調差及び使用画像の適否について次の各号のとおり行うものとする。</p> <p>一 接合部の位置ずれについては、著しい歪みや段差の有無を点検する。</p> <p>二 接合部の色調の差については、著しい相違の有無を点検する。</p> <p>三 使用画像の適否については、最適な画像が使用されているかを点検する。</p> <p>2 モザイク画像の点検結果は、精度管理表に取りまとめるものとする。</p>	<p>（モザイク画像の点検）</p> <p>第410条 モザイク画像の点検は、主要地物、接合部のずれ、正射投影画像間の色調差及び使用画像の適否について次の各号のとおり行うものとする。</p> <p>一 接合部の位置ずれについては、著しい歪みや段差の有無を点検する。</p> <p>二 接合部の色調の差については、著しい相違の有無を点検する。</p> <p>三 使用画像の適否については、最適な画像が使用されているかを点検する。</p> <p>2 モザイク画像の点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</p>	表現の適正化
第6節 写真地図データファイルの作成	第6節 写真地図データファイルの作成	
<p>（要 旨）</p> <p>第327条 「写真地図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従ってモザイク画像から写真地図データファイルを図葉単位に切り出し、写真地図データファイルの位置情報として位置情報ファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p> <p>2 隣接する図葉においては、原則として同一のモザイク画像から図葉単位へ切り出すものとする。</p> <p>3 注記等のデータを取得した場合には、第4章第8節又は第9節の規定により格納するものとする。</p>	<p>（要 旨）</p> <p>第411条 「写真地図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従ってモザイク画像から写真地図データファイルを図葉単位に切り出し、写真地図データファイルの位置情報として位置情報ファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p> <p>2 隣接する図葉においては、原則として同一のモザイク画像から図葉単位へ切り出すものとする。</p> <p>3 注記等のデータを取得した場合には、第6章第8節又は第9節の規定により格納するものとする。</p>	変更
<p>（写真地図データファイル等の格納）</p> <p>第328条 写真地図データファイルの格納単位は、付録7第84条を基本とした図葉単位（以下「国土基本図の図郭」という。）とするものとする。</p> <p>2 写真地図データファイルは、原則としてT I F F形式で格納するものとする。</p> <p>3 位置情報ファイルは、写真地図データファイルごとにワールドファイル形式で格納するものとする。</p>	<p>（写真地図データファイル等の格納）</p> <p>第412条 写真地図データファイルの格納単位は、付録7第84条を基本とした図葉単位（以下「国土基本図の図郭」という。）とするものとする。</p> <p>2 写真地図データファイルは、原則としてT I F F形式で格納するものとする。</p> <p>3 位置情報ファイルは、写真地図データファイルごとにワールドファイル形式で格納するものとする。</p>	
第7節 品質評価	第7節 品質評価	
<p>（品質評価）</p> <p>第329条 写真地図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>（品質評価）</p> <p>第413条 写真地図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
第8節 成果等の整理	第8節 成果等の整理	
<p>（メタデータの作成）</p> <p>第330条 写真地図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>（メタデータの作成）</p> <p>第414条 写真地図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>（成果等）</p> <p>第331条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 写真地図データファイル</p> <p>二 位置情報ファイル</p> <p>三 数値地形モデルファイル</p> <p>四 精度管理表</p> <p>五 品質評価表</p> <p>六 メタデータ</p> <p>七 その他の資料</p>	<p>（成果等）</p> <p>第415条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 写真地図データファイル</p> <p>二 位置情報ファイル</p> <p>三 数値地形モデルファイル</p> <p>四 精度管理表</p> <p>五 品質評価表</p> <p>六 メタデータ</p> <p>七 その他の資料</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント										
(削除)	第10章 航空レーザ測量	章の削除（第4編に移動）以降、条番号の繰上げ										
	第1節 要旨											
	(要旨)											
	第416条 「航空レーザ測量」とは、航空レーザ測量システムを用いて地形を計測し、格子状の標高データである数値標高モデル（以下「グリッドデータ」という。）等の数値地形図データファイルを作成する作業をいう。											
	(地図情報レベルと格子間隔)											
	第417条 数値標高モデルの規格は、地上での格子間隔で表現するものとする。											
	2 地図情報レベルと格子間隔の関係は、次表を標準とする。											
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地図情報レベル</th> <th style="text-align: center;">格子間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">0.5m以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1000</td> <td style="text-align: center;">1m以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2500</td> <td style="text-align: center;">2m以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5000</td> <td style="text-align: center;">5m以内</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報レベル	格子間隔	500	0.5m以内	1000	1m以内	2500	2m以内	5000	5m以内	
地図情報レベル	格子間隔											
500	0.5m以内											
1000	1m以内											
2500	2m以内											
5000	5m以内											
	(工程別作業区分及び順序)											
	第418条 工程別作業区分及び順序は、次を標準とする。											
	<ul style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 固定局の設置 三 航空レーザ計測 四 調整用基準点の設置 五 三次元計測データ作成 六 オリジナルデータ作成 七 グラウンドデータ作成 八 グリッドデータ作成 九 等高線データ作成 十 数値地形図データファイル作成 十一 品質評価 十二 成果等の整理 											
	第2節 作業計画											
	(要旨)											
	第419条 作業計画は、第11条の規定によるほか、工程別に作成するものとする。											
	2 航空レーザ計測は、GNSS衛星配置等を考慮して、計測諸元、飛行コース、固定局の設置場所及びGNSS観測について計画するものとする。											
	3 「計測諸元」とは、対地高度、対地速度、コース間重複度(%)、スキャン回数、スキャン角度、パルスレート及び飛行方向・飛行直交方向の標準的取得点間距離等をいい、三次元計測データとして必要となるデータ間隔を得るための計画に使用する。											
	4 三次元計測データのデータ間隔(β)は、グリッドデータの格子間隔(α)と定数(θ)を用いた次の式により求め、格子内に1点以上になるように計画するものとする。 (式) $\beta = \alpha / \theta$ (θ: 1.1~1.5)											
	5 航空レーザ計測は、三次元計測データのデータ間隔を満たすように計画するものとする。その際、地形条件によっては、飛行コース間の重複度の調整や往復飛行による計測の設定を行う。											
	6 飛行コース間重複度は、30パーセントを標準とする。											
	7 計測対象地域は、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸して計測するように設計する。											
	8 固定局の設置場所は、上空視界や基線距離等を考慮し計画するものとする。											

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																
	<p>9 <u>G N S S観測計画は、最新の軌道情報を用いて受信可能な衛星数等を考慮して行うものとする。</u></p>																	
	<p>第3節 固定局の設置</p>																	
	<p><u>(固定局の設置)</u> 第420条 「固定局の設置」とは、航空レーザ測量において、レーザ測距装置の位置をキネマティック法で求めるための地上固定局を設置することをいう。 2 固定局の設置は、計測対象地域内の基線距離が50キロメートルを超えないように選定するものとする。 3 固定局には、電子基準点を用いることを原則とする。 4 新たに固定局を設置する場合は、1級基準点測量及び3級水準測量により水平位置及び標高値を求めるものとする。 5 固定局を設置した場合は、固定局明細表を作成するものとする。</p>																	
	<p><u>(固定局の点検)</u> 第421条 固定局の点検は、固定局の設置時に状況調査を行い、次の各号について行うものとする。 一 上空視界の確保及びデータ取得の有無 二 計測対象地域における選定の良否 三 固定局の水平位置及び標高値精度の確保 四 G N S Sアンテナの固定の確保</p>																	
	<p>第4節 航空レーザ計測</p>																	
	<p><u>(航空レーザ計測)</u> 第422条 「航空レーザ計測」とは、航空レーザ測量システムを用いて、計測データを取得する作業をいう。</p>																	
	<p><u>(航空レーザ測量システム)</u> 第423条 航空レーザ測量システムは、G N S S / I M U装置、レーザ測距装置及び解析ソフトウェアから構成するものとする。 2 構成する機器等の性能は、次のとおりとする。 一 航空機搭載のG N S Sアンテナ及び受信機 イ G N S Sアンテナは、航空機の頂部に確実に固定できること。 ロ G N S S観測データを1秒以下の間隔で取得できること。 ハ 2周波で搬送波位相を観測できること。 二 キネマティック解析ソフトウェアは、次の機能を有するものを標準とする。 イ キネマティック解析にて基線ベクトルの解析ができること。 ロ 解析結果の評価項目を表示できること。 三 G N S S測量機は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1457 1402 2021 1528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平成分</td> <td>0.3m</td> </tr> <tr> <td>高さ成分</td> <td>0.3m</td> </tr> </tbody> </table> <p>四 I M U イ I M Uは、センサ部のローリング、ピッチング、ヘディングの3軸の傾き及び加速度が計測可能で、解析結果の標準偏差及びデータ取得間隔が次表に掲げるもの又はこれらと同等以上の性能を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1682 2071 1892"> <thead> <tr> <th>センサ部</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ローリング</td> <td>0.015度</td> </tr> <tr> <td>ピッチング</td> <td>0.015度</td> </tr> <tr> <td>ヘディング</td> <td>0.035度</td> </tr> <tr> <td>データ取得間隔</td> <td>0.005秒</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ I M Uは、レーザ測距装置に直接装着できること。</p>	項目	性能	水平成分	0.3m	高さ成分	0.3m	センサ部	性能	ローリング	0.015度	ピッチング	0.015度	ヘディング	0.035度	データ取得間隔	0.005秒	
項目	性能																	
水平成分	0.3m																	
高さ成分	0.3m																	
センサ部	性能																	
ローリング	0.015度																	
ピッチング	0.015度																	
ヘディング	0.035度																	
データ取得間隔	0.005秒																	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p><u>五 レーザ測距装置</u></p> <p><u>イ ファーストパルス及びラストパルスの2パルス以上計測できること。</u></p> <p><u>ロ スキャン機能を有すること。</u></p> <p><u>ハ 眼等の人体への悪影響を防止する機能を有していること。</u></p> <p><u>ニ 安全基準が明確に示されていること。</u></p> <p><u>六 解析ソフトウェアは、計測点の三次元位置が算出できること。</u></p> <p><u>七 航空レーザ測量システムは、ボアサイトキャリブレーションを実施したものを、キャリブレーションの有効期間は6ヶ月とする。</u></p> <p><u>八 機器点検内容を記録した点検記録は、作業着手前に作成するものとする。</u></p>	
	<p><u>(計測データの取得)</u></p> <p><u>第424条 計測データの取得は、固定局のGNSS観測データ、航空機上のGNSS観測データ、IMU観測データ及びレーザ測距データについて行うものとする。</u></p> <p><u>2 同一コースの航空レーザ計測は、直線かつ等高度で行うことを原則とする。ただし、回転翼航空機を利用する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>3 同一コースにおける対地速度は一定の速度を保つように努めるものとする。</u></p> <p><u>4 計測対象地域は、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について取得するものとする。</u></p> <p><u>5 GNSS観測については、次の方法により行うものとする。</u></p> <p><u>一 固定局及び航空機上のGNSS観測のデータ取得間隔は1秒以下とする。</u></p> <p><u>二 取得時のGNSS衛星の数は、第37条第2項第二号の規定を準用する。</u></p> <p><u>三 GNSS観測結果等は、GNSS衛星の配置等を記載した手簿、記簿等の資料、基線解析結果等を記載した精度管理表に整理する。</u></p>	
	<p><u>(航空レーザ用数値写真)</u></p> <p><u>第425条 航空レーザ用数値写真は、空中から地表を撮影した画像データで、フィルタリング及び点検のために撮影するものとする。</u></p> <p><u>2 航空レーザ用数値写真は、次の各号に留意して撮影するものとする。</u></p> <p><u>一 航空レーザ計測と同時期に撮影することを標準とする。</u></p> <p><u>二 建物等の地表遮蔽物が確認できる解像度とし、地上画素寸法は1.0メートル以下を標準とする。</u></p> <p><u>三 撮影は、計測対象地域を網羅する範囲とする。</u></p>	
	<p><u>(航空レーザ計測の点検)</u></p> <p><u>第426条 航空レーザ計測の点検は、航空レーザ計測終了時に、速やかに行い、精度管理表等を作成し、再計測が必要か否かの判定を行うものとする。</u></p> <p><u>2 点検は、次の各号について行うものとする。</u></p> <p><u>一 固定局、航空機搭載のGNSS測量機の作動及びデータ収録状況の良否</u></p> <p><u>二 サイクルスリップ状況の有無</u></p> <p><u>三 航空レーザ計測範囲の良否</u></p> <p><u>四 航空レーザ用数値写真の撮影範囲及び画質の良否</u></p> <p><u>五 計測高度及び計測コースの良否</u></p> <p><u>3 キネマティック解析結果の点検は、計測コース上において次の各号について行うものとする。</u></p> <p><u>一 最少衛星数</u></p> <p><u>二 DOP (PDOP、HDOP、VDOP) 値</u></p> <p><u>三 解の品質</u></p> <p><u>四 位置の往復解の差</u></p> <p><u>五 位置の標準偏差の平均値と最大値</u></p> <p><u>4 最適軌跡解析結果の点検は、計測コース上において次の各号について行うものとする。</u></p> <p><u>一 GNSS解とIMU解の整合性</u></p> <p><u>二 位置の標準偏差の平均値と最大値</u></p> <p><u>三 姿勢の標準偏差の平均値と最大値</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p>5 <u>計測データの点検は、次の各号について行うものとする。</u></p> <p>一 <u>コースごとの計測漏れ</u></p> <p>二 <u>飛行コース上の飛行軌跡</u></p> <p>6 <u>点検資料として、次の各号について作成するものとする。</u></p> <p>一 <u>キネマティック解析処理時に出力される計測時間帯の衛星数及びPDOP図</u></p> <p>二 <u>コースごとの計測範囲を重ね書きした計測漏れの点検図</u></p> <p>三 <u>飛行コース上に飛行軌跡を展開した航跡図</u></p> <p>四 <u>航空レーザ計測記録</u></p> <p>五 <u>航空レーザ計測作業日誌</u></p> <p>六 <u>GNSS衛星の配置等を記載した手簿、記簿</u></p> <p>七 <u>GNSS/IMU計算精度管理表</u></p> <p>7 <u>電子基準点以外の固定局を使用した場合には、点検資料として次の各号について作成するものとする。</u></p> <p>一 <u>固定局観測記録簿</u></p> <p>二 <u>GNSS観測データファイル説明書</u></p> <p>8 <u>点検結果により、再計測の必要がある場合は、速やかに行うものとする。</u></p>	
	<p>第5節 調整用基準点の設置</p> <p><u>(調整用基準点の設置)</u></p> <p>第427条 <u>「調整用基準点の設置」とは、三次元計測データの点検及び調整を行うための基準点（以下「調整用基準点」という。）を設置する作業をいう。</u></p> <p>2 <u>調整用基準点の設置は、次の各号により行うものとする。</u></p> <p>一 <u>設置場所は、平坦で所定の格子間隔の2倍から3倍までの辺長があるグラウンド、空き地、道路、公園及び屋上等で、樹木や歩道の段差等の障害物がなく、計測が可能な場所とする。</u></p> <p>二 <u>点数は、作業地域の面積（平方キロメートル）を25で割った値に1を足した値を標準とし、最低数は4点とする。</u></p> <p>三 <u>配点は、作業地域の四隅に設置することを原則とし、所定の平坦地や水準点の位置を考慮し、作業地域全体で均一になるようにするものとする。</u></p>	
	<p><u>(調整用基準点の測定)</u></p> <p>第428条 <u>調整用基準点の測定は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>水平位置の測定は、第2編第2章で規定する4級基準点測量により行う。ただし、近傍に必要な既知点がない場合には、第59条第6項第二号に規定する単点観測法に準じて行うことができる。</u></p> <p>二 <u>標高の測定は、第2編第3章で規定する4級水準測量により行う。ただし、近傍に必要な水準点がない場合には、4級水準測量に代えて、測定する調整用基準点に最も近い2点以上の水準点を既知点としたGNSS観測のスタティック法により標高を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>調整用基準点配点図及び調整用基準点明細表を作成するものとする。なお、調整用基準点明細表には現況等を撮影した写真を添付する。</u></p>	
	<p>第6節 三次元計測データの作成</p> <p><u>(三次元計測データの作成)</u></p> <p>第429条 <u>「三次元計測データの作成」とは、航空レーザ計測データを統合解析し、計測位置の三次元座標データを作成する作業をいう。</u></p> <p>2 <u>三次元計測データを作成する際は、断面表示、鳥瞰表示等により、隣接する建物等に複数回反射して得られるノイズ等によるエラー計測部分を削除するものとする。</u></p> <p>3 <u>三次元計測における地上座標値は、センチメートル位とする。</u></p>	
	<p><u>(三次元計測データの点検)</u></p> <p>第430条 <u>三次元計測データの点検は、調整用基準点成果との比較により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>調整用基準点と三次元計測データとの比較点検は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>調整用基準点と比較する三次元計測データは、所定の格子間隔と同一半径の円又は2倍辺長の正方形内の</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p><u>計測データを平均したものとする。</u></p> <p><u>二 各調整用基準点において調整用基準点と三次元計測データとの較差を求め、その平均値とRMS誤差等を求めるものとする。</u></p> <p><u>三 全ての調整用基準点において三次元計測データの平均値との較差を求め、その平均値との標準偏差等を求めるものとする。</u></p> <p><u>四 点検結果は、三次元計測データ点検表及び調整用基準点調査表に整理するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の点検の結果に対する措置は、次のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>一 各調整用基準点における点検の結果、較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上又はRMS誤差が30センチメートル以上の場合は、原因を調査の上、再計算処理又は再測等の是正処置を講じる。</u></p> <p><u>二 全ての調整用基準点での点検の結果、較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上又は標準偏差が25センチメートル以上の場合は、原因を調査の上、再計算処理又は再測等の是正処置を講じる。ただし、較差の傾向が、作業地域全体で同じ場合は第437条の規定に基づき補正を行う。</u></p>	
	<p><u>（コース間標高値の点検）</u></p> <p><u>第431条 コース間標高値の点検は、コース間の重複部分に点検箇所を選定し、コースごとの標高値の比較点検を行うものとする。</u></p> <p><u>2 点検箇所を選定と点検は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>一 点検箇所の数は、（コース長 キロメートル／10＋1）の小数点以下切り上げとする。</u></p> <p><u>二 点検箇所の配置は、重複部分のコースの端点に取り、重複部分の上下に均等に配置する。</u></p> <p><u>三 山間部、線状地域等の地形条件の場合は配置及び点数を変更することができる。</u></p> <p><u>四 点検箇所の標高値は、平坦で明瞭な地点を選定し、格子間隔と同一半径の円又はおおむね2倍に辺長の正方形内の計測データを平均したものとする。</u></p> <p><u>五 重複コースごとの各コースの点検箇所の標高値の較差を求め、較差の平均値等を求めるものとする。</u></p> <p><u>六 重複コースごとの標高値の較差の平均値の絶対値が30センチメートル以上の場合は、点検箇所の再選定又は点検結果からキャリブレーション値の再計測と計測データの再補正を行うものとする。</u></p> <p><u>3 コース間標高値の点検の整理は、コース間点検箇所残差表で行うものとする。また、配点図は、コース間点検箇所配点図を作成するものとする。</u></p>	
	<p><u>（再点検）</u></p> <p><u>第432条 作業終了後には、調整用基準点配点図、調整用基準点明細表、三次元計測データ点検表、調整用基準点調査表、コース間点検箇所配点図及びコース間点検箇所残差表を作成し、これらに航空レーザ測量用数値写真を用いて、次の各号の点検を行うものとする。</u></p> <p><u>一 調整用基準点の配点及び設置箇所の適否</u></p> <p><u>二 調整用基準点と三次元計測データとの較差の平均値と標準偏差の適否</u></p> <p><u>三 点検箇所の配点と選点箇所の適否</u></p> <p><u>四 点検箇所の標高値の較差の平均値と標準偏差の適否</u></p>	
	<p><u>（航空レーザ用写真地図データの作成）</u></p> <p><u>第433条 航空レーザ用写真地図データの作成は、航空レーザ用数値写真及び三次元計測データ等を用いて正射変換により行うものとする。</u></p> <p><u>2 航空レーザ用写真地図データファイルの作成は、次の各号により作成するものとする。</u></p> <p><u>一 ファイルの単位は、国土基本図の図郭の単位を原則とする。</u></p> <p><u>二 データの形式は、TIFFとする。</u></p> <p><u>三 位置情報ファイルは、ワールドファイル形式とする。</u></p>	
	<p><u>（水部ポリゴンデータの作成）</u></p> <p><u>第434条 水部ポリゴンデータは、航空レーザ用写真地図データを用いて水部の範囲を対象に作成するものとする。</u></p> <p><u>2 「水部」とは、海部のほか、河川、池等地表が水で覆われている場所とする。</u></p> <p><u>3 水部ポリゴンデータの作成は、所定の格子間隔により決定するものとする。ただし、水部が存在しない場合は、作業を省略することができる。</u></p>	
	<p><u>（欠測率の計算）</u></p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																			
	<p>第435条 欠測率の計算は、計画する格子間隔を単位とし、三次元計測データの欠測の割合を算出するものとする。</p> <p>2 「欠測」とは、三次元計測データを格子間隔で区切り、1つの格子内に三次元計測データがない場合をいう。ただし、水部は含まないものとする。</p> <p>3 欠測率は、対象面積に対する欠測の割合を示すものであり、次の計算式で求めるものとする。 欠測率＝（欠測格子数／格子数）×100</p> <p>4 計算は、国土基本図の図郭ごとに行い、欠測率は、欠測率調査表に整理するものとする。</p> <p>5 欠測率は、格子間隔が1メートルを超える場合は10パーセント以下、1メートル以下の場合は15パーセント以下を標準とする。</p>																				
	<p>（データの点検）</p> <p>第436条 データの点検は、図形編集装置等を用いて行うものとする。</p> <p>2 点検は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 主要地物（道路等）に着目し、航空レーザ用写真地図データの画像接合部の著しいずれの有無</p> <p>二 水部ポリゴンデータの取得漏れの有無</p> <p>三 水部ポリゴンデータ接合の良否</p> <p>四 欠測率の良否</p>																				
	<p>第7節 オリジナルデータの作成</p>																				
	<p>（オリジナルデータの作成）</p> <p>第437条 「オリジナルデータの作成」とは、三次元計測データから調整用基準点成果を用いて点検・調整した三次元座標データを作成する作業をいう。</p> <p>2 調整用基準点と三次元計測データとの較差の平均値の絶対値が25センチメートル以上の場合、地域全体について補正を行うものとする。</p> <p>3 補正処理は、地域全体の三次元データの標高値を上下の一律シフトの平行移動による補正とする。</p>																				
	<p>（オリジナルデータの点検）</p> <p>第438条 オリジナルデータの点検は、オリジナルデータ作成の補正前及び補正後において行い、作業の終了時において再点検を行うものとする。</p> <p>2 補正を行いオリジナルデータを作成した場合は、補正後の較差の平均値と標準偏差が許容範囲内であるかを調整用基準点残差表により点検するものとする。</p>																				
	<p>第8節 グラウンドデータの作成</p>																				
	<p>（グラウンドデータの作成）</p> <p>第439条 「グラウンドデータの作成」とは、オリジナルデータからフィルタリング処理により地表面の三次元座標データを作成する作業をいう。</p> <p>2 グラウンドデータは、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について作成するものとする。</p> <p>3 「フィルタリング」とは、地表面以外のデータを取り除く作業をいう。対象項目は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1427 1514 2689 1936"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交通施設</td> <td>道路施設等</td> <td>道路橋（長さ5m以上）、高架橋、横断歩道橋、照明灯、信号灯、道路情報板等</td> </tr> <tr> <td>鉄道施設</td> <td>鉄道橋（長さ5m以上）、高架橋（モノレールの高架橋含む）、跨線橋、プラットホーム、プラットホーム上屋、架線支柱、信号灯支柱</td> </tr> <tr> <td>移動体</td> <td>駐車車両、鉄道車両、船舶</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>建物及び付属施設等</td> <td>一般住宅、工場、倉庫、公共施設、駅舎、無壁舎、温室、ビニールハウス、競技場のスタンド、門、プール（土台部分含む）、へい</td> </tr> <tr> <td>小物体</td> <td></td> <td>記念碑、鳥居、貯水槽、肥料槽、給水塔、起重機、煙突、高塔、電波塔、灯台、灯標、輸送管（地上、空間）、送電線</td> </tr> <tr> <td>水部等</td> <td>水部に関する構造物</td> <td>浮き栈橋、水位観測施設、河川表示板</td> </tr> <tr> <td>植生</td> <td></td> <td>樹木※1、竹林※1、生垣※1</td> </tr> </tbody> </table>	交通施設	道路施設等	道路橋（長さ5m以上）、高架橋、横断歩道橋、照明灯、信号灯、道路情報板等	鉄道施設	鉄道橋（長さ5m以上）、高架橋（モノレールの高架橋含む）、跨線橋、プラットホーム、プラットホーム上屋、架線支柱、信号灯支柱	移動体	駐車車両、鉄道車両、船舶	建物等	建物及び付属施設等	一般住宅、工場、倉庫、公共施設、駅舎、無壁舎、温室、ビニールハウス、競技場のスタンド、門、プール（土台部分含む）、へい	小物体		記念碑、鳥居、貯水槽、肥料槽、給水塔、起重機、煙突、高塔、電波塔、灯台、灯標、輸送管（地上、空間）、送電線	水部等	水部に関する構造物	浮き栈橋、水位観測施設、河川表示板	植生		樹木※1、竹林※1、生垣※1	
交通施設	道路施設等		道路橋（長さ5m以上）、高架橋、横断歩道橋、照明灯、信号灯、道路情報板等																		
	鉄道施設		鉄道橋（長さ5m以上）、高架橋（モノレールの高架橋含む）、跨線橋、プラットホーム、プラットホーム上屋、架線支柱、信号灯支柱																		
	移動体	駐車車両、鉄道車両、船舶																			
建物等	建物及び付属施設等	一般住宅、工場、倉庫、公共施設、駅舎、無壁舎、温室、ビニールハウス、競技場のスタンド、門、プール（土台部分含む）、へい																			
小物体		記念碑、鳥居、貯水槽、肥料槽、給水塔、起重機、煙突、高塔、電波塔、灯台、灯標、輸送管（地上、空間）、送電線																			
水部等	水部に関する構造物	浮き栈橋、水位観測施設、河川表示板																			
植生		樹木※1、竹林※1、生垣※1																			

改正案	現行（令和2年3月31日改正）			コメント																					
	その他	その他	大規模な改変工事中の地域※2、地下鉄工事等の開削部、資材置場等の材料、資材																						
	備考	※1 地表面として、判断できる部分は可能な限り採用するものとする。 ※2 地表面として、ほぼ恒久的であると判断できるものは採用するものとする。																							
	4 大規模な地表遮蔽部分のフィルタリングにおいて、地形表現に不具合が生じる場合は、周囲のフィルタリングしていないグラウンドデータ等を用いて内挿補間を行うものとする。																								
	<p>（低密度ポリゴンデータの作成）</p> <p>第440条 低密度ポリゴンデータは、フィルタリング結果を用いてグラウンドデータが低密度になった範囲を対象に作成するものとする。</p> <p>2 「低密度」とは、オリジナルデータがフィルタリングによりまとまって除去された範囲をいう。</p> <p>3 低密度の範囲は、第106条の数値地形図データの精度を満たせない箇所とし、等高線等の表示によって決定するものとする。</p>																								
	<p>（既存データとの整合）</p> <p>第441条 既存データとの整合は、既存データとグラウンドデータとの重複区間を設定して比較及び点検を行うものとする。</p> <p>2 点検箇所は、調整用基準点及び地表遮蔽物の影響が少ないグラウンド、空き地、道路、公園等で平坦な箇所を対象とし、国土基本図の図郭単位ごとに1箇所以上、1箇所当たりの計測数が100点以上存在することを原則とする。</p> <p>3 点検は、次のとおり行うものとする。</p> <p>一 重複範囲内のグラウンドデータを平均化し比較する。</p> <p>二 較差の平均値及び標準偏差を求める。</p> <p>三 標準偏差が30センチメートル以上の場合、オリジナルデータ等も考慮した原因を調査した上、再計算処理又は再計測等の是正措置を講じる。</p> <p>四 既存データとしてグラウンドデータがない場合は、既存データのグリッドデータとの較差に代えることができる。</p> <p>五 点検結果は、既存データ検証結果表に整理する。</p>																								
	<p>（フィルタリング点検図の作成）</p> <p>第442条 フィルタリング点検図は、フィルタリングが適切に行われたか否か、作成されたグラウンドデータの異常の有無について点検するために作成するものとする。</p> <p>2 フィルタリング点検図は、「航空レーザ用写真地図データ及び等高線データの重ね合せ図」及び「航空レーザ用写真地図データ、オリジナルデータ、水部ポリゴン及び低密度ポリゴンの重ね合せ図」の2種類を作成するものとする。ただし、航空レーザ用写真地図データが作成されていない場合は、航空レーザ用写真地図データに代えてオリジナルデータから作成された陰影段彩図等とすることができる。</p> <p>3 フィルタリング点検図は、国土基本図の図郭単位で作成するものとする。</p> <p>4 フィルタリング点検図は、格子間隔の地図情報レベルに対応した縮尺で出力するものとする。</p> <p>5 「航空レーザ用写真地図データ及び等高線データの重ね合せ図」における等高線の間隔及び色区分は、次表を標準とする。また、計曲線には等高線データ数値を付加し、凹地については凹地記号をそれぞれ付加するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1694 1623 2318 1732"> <thead> <tr> <th>等高線種類</th> <th>間隔</th> <th>色区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計曲線</td> <td>5m</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>主曲線</td> <td>1m</td> <td>赤色</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 「航空レーザ用写真地図データ、オリジナルデータ、水部ポリゴン及び低密度ポリゴンの重ね合せ図」における色区分は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1486 1843 2525 1982"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>色区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オリジナルデータでグラウンドデータとして採用された点</td> <td></td> <td>赤色</td> </tr> <tr> <td>オリジナルデータでフィルタリングにより削除された点</td> <td></td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>水部ポリゴンの境界線</td> <td></td> <td>紺色</td> </tr> </tbody> </table>			等高線種類	間隔	色区分	計曲線	5m	黄色	主曲線	1m	赤色	項	目	色区分	オリジナルデータでグラウンドデータとして採用された点		赤色	オリジナルデータでフィルタリングにより削除された点		黄色	水部ポリゴンの境界線		紺色	
等高線種類	間隔	色区分																							
計曲線	5m	黄色																							
主曲線	1m	赤色																							
項	目	色区分																							
オリジナルデータでグラウンドデータとして採用された点		赤色																							
オリジナルデータでフィルタリングにより削除された点		黄色																							
水部ポリゴンの境界線		紺色																							

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント						
	<table border="1" data-bbox="1492 142 2522 184"> <tr> <td data-bbox="1492 142 2276 184">低密度ポリゴンの境界線</td> <td data-bbox="2276 142 2522 184">緑色</td> </tr> </table> <p data-bbox="1406 222 2718 296">7 <u>フィルタリング点検図は、図郭から格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について作成するものとする。</u></p>	低密度ポリゴンの境界線	緑色					
低密度ポリゴンの境界線	緑色							
	<p data-bbox="1406 302 1709 333"><u>（フィルタリングの点検）</u></p> <p data-bbox="1406 338 2659 369"><u>第443条</u> <u>フィルタリングの点検は、フィルタリング点検図を用いて次の各号について行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1427 373 2481 405">一 <u>第439条第3項に規定するフィルタリング対象項目のオリジナルデータ採否の適否</u> <li data-bbox="1427 409 1774 441">二 <u>水部ポリゴン範囲の適否</u> <li data-bbox="1427 445 1798 476">三 <u>低密度ポリゴン範囲の適否</u> <p data-bbox="1406 487 2398 518">2 <u>フィルタリングについて、点検測量を全体の5パーセント実施するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 522 2718 554">3 <u>フィルタリングの良否の判断が困難な場合は、図形編集装置を用いた断面表現等により点検するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 558 2294 590">4 <u>フィルタリングの点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>							
	<p data-bbox="1406 644 1774 676">第9節 <u>グリッドデータの作成</u></p>							
	<p data-bbox="1406 680 1709 711"><u>（グリッドデータの作成）</u></p> <p data-bbox="1406 716 2718 789"><u>第444条</u> <u>「グリッドデータの作成」とは、グラウンドデータから内挿補間により格子状の標高データを作成する作業をいう。</u></p> <p data-bbox="1406 793 2110 825">2 <u>グリッドデータの標高値の精度は、次表を標準とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1605 829 2448 934"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 829 2172 861">項 目</th> <th data-bbox="2172 829 2448 861">標高値(標準偏差)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 865 2172 896">格子間隔内にグラウンドデータがある場合</td> <td data-bbox="2172 865 2448 896">0.3m以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 900 2172 932">格子間隔内にグラウンドデータがない場合</td> <td data-bbox="2172 900 2448 932">2.0m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1406 974 2237 1005">3 <u>グリッドデータは、国土基本図の図郭単位で作成するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 1010 2718 1121">4 <u>グリッドデータへの標高値の内挿補間法は、地形形状及びグリッドデータの使用目的並びにグラウンドデータの密度を考慮し、TIN、最近隣法を用いることを標準とする。ただし、データの欠損が多い箇所については、Kriging法により内挿補間することができるものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 1125 2718 1199">5 <u>グリッドデータの各点については、必要に応じてフィルタリング状況又は水部状況を表す属性を付与するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 1203 2184 1234">6 <u>グリッドデータにおける標高値は、0.1メートル位とする。</u></p>	項 目	標高値(標準偏差)	格子間隔内にグラウンドデータがある場合	0.3m以内	格子間隔内にグラウンドデータがない場合	2.0m以内	
項 目	標高値(標準偏差)							
格子間隔内にグラウンドデータがある場合	0.3m以内							
格子間隔内にグラウンドデータがない場合	2.0m以内							
	<p data-bbox="1406 1243 1789 1274"><u>（グリッドデータ点検図の作成）</u></p> <p data-bbox="1406 1278 2718 1352"><u>第445条</u> <u>グリッドデータ点検図は、作成されたグリッドデータに異常がないか及び隣接図との接合が適切に行われているかを点検するために作成するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 1356 2718 1430">2 <u>グリッドデータの点検を図形編集装置により行う場合には、グリッドデータ点検図作成を省略することができる。</u></p> <p data-bbox="1406 1434 2718 1507">3 <u>グリッドデータ点検図は、国土基本図の図郭単位に作成された陰影段彩図を標準とし、低密度ポリゴンの境界線を重ね合わせて表示するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 1512 2525 1543">4 <u>陰影段彩図は、地図情報レベル5000から10000を標準として作成するものとする。</u></p> <p data-bbox="1406 1547 2718 1621">5 <u>作業地域に隣接して既存データが存在する場合は、作業地域の外周に格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲について作成することを標準とする。</u></p>							
	<p data-bbox="1406 1623 1709 1654"><u>（グリッドデータの点検）</u></p> <p data-bbox="1406 1659 2718 1732"><u>第446条</u> <u>グリッドデータの点検は、グリッドデータ点検図又は図形編集装置を用いて次の各号について行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1427 1736 1774 1768">一 <u>所定の格子間隔等の適否</u> <li data-bbox="1427 1772 1748 1803">二 <u>標高値の誤記及び脱落</u> <li data-bbox="1427 1808 1614 1839">三 <u>水部の範囲</u> <li data-bbox="1427 1843 1641 1875">四 <u>低密度の範囲</u> <li data-bbox="1427 1879 1614 1911">五 <u>接合の良否</u> <p data-bbox="1406 1921 2294 1953">2 <u>グリッドデータの点検結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。</u></p>							

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																	
	<p>第10節 等高線データの作成</p> <p><u>（等高線データの作成）</u></p> <p><u>第447条 「等高線データの作成」とは、グラウンドデータ又はグリッドデータから自動生成により等高線データを作成する作業をいう。</u></p> <p><u>2 等高線データの作成は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>等高線データは、国土基本図の図郭単位で作成するものとする。</u></p> <p>二 <u>グラウンドデータ又はグリッドデータの間隔は、次表を標準とする。なお、グラウンドデータ及びグリッドデータは、作業地域の外周を格子間隔の10倍以上の距離を延伸した範囲のものを使用することとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1561 489 2564 724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地図情報 レベル</th> <th rowspan="2">主曲線</th> <th rowspan="2">計曲線</th> <th colspan="3">グラウンドデータ、グリッドデータ</th> </tr> <tr> <th>約1m</th> <th>約2m</th> <th>約5m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500</td> <td>1m</td> <td>5m</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1000</td> <td>1m</td> <td>5m</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2500</td> <td>2m</td> <td>10m</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5000</td> <td>5m</td> <td>25m</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	地図情報 レベル	主曲線	計曲線	グラウンドデータ、グリッドデータ			約1m	約2m	約5m	500	1m	5m	○	—	—	1000	1m	5m	○	—	—	2500	2m	10m	○	○	—	5000	5m	25m	○	○	○	
地図情報 レベル	主曲線				計曲線	グラウンドデータ、グリッドデータ																													
		約1m	約2m	約5m																															
500	1m	5m	○	—	—																														
1000	1m	5m	○	—	—																														
2500	2m	10m	○	○	—																														
5000	5m	25m	○	○	○																														
	<p><u>（等高線データの点検）</u></p> <p><u>第448条 等高線データの点検は、図形編集装置、出力図等を用いて行うものとする。</u></p> <p><u>2 点検内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>等高線データの誤記及び脱落</u></p> <p>二 <u>等高線データ形状の良否</u></p>																																		
	<p>第11節 数値地形図データファイルの作成</p> <p><u>（要旨）</u></p> <p><u>第449条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</u></p> <p><u>2 本節において数値地形図データファイルは、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>オリジナルデータ</u></p> <p>二 <u>グラウンドデータ</u></p> <p>三 <u>グリッドデータ</u></p> <p>四 <u>水部ポリゴンの境界線</u></p> <p>五 <u>低密度ポリゴンの境界線</u></p> <p>六 <u>航空レーザ用写真地図データ</u></p> <p>七 <u>位置情報ファイル</u></p> <p>八 <u>等高線データ</u></p> <p>九 <u>格納データリスト</u></p>																																		
	<p>第12節 品質評価</p> <p><u>（品質評価）</u></p> <p><u>第450条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</u></p>																																		
	<p>第13節 成果等の整理</p>																																		
	<p><u>（メタデータの作成）</u></p> <p><u>第451条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</u></p>																																		
	<p><u>（成果等）</u></p> <p><u>第452条 成果等は、次の各号のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>数値地形図データファイル</u></p> <p>二 <u>作業記録</u></p>																																		

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
	<p>三 <u>精度管理表</u></p> <p>四 <u>品質評価表</u></p> <p>五 <u>メタデータ</u></p> <p>六 <u>その他の資料</u></p>	
第8章 地図編集	第11章 地図編集	
第1節 要旨	第1節 要旨	
<p>(要旨)</p> <p>第332条 「地図編集」とは、既成の数値地形図データを基に、編集資料を参考にして、必要とする表現事項を定められた方法によって編集し、新たな数値地形図データ（以下「編集原図データ」という。）を作成する作業をいう。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第453条 「地図編集」とは、既成の数値地形図データを基に、編集資料を参考にして、必要とする表現事項を定められた方法によって編集し、新たな数値地形図データ（以下「編集原図データ」という。）を作成する作業をいう。</p>	
<p>(基図データ)</p> <p>第333条 「基図データ」とは、編集原図データの骨格的表現事項を含む既成の数値地形図データをいう。</p> <p>2 基図データは、次の各号を満たさなければならない。</p> <p>一 内容が新しく、かつ、必要な精度を有するもの。</p> <p>二 編集原図データの地図情報レベルと同等又はそれより小さい地図情報レベルのもの。</p>	<p>(基図データ)</p> <p>第454条 「基図データ」とは、編集原図データの骨格的表現事項を含む既成の数値地形図データをいう。</p> <p>2 基図データは、次の各号を満たさなければならない。</p> <p>一 内容が新しく、かつ、必要な精度を有するもの。</p> <p>二 編集原図データの地図情報レベルと同等又はそれより小さい地図情報レベルのもの。</p>	
<p>(地図編集)</p> <p>第334条 地図編集は、原則として編集原図データの地図情報レベルで行うものとする。</p>	<p>(地図編集)</p> <p>第455条 地図編集は、原則として編集原図データの地図情報レベルで行うものとする。</p>	
<p>(編集資料)</p> <p>第335条 「編集資料」とは、基準点測量成果、地図（数値地形図データ及び写真地図データを含む。）、<u>数値写真</u>、数値図化データ及びその他の資料をいう。</p> <p>2 編集資料は、基図データと同様に、内容が新しく、かつ、必要な精度及び信頼性を有するものでなければならない。</p>	<p>(編集資料)</p> <p>第456条 「編集資料」とは、基準点測量成果、地図（数値地形図データ及び写真地図データを含む。）、<u>空中写真</u>、数値図化データ及びその他の資料をいう。</p> <p>2 編集資料は、基図データと同様に、内容が新しく、かつ、必要な精度及び信頼性を有するものでなければならない。</p>	表現の適正化
<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第336条 工程別作業区分及び順序の標準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 作業計画</p> <p>二 資料収集及び整理</p> <p>三 編集原稿データの作成</p> <p>四 数値編集</p> <p>五 数値地形図データファイルの作成</p> <p>六 品質評価</p> <p>七 成果等の整理</p>	<p>(工程別作業区分及び順序)</p> <p>第457条 工程別作業区分及び順序の標準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 作業計画</p> <p>二 資料収集及び整理</p> <p>三 編集原稿データの作成</p> <p>四 数値編集</p> <p>五 数値地形図データファイルの作成</p> <p>六 品質評価</p> <p>七 成果等の整理</p>	
第2節 作業計画	第2節 作業計画	
<p>(要旨)</p> <p>第337条 作業計画は、第11条の規定によるほか、基図データ及び編集資料を考慮し、作業工程別に作成するものとする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第458条 作業計画は、第11条の規定によるほか、基図データ及び編集資料を考慮し、作業工程別に作成するものとする。</p>	
第3節 資料収集及び整理	第3節 資料収集及び整理	
<p>(要旨)</p> <p>第338条 「資料収集及び整理」とは、基図データ及び編集資料を収集し、内容を点検の上、後続の作業工程を考慮して整理する作業をいう。</p> <p>2 収集した資料は、図式の項目別、地域別、図葉別等に分類及び整理するものとする。</p> <p>3 内容の正確さ及び信頼性について分析及び評価するものとする。</p>	<p>(要旨)</p> <p>第459条 「資料収集及び整理」とは、基図データ及び編集資料を収集し、内容を点検の上、後続の作業工程を考慮して整理する作業をいう。</p> <p>2 収集した資料は、図式の項目別、地域別、図葉別等に分類及び整理するものとする。</p> <p>3 内容の正確さ及び信頼性について分析及び評価するものとする。</p>	
第4節 編集原稿データの作成	第4節 編集原稿データの作成	
(要旨)	(要旨)	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第339条 「編集原稿データの作成」とは、基図データ及び編集資料を図形編集装置に表示させ又は取り込む作業をいう。</p> <p>2 図形編集装置の構成は、第113条の規定を準用する。</p>	<p>第460条 「編集原稿データの作成」とは、基図データ及び編集資料を図形編集装置に表示させ又は取り込む作業をいう。</p> <p>2 図形編集装置の構成は、第113条の規定を準用する。</p>	
<p>（編集原稿データの作成）</p> <p>第340条 編集原稿データの作成は、基図データ及び編集資料の必要な部分を結合し又は切り出して作成するものとする。</p>	<p>（編集原稿データの作成）</p> <p>第461条 編集原稿データの作成は、基図データ及び編集資料の必要な部分を結合し又は切り出して作成するものとする。</p>	
<p>第5節 数値編集</p>	<p>第5節 数値編集</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第341条 この章において「数値編集」とは、編集資料を参考に、図形編集装置を用いて編集原図データを作成する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第462条 本章において「数値編集」とは、編集資料を参考に、図形編集装置を用いて編集原図データを作成する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>（編集原図データの作成）</p> <p>第342条 編集原図データの作成は、図形編集装置を用いて編集原稿データを付録7に基づき、適切に取捨選択、総合描示等の編集を行い、編集原図データを作成するものとする。</p> <p>2 注記データは、基図データ及び編集資料又はその他の資料に基づき、注記の位置、字大、字隔等を決定し、その属性等も併せて作成するものとする。</p>	<p>（編集原図データの作成）</p> <p>第463条 編集原図データの作成は、図形編集装置を用いて編集原稿データを付録7に基づき、適切に取捨選択、総合描示等の編集を行い、編集原図データを作成するものとする。</p> <p>2 注記データは、基図データ及び編集資料又はその他の資料に基づき、注記の位置、字大、字隔等を決定し、その属性等も併せて作成するものとする。</p>	
<p>（接合）</p> <p>第343条 隣接図との接合は、図郭線上において、相互の表現事項が正しい関係位置となるように行うものとする。</p> <p>2 編集原図データを図葉単位で作成する場合は、隣接する図郭の接合部における表示事項及び属性は、図郭線上において座標を一致させるものとする。</p>	<p>（接合）</p> <p>第464条 隣接図との接合は、図郭線上において、相互の表現事項が正しい関係位置となるように行うものとする。</p> <p>2 編集原図データを図葉単位で作成する場合は、隣接する図郭の接合部における表示事項及び属性は、図郭線上において座標を一致させるものとする。</p>	
<p>第6節 数値地形図データファイルの作成</p>	<p>第6節 数値地形図データファイルの作成</p>	
<p>（数値地形図データファイルの作成）</p> <p>第344条 この章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集原図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	<p>（数値地形図データファイルの作成）</p> <p>第465条 本章において「数値地形図データファイルの作成」とは、製品仕様書に従って編集原図データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体に記録する作業をいう。</p>	表現の適正化
<p>第7節 品質評価</p>	<p>第7節 品質評価</p>	
<p>（品質評価）</p> <p>第345条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>（品質評価）</p> <p>第466条 数値地形図データファイルの品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
<p>第8節 成果等の整理</p>	<p>第8節 成果等の整理</p>	
<p>（メタデータの作成）</p> <p>第346条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>（メタデータの作成）</p> <p>第467条 数値地形図データファイルのメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>（成果等）</p> <p>第347条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 数値地形図データファイル 二 基図データ、編集原図データ等出力図 三 精度管理表 四 品質評価表 五 メタデータ 六 その他の資料 	<p>（成果等）</p> <p>第468条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 数値地形図データファイル 二 基図データ、編集原図データ等出力図 三 精度管理表 四 品質評価表 五 メタデータ 六 その他の資料 	
<p style="text-align: center;">第9章 基盤地図情報の作成</p>	<p style="text-align: center;">第12章 基盤地図情報の作成</p>	
<p>第1節 要旨</p>	<p>第1節 要旨</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第348条 「基盤地図情報の作成」とは、第8条に規定する基盤地図情報を作成する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第469条 「基盤地図情報の作成」とは、第8条に規定する基盤地図情報を作成する作業をいう。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>2 基盤地図情報の作成は、既存の基盤地図情報を位置の基準として新たな数値地形図データを作成する作業を含むものとする。</p> <p>3 基盤地図情報の製品仕様書には、項目及び基準に関する省令第1条に規定する項目以外の数値地形図データを含めることができる。</p> <p>4 基盤地図情報のうち、測定の基準点の設置は第2編の規定を準用し、<u>この章</u>では数値地形図データの作成について規定するものとする。</p> <p>5 既に基盤地図情報が存在している作業地域において、新たに数値地形図データの測量を行う場合は、<u>地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）</u>第16条第1項の規定に基づく<u>地理空間情報活用推進基本法</u>第2条第3項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成19年国土交通省告示第1144号。以下「技術上の基準」という。）の定める技術的基準に従い、基盤地図情報を位置の基準として作成するものとする。<u>ただし</u>、基となる基盤地図情報の精度等は、メタデータ等によってあらかじめ確認しなければならない。</p> <p>6 基盤地図情報を利用して実施する修正測量、地図編集等については、図葉間の調整を図ることができる。</p>	<p>2 基盤地図情報の作成は、既存の基盤地図情報を位置の基準として新たな数値地形図データを作成する作業を含むものとする。</p> <p>3 基盤地図情報の製品仕様書には、項目及び基準に関する省令第1条に規定する項目以外の数値地形図データを含めることができる。</p> <p>4 基盤地図情報のうち、測定の基準点の設置は第2編の規定を準用し、<u>本章</u>では数値地形図データの作成について規定するものとする。</p> <p>5 既に基盤地図情報が存在している作業地域において、新たに数値地形図データの測量を行う場合は、<u>基本法</u>第16条第1項の規定に基づく<u>基本法</u>第2条第3項の基盤地図情報の整備に係る技術上の基準（平成19年国土交通省告示第1144号。以下「技術上の基準」という。）の定める技術的基準に従い、基盤地図情報を位置の基準として作成するものとする。<u>なお</u>、基となる基盤地図情報の精度等は、メタデータ等によってあらかじめ確認しなければならない。</p> <p>6 基盤地図情報を利用して実施する修正測量、地図編集等については、図葉間の調整を図ることができる。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
<p>第2節 基盤地図情報の作成方法</p>	<p>第2節 基盤地図情報の作成方法</p>	
<p>（基盤地図情報の作成方法）</p> <p>第349条 基盤地図情報の作成（更新を含む。以下同じ。）方法は、新たな測量作業による方法及び既存の測量成果等の編集により作成する方法によるものとする。</p> <p>2 新たな測量作業による方法は、<u>第2章から前章まで、及び第4編第2章から第7章までの</u>規定を適用する。</p> <p>3 既存の測量成果等を編集する方法は、<u>次節</u>の規定を適用する。</p> <p>4 新たな測量作業によって基盤地図情報を作成する場合の測量方法は、製品仕様書に規定する要求事項を満たす適切な整備方法を選択するものとする。</p> <p>5 「既存の測量成果等」とは、基本測量成果及び公共測量成果に、<u>工事竣工図</u>その他の地図に準ずる図面類（以下「地図に準ずる資料」という。）を加えたものをいう。</p> <p>6 基盤地図情報の作成は、複数の作成方法を組み合わせて行うことができる。</p>	<p>（基盤地図情報の作成方法）</p> <p>第470条 基盤地図情報の作成（更新を含む。以下同じ。）方法は、新たな測量作業による方法及び既存の測量成果等の編集により作成する方法によるものとする。</p> <p>2 新たな測量作業による方法は、<u>第2章から前章までの</u>規定を適用する。</p> <p>3 既存の測量成果等を編集する方法は、<u>第3節</u>の規定を適用する。</p> <p>4 新たな測量作業によって基盤地図情報を作成する場合の測量方法は、製品仕様書に規定する要求事項を満たす適切な整備方法を選択するものとする。</p> <p>5 「既存の測量成果等」とは、基本測量成果及び公共測量成果に、<u>工事竣工図</u>その他の地図に準ずる図面類（以下「地図に準ずる資料」という。）を加えたものをいう。</p> <p>6 基盤地図情報の作成は、複数の作成方法を組み合わせて行うことができる。</p>	<p>追加</p> <p>表現の適正化</p>
<p>第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成</p>	<p>第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第350条 「既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成」とは、当該作業地域における既存の基本測量成果、公共測量成果及び地図に準ずる資料を用いて新たな基盤地図情報を作成することをいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第471条 「既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成」とは、当該作業地域における既存の基本測量成果、公共測量成果及び地図に準ずる資料を用いて新たな基盤地図情報を作成することをいう。</p>	
<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p>第351条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 既存の測量成果等の収集及び整理 三 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 四 基盤地図情報項目の抽出 五 品質評価 六 成果等の整理 	<p>（工程別作業区分及び順序）</p> <p>第472条 工程別作業区分及び順序は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 作業計画 二 既存の測量成果等の収集及び整理 三 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 四 基盤地図情報項目の抽出 五 品質評価 六 成果等の整理 	
<p>第4節 作業計画</p>	<p>第4節 作業計画</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第352条 作業計画は、第11条の規定によるほか、既存の測量成果等を考慮し、作業工程別に作成するものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第473条 作業計画は、第11条の規定によるほか、既存の測量成果等を考慮し、作業工程別に作成するものとする。</p>	
<p>第5節 既存の測量成果等の収集及び整理</p>	<p>第5節 既存の測量成果等の収集及び整理</p>	
<p>（要旨）</p> <p>第353条 「既存の測量成果等の収集及び整理」とは、当該作業地域における既存の基本測量成果及び公共測量成果に加えて、工事竣工図その他の地図に準ずる資料を収集し、内容を点検の上、後続の作業を考慮して整理する作業をいう。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第474条 「既存の測量成果等の収集及び整理」とは、当該作業地域における既存の基本測量成果及び公共測量成果に加えて、工事竣工図その他の地図に準ずる資料を収集し、内容を点検の上、後続の作業を考慮して整理する作業をいう。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>2 作業着手前に、当該作業地域における既存の基本測量成果及び公共測量成果に加えて、工事竣工図その他の地図に準ずる資料を収集するものとする。</p> <p>3 基盤地図情報の製品仕様書に適合する既存の測量成果等を選定し、整理する。<u>ただし</u>、既存の測量成果等は、基盤地図情報の項目ごとに選定することができる。</p> <p>4 既存の基本測量成果、公共測量成果及び地図に準ずる資料の収集に当たっては、併せてデータの空間範囲、時間範囲、品質等を把握できる製品仕様書、メタデータ等の資料を収集するものとする。</p> <p>5 収集した既存の測量成果等の中の基盤地図情報の採否については、既存の測量成果等と基盤地図情報の取得基準を比較し確認するものとする。</p> <p>6 既存の測量成果等に含まれる地物の品質が、基盤地図情報に適合しているか又は調整により適合できるかを確認するものとする。</p> <p>7 既存の測量成果等の系譜（更新履歴、作成方法等）を調べ、基盤地図情報に適合しているか確認するものとする。</p> <p>8 地図に準ずる資料を用いる場合は、工事の施工状況等に基づき現地との整合性を確認するものとする。</p> <p>9 基盤地図情報の基情報となる既存の測量成果等が複数存在する場合は、最も位置精度及び現状を適切に反映している既存の測量成果等を選定するものとする。</p>	<p>2 作業着手前に、当該作業地域における既存の基本測量成果及び公共測量成果に加えて、工事竣工図その他の地図に準ずる資料を収集するものとする。</p> <p>3 基盤地図情報の製品仕様書に適合する既存の測量成果等を選定し、整理する。<u>なお</u>、既存の測量成果等は、基盤地図情報の項目ごとに選定することができる。</p> <p>4 既存の基本測量成果、公共測量成果及び地図に準ずる資料の収集に当たっては、併せてデータの空間範囲、時間範囲、品質等を把握できる製品仕様書、メタデータ等の資料を収集するものとする。</p> <p>5 収集した既存の測量成果等の中の基盤地図情報の採否については、既存の測量成果等と基盤地図情報の取得基準を比較し確認するものとする。</p> <p>6 既存の測量成果等に含まれる地物の品質が、基盤地図情報に適合しているか又は調整により適合できるかを確認するものとする。</p> <p>7 既存の測量成果等の系譜（更新履歴、作成方法等）を調べ、基盤地図情報に適合しているか確認するものとする。</p> <p>8 地図に準ずる資料を用いる場合は、工事の施工状況等に基づき現地との整合性を確認するものとする。</p> <p>9 基盤地図情報の基情報となる既存の測量成果等が複数存在する場合は、最も位置精度及び現状を適切に反映している既存の測量成果等を選定するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整</p>	<p>第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整</p>	
<p>（要旨）</p> <p><u>第354条</u> 「基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整（以下「位置整合性等の向上」という。）」とは、既存の測量成果等に記載されている地物について、図葉間の接合及び相対位置の調整を行うことをいう。</p> <p>2 隣接する区域の基盤地図情報との調整は、隣接する計画機関との協議の上、方法、時期等を決定するものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p><u>第475条</u> 「基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整（以下「位置整合性等の向上」という。）」とは、既存の測量成果等に記載されている地物について、図葉間の接合及び相対位置の調整を行うことをいう。</p> <p>2 隣接する区域の基盤地図情報との調整は、隣接する計画機関との協議の上、方法、時期等を決定するものとする。</p>	
<p>（位置整合性等の向上の区分）</p> <p><u>第355条</u> 基盤地図情報の位置整合性等の向上の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 接合は、異なる計画機関により整備された又は異なる時期に作成された基盤地図情報の境界部において、同一項目の座標を一致させる作業とする。</p> <p>二 相対位置の調整は、基盤地図情報の項目間の相対的な位置関係を調整する作業とする。</p>	<p>（位置整合性等の向上の区分）</p> <p><u>第476条</u> 基盤地図情報の位置整合性等の向上の作業区分及び作業内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 接合は、異なる計画機関により整備された又は異なる時期に作成された基盤地図情報の境界部において、同一項目の座標を一致させる作業とする。</p> <p>二 相対位置の調整は、基盤地図情報の項目間の相対的な位置関係を調整する作業とする。</p>	
<p>（接合）</p> <p><u>第356条</u> 基盤地図情報の接合は、技術上の基準を適用する。</p>	<p>（接合）</p> <p><u>第477条</u> 基盤地図情報の接合は、技術上の基準を適用する。</p>	
<p>（相対位置の調整）</p> <p><u>第357条</u> 基盤地図情報の相対位置の調整は、技術上の基準を適用する。</p> <p>2 前項の技術上の基準が規定する既存の基盤地図情報の利用基準に適合する基盤地図情報を相対位置の基準とする場合、他の基盤地図情報の項目との整合をとることができる。</p> <p>3 相対位置の調整は、次の各号によるものとする。</p> <p>一 位相の調整は、基盤地図情報間の包含、一致、オーバーラップ、接合及び離接の関係について、製品仕様書の規定を満たすよう、相対位置を調整する作業とするものとする。</p> <p>二 相対距離の調整は、基盤地図情報間の相対距離に関して、製品仕様書の規定を満たすよう、相対位置を調整する作業とするものとする。</p>	<p>（相対位置の調整）</p> <p><u>第478条</u> 基盤地図情報の相対位置の調整は、技術上の基準を適用する。</p> <p>2 前項の技術上の基準が規定する既存の基盤地図情報の利用基準に適合する基盤地図情報を相対位置の基準とする場合、他の基盤地図情報の項目との整合をとることができる。</p> <p>3 相対位置の調整は、次の各号によるものとする。</p> <p>一 位相の調整は、基盤地図情報間の包含、一致、オーバーラップ、接合及び離接の関係について、製品仕様書の規定を満たすよう、相対位置を調整する作業とするものとする。</p> <p>二 相対距離の調整は、基盤地図情報間の相対距離に関して、製品仕様書の規定を満たすよう、相対位置を調整する作業とするものとする。</p>	
<p>第7節 基盤地図情報項目の抽出</p>	<p>第7節 基盤地図情報項目の抽出</p>	
<p>（要旨）</p> <p><u>第358条</u> 「基盤地図情報項目の抽出」とは、位置整合性等を向上させた既存の測量成果等から、基盤地図情報項目を抽出し、基盤地図情報のデータ集合を作成する作業をいう。</p> <p>2 抽出する項目の範囲は、項目及び基準に関する省令に定める項目が規定された製品仕様書に従うものとする。</p> <p>3 基盤地図情報のデータ集合は、製品仕様書に規定する符号化仕様に従うものとする。</p>	<p>（要旨）</p> <p><u>第479条</u> 「基盤地図情報項目の抽出」とは、位置整合性等を向上させた既存の測量成果等から、基盤地図情報項目を抽出し、基盤地図情報のデータ集合を作成する作業をいう。</p> <p>2 抽出する項目の範囲は、項目及び基準に関する省令に定める項目が規定された製品仕様書に従うものとする。</p> <p>3 基盤地図情報のデータ集合は、製品仕様書に規定する符号化仕様に従うものとする。</p>	
<p>第8節 品質評価</p>	<p>第8節 品質評価</p>	
<p>（要旨）</p>	<p>（要旨）</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第359条 基盤地図情報の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	<p>第480条 基盤地図情報の品質評価は、第44条の規定を準用する。</p>	
<p>第9節 成果等の整理</p>	<p>第9節 成果等の整理</p>	
<p>（メタデータの作成）</p> <p>第360条 基盤地図情報のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	<p>（メタデータの作成）</p> <p>第481条 基盤地図情報のメタデータの作成は、第45条の規定を準用する。</p>	
<p>（成果等）</p> <p>第361条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基盤地図情報又は基盤地図情報を含む数値地形図データ 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	<p>（成果等）</p> <p>第482条 成果等は、次の各号のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基盤地図情報又は基盤地図情報を含む数値地形図データ 二 精度管理表 三 品質評価表 四 メタデータ 五 その他の資料 	